設置の趣旨等を記載した書類

目　　次

１．設置の趣旨及び必要性 ····· 2
２．研究科，専攻等の名称及び学位の名称 ····· 27
３．教育課程の編成の考え方及び特色 ····· 32
４．教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件 ····· 41
５．特定の課題についての研究成果の審査を行う場合 ····· 50
６．基礎となる学部との関係 ····· 51
７．多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合 · 53
８．「大学院設置基準」第２条の２（夜間開講）又は第 14 条（それに伴う教育方法の特例）による教育方法の実施 ····· 54
９．取得可能な資格 ····· 57
１０．入学者選抜の概要 ····· 58
１１．教育研究実施組織の編制の考え方及び特色 ····· 61
１２．研究の実施についての考え方，体制，取組 ····· 64
１３．施設・設備等の整備計画 ····· 65
１４．２以上の校地において教育研究を行う場合 ····· 66
１５．管理運営 ····· 68
１６．自己点検・評価 ····· 69
１７．情報の公表 ····· 70
１８．教育内容等の改善のための組織的な研修等 ····· 71

１．設置の趣旨及び必要性

1-1 設置の背景と理由・必要性

1. 社会的背景

現代社会は,「VUCA の時代」と呼ばれる，変動性（Volatility)，不確実性（Uncertainty)，複雑性（Complexity)，曖昧性（Ambiguity）が顕著に増大する時代に直面している。新型コロナウイルス感染症の世界的流行や気候変動による自然災害の激化，生成 AI 等の技術革新による急速な社会変化は，これまでに経験したことのない新たな課題を人類に突きつけている。こうした課題解決のためには，保健医療分野においても，これまでにない柔軟かつ総合的なアプローチが求められるとともに，国際社会におけるグローバルスタンダードに基づいた保健医療体制の構築が求められている。

他方，日本国内に目を向ければ，人口減少と高齢化の進展に伴い，保健医療の現場で新たな課題が次々と浮上している。社会構造や疾病構造の変化，生活習慣や価値観の多様化により，健康増進，疾病予防，障がい者支援，地域ケアシステムの構築等，保健医療分野における解決が急がれる重要なテーマも増えている。

このような時代には，従来の単一分野の視点や手法では十分に対応できず，複数の学術領域の知見を総合的に統合し，革新的な課題解決を目指す新しいアプローチが求められている。

2. 地域特性

神戸大学（以下「本学」という。）の位置する神戸は，日本の保健医療研究の先駆的な地域であり，その役割はこれからも拡大し続けることが期待されている。

阪神淡路大震災復興を契機に始まった「神戸医療産業都市構想」は，医療分野における革新的な研究と実用化を推進する全国でも類を見ないプロジェクトである。この構想は，平成 10 年にスタートし，産学官医連携の下，基礎研究から臨床応用，さらには産業化に至るまで一体的に進める枠組みを構築してきた。これにより，神戸は高度専門病院群，先端医療研究機関，医療関連企業 370 社以上が集積する，日本最大のバイオメディカルクラスターとして発展を遂げている。

この地域では，阪神淡路大震災以降，国際社会への貢献も視野に入れた取組が強化され，平成 13 年の都市再生プロジェクト選定，平成 14 年の知的クラスター創成事業選定，平成 15 年の構造改革特別区域「先端医療産業特区」認定等，国からの支援を受けながら数々の成果を挙げてきた。これらの取組は，保健医療産業の成長と市民の健康向上を目指すものであり，国際的にも大いに注目を集めている。また，神戸空港の開港やポートアイランドの開発を通じ，交通アクセスの利便性が向上し，国内外からの研究者や専門家を受け入れる環境も整備されている。

さらに，神戸はこれまでも日本における保健医療研究の先進地として，先駆的な取組を数多く展開してきた。例えば，予防接種の個別接種体制の確立（「神戸方式」)，先端医療センターの設立や難病治療における革新的技術の実用化，感染症制御に関する国際的研究プロ

ジェクトの推進，産学連携による国産初の手術支援ロボットの開発と実用化，総合知を実践する医療機器の研究開発の場であるメドテックイノベーションセンターの開設等，多岐にわたる実績がある。これらの取組は，神戸が日本の保健医療研究を牽引する都市としての地位を確立していることを示している。

今後も，神戸は，日本の保健医療研究における最先端の拠点であり続けるとともに，国際的な連携を強化し，新たな価値を創出していくことが期待される。

3. これまでの神戸大学の取組

既存の医学研究科は，明治２年（1869 年）に設立された神戸病院を前身としている。昭和 39 年（1964 年）に神戸医科大学を国立移管して本学に医学部を設置し，昭和 42 年（1967 年）に大学院医学研究科（博士課程）を設置した。この間，医学研究科及び医学部においては継続的な改革が行われ，卒後臨床教育を含めた一貫した教育体制を構築し，科学者としての視点とグローバルな視点を合わせ持つ医師，医学研究者を育成してきた。平成 13 年（2001 年）大学院医学系研究科（部局化），平成 15 年（2003 年）バイオメディカルサイエンス専攻（修士課程）設置，平成 16 年（2004 年）国立大学法人（独立行政法人）に移行した。近年は医療機器開発研究において目覚ましい成果を上げており，学内においては，工学研究科や科学技術イノベーション研究科等との連携により未来医工学研究開発センターを設置するとともに，神戸市と連携し，文部科学省地域科学実証拠点整備事業として医学部統合型医療機器研究・開発・創出拠点を形成し，工学研究科及び兵庫県立大学大学院工学研究科と連携した融合研究を進めている。さらに，令和元年度，内閣府の地方大学・地域産業創生交付金に本学が神戸市・産業界と共に提案，採択された神戸医療未来構想は，社会的要請である国産医療機器開発のイノベーションを継続的に生み出すエコシステム形成の独自の取組であり，先進医療機器の研究開発を行うとともに，創造的開発人材を育て，医療産業の更なる発展と若者の地域就業・定着の促進により地方創生の実現を目指している。これを実践する医工融合型の新教育組織として，令和５年４月に医学研究科に医療創成工学専攻を設置し，令和７年４月には医学部に医療創成工学科を設置した。

一方，保健学研究科は，明治 34 年（1901 年）に同神戸病院内に設立された看護婦養成所及び昭和 24 年（1949 年）に設置された兵庫県立医科大学附属高等看護学院を起源とする。平成６年（1994 年）の神戸大学医学部保健学科の設置，平成 11 年（1999 年）の大学院医学系研究科への保健学専攻の設置を経て，平成 20 年（2008 年）に独立した研究科となった。この間，高度専門人材及び研究者，並びに幅広い健康科学関連の職業人を育成するとともに，グローバル教育にも力を入れ，英語の授業のみで学位の単位を取得できる英語コース（ICHS: International Courses for Health Science）の開講や，アジア健康フロンティアセンターを設置し，国際的・包括的な保健医療問題の解決に取り組んでいるほか，タイやインドネシア等のアジアのトップ大学との学生交流・共同研究も実施している。近年は，学内外との連携による異分野共創型の共同研究の一つとして，神戸大学が「認知症予防先進大学」となることを目指した，オール神戸大学体制での「認知症予防プロジェクト」を平成 30 年度（2018 年）に立ち上げ，継続的な社会貢献に直結する実践的な取組を推進している。さ

らに，令和４年度（2022 年）には，人間発達環境学研究科とウェルビーイング先端研究センターを設置し，保健医療分野に留まらない人類の Well-being を学際的に研究，社会実装していく取組を開始した。

4. 医学系研究科設置の理由・必要性

1.社会的背景で記載したとおり，VUCA の時代においては，課題の複雑化やステークホルダーの多様化で意思決定の困難さが増大し，情報の増大と知識の細分化・専門化により，単独あるいは少数の専門分野の知による課題解決がますます困難となっている。

一方，大学の重要な使命である研究や科学技術開発の評価の尺度が，その進歩の度合いよりも持続可能性や Well-being の達成に移行しつつある。

このような大きな変革の時代に我が国の科学技術やイノベーションが，VUCA の時代の社会課題を解決し，世界と伍していくためには，大学が専門知の深化・発展の場であると共に，あらゆる分野の知見を総合的に活用し，社会の諸課題への的確な対応を図ること，すなわち，「総合知」を生み出す場となり，強力に推進することが不可欠となっている。

医学系研究科（以下「本研究科」という。）は，複雑，予測困難で急速に変化する VUCA の時代の課題に総合知で応え，持続可能性と強靭性を備え，Well-being を達成できる社会を実現するため，生命医学系の医学研究科及び保健学研究科を統合し，設置する。本研究科の設置は，総合知を推進するために必要なアジャイル（agile：敏捷・機敏）な研究・教育体制を構築するために実施し，VUCA の時代の社会要求に応えるものである。

さらに，2.地域特性で記載したとおり，日本の保健医療研究における最先端の拠点である神戸において中心的な活動をしてきた本学が，地域の強みをさらに生かし，医療イノベーションをけん引する拠点としての神戸，ひいては日本の発展に寄与するための取組としても位置付けられる。

本研究科には，既存の医科学専攻及び医療創成工学専攻に加え，広範な専門領域を確保するため，博士課程後期課程に健康科学専攻及び未来社会医学専攻を新設する。また，既存の修士課程及び博士課程前期課程の３専攻（バイオメディカルサイエンス専攻・医療創成工学専攻・保健学専攻）を一専攻化し，保健医療の総合的な知見を学べる場として博士課程前期課程に４領域（バイオメディカルサイエンス領域・医療創成工学領域・健康科学領域・未来社会医学領域）で構成される先進生命医科学系専攻を新設する。

新設専攻の設置の理由・必要性は次のとおりである。

＜先進生命医科学系専攻＞

本研究科における「総合知」とは，「多様な「専門知」が集い，保健医療にかかる社会課題の解決と新たな価値の創出を強力かつ機動的に実践する「知の活力」を生むこと」と定義する。

この「総合知」の推進に向けて，総合知の源泉となる「知」そのもの，つまり生命医学系の専門知を持つ学生が集い，専門知を深めるとともに，総合知を実践するための方法論を修得するための場として，博士課程前期課程に設置する。

博士課程前期課程を一専攻化する必要性は，次のとおりである。

- 「総合知」を活用するためには，専門知そのものの深掘りと広がりが重要であるが，一専攻化することにより，専門知の交流・連携・融合が容易になる。
- 総合知の戦略的推進には，「場」，「人材育成」，「人材の活用・キャリアパス（評価）」が必要となるが，一専攻化した本専攻が「場」の基礎となり，博士課程後期課程の４専攻と交流・連携・融合及びアドホックのプロジェクトを立ち上げることで総合知による課題解決を行う。
- 一専攻化することにより，総合知を実現する場の構成に加えて，総合知の思考習慣や考え方のトレーニングを行う統一的なプログラムを準備し，専攻全体としての自ら問う力，考える力，答える力のレベルアップを図ることが可能となる。

本研究科が実践する「総合知教育」は，以下の要素から構成されている。

① 「総合知」を実践するための基本的な方法論を修得する。
学生は，システム思考，デザイン思考，バックキャスティング等の現代的な方法論を学び，多角的な視点で課題を分析し，革新的な解決策を導き出す能力を養う。

② 保健医療にかかる社会課題解決に繋がる他分野との連携の基盤となる俯瞰的知識を修得する。
多様な学術領域の知識を俯瞰的に把握することで，学生は異なる分野の専門家と協働し，複雑な社会課題に対応するための基盤を形成する。

③ 「学理と実際の調和」を保健医療にかかる社会課題解決と新たな価値創出において実践する。
専門知と総合知を駆使し，学問的知見と実践的な応用を結びつけることで，保健医療における現実的な課題解決に貢献する能力を育成する。

この「総合知」を基軸に据えた教育研究を展開し，現代的な教育手法を取り入れ，学生が課題解決に必要な基礎的スキルを修得するだけでなく，それらを実践的に応用する力を養成する。このプロセスにおいては，多領域の専門知を融合することで，複雑かつ不確実な社会環境においても，柔軟に積極的かつ果敢に対応できる保健医療専門人材を育てることを目標としている。

さらに，「総合知」に基づくアプローチは，保健医療分野における地域課題の解決にとどまらず，国際的な医療課題にも対応可能な高度人材の輩出を目指すものである。異分野の専門家との協働を通じて，地域医療システムの強化やグローバルヘルスの向上といった現代の重要なテーマに貢献する人材を育成する。

以上のように，本専攻の設置は，VUCA の時代における社会的要請に応えるものであり，地域医療から国際的課題に至る広範な分野において新たな価値を創出するための重要な取組でもある。

＜健康科学専攻＞

既述のとおり，VUCA の時代においては多分野の知識を融合させた「総合知」が必要であり，同時に設置する先進生命医科学系専攻（博士課程前期課程）においてその基盤形成が図られるよう設計されている。一方，同後期課程である健康科学専攻では，この「総合知」をさらに深めるとともに，特定の専門分野における「専門知」の深化と創出を主眼とする。具体的には，看護学，病態解析学，リハビリテーション科学といった専門領域を基盤に，分野横断的な視点を持ちながらも，専門分野における深い学識と高度な研究能力を養成する。また，地域社会や医療現場の複雑な課題解決を担うための独創的で持続可能なアプローチを可能とする人材の育成を推進する。

前期課程で学んだ「総合知」を基盤としつつ，本専攻では，より高度で専門的な知識と技能を体系的に深めるとともに，各分野で求められる実践的課題設定能力，問題解決能力，そして研究者としての独立性を確立することを目指す。これにより，健康科学専攻は，新しい「専門知」の生成を通じて，学術的進展と実社会への応用の両立を実現する場として機能することが期待される。

また，本専攻の設置は，本研究科全体における医療人材育成の拡充と先端医療分野での学際的研究環境の提供を可能とする。看護学，病態解析学，リハビリテーション科学といった保健学領域の知見が医学系研究科に統合されることで，医療現場で即応できる実践的な研究・教育が可能となる。これにより，保健医療分野で活躍する人材が地域社会のみならず国際的にも活躍できる基盤が整備される。

以上のように，本専攻の設置は，地域特性や時代の要請に応えるための保健医療学の総合的かつ先進的な教育体制を構築するものである。本専攻の設置により，看護学，病態解析学，リハビリテーション科学を統合した学際的教育が推進され，地域社会及び国際社会に貢献できる人材を育成するための基盤がより一層強化されることになる。

＜未来社会医学専攻＞

神戸は 19 世紀，日本で最も早期に近代的な公衆衛生制度を導入した都市の一つであり，保健と医療の先進地域としての役割を担ってきた。特に神戸港は国際港として，多様な文化や人々が集う拠点であるとともに，コレラやペスト等の感染症が持ち込まれるリスクが高く，歴史的に感染症対策の重要な地位を占めていた。このような歴史的な背景の下，本学はその前身も含め，公衆衛生の重要性に早くから着目し，戦後には公衆衛生学講座を設置して疫学，健康政策等の研究を通じて国内の公衆衛生分野の研究・教育をリードしてきた。

また，本学は世界保健機関（WHO）健康開発総合研究センター（WHO 神戸センター）や JICA 関西とも距離的に近く，地域と世界をつなぐ公衆衛生活動にも適した環境にあり，種々の交流実績がある。近年では，令和４年度にウェルビーイング推進本部及びウェルビーイング先端研究センターを設置し，広い視野で国民の Well-being について考え，総合知を基に，産官学民の力を結集して Well-being の推進に貢献するための教育・研究・社会実装を行っている。医学部においては，兵庫県と一体となり，地域医療を担う医療人材の卒前から卒後に至る一貫した教育研修を担うことにより，県民の健康増進に貢献することをミッションと

して設置した地域医療活性化センターが，兵庫県地域医療支援センターと連携して地域の医療需要に関する情報収集を行い，へき地を含めた医療提供体制の在り方について重要な情報発信をしている。加えて，医学研究科附属疾病健康管理・疫学研究センターが，平時及び有事（パンデミック）の疫学分析と，その結果に基づく行政への対策の提案，県民へのリスクコミュニケーション等の情報発信の強化を行うとともに，パンデミックに対応可能な人材の育成にも取り組んでいる。これらの活動は，地域のみならず我が国全体の健康と福祉の推進においても重要な役割を果たしている。

こうした地域特性と研究実績に基づき，本専攻では，地域社会と国際社会の双方に対応できる人材の育成を目的としている。

さらに，本専攻を令和８年４月に設置することには，ポストコロナ時代に求められる新たな公衆衛生の在り方や持続可能な医療システムの構築が急務であるという現実的背景が存在する。新型コロナウイルス感染症の流行を契機に，公衆衛生や医療資源の適切な配分，危機管理に対する高度な専門知識と実務能力がこれまで以上に求められている。設置時期を令和８年に定めることで，現代の喫緊の課題に応えうる人材をいち早く社会に輩出し，地域社会全体の Well-being 向上に貢献することが可能となる。

以上のように，地域の歴史的意義や VUCA 時代における社会的要請に応える形で本専攻を設置することは，神戸大学が社会の健康課題に対するリーダーシップを発揮し，国際的にも影響力を有する人材の育成に寄与するために不可欠な取り組みとなる。

1-2 養成する人材像及び修了後の進路

本研究科は，課題が複雑化し，知識の細分化・専門化により，単独あるいは少数の専門分野の知による課題解決が困難な VUCA の時代における社会課題を解決するために，「専門知間の交流，連携，融合を可能とする人材」や「幅広い保健医療の知識を有し，他領域の研究者と協力し，総合知による課題解決能力を身に付けている社会実装を可能とする突破力のある人材」の養成を目指している。

この基本方針に基づき，各専攻において養成する人材像及び修了後の進路は次のとおりである。

＜医科学専攻＞

本専攻では，以下のような人材の育成を目指す。

1. 豊かな人間性，高い倫理観ならびに高度な専門知識・技能を身につけた医師／医学研究者
2. 旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持った医師／医学研究者
3. 国際的に活躍できる優れた医師／医学研究者

修了後の進路としては，医療機関の医師や大学・研究機関の医学研究者が想定される。

＜先進生命医科学系専攻＞

本専攻で保健医療とは，健康の維持や増進，疾病の予防，診断，治療，これらを支える機器や薬剤，システム，地域や国，さらには国際的な活動を含む広い概念を位置付けており，これらの分野における課題解決には多領域の知見を統合する柔軟なアプローチが必要不可欠である。こうした保健医療にかかる社会課題の解決とこれらを通じた新たな価値の創出は，臨床現場や社会に近い応用的研究だけでなく，生命科学や医学の根源的真理を探究する基礎研究も含む。

本専攻では，「総合知」を基盤に，次世代の保健医療分野における課題解決に取り組む以下のような人材の育成を目指す。

1. 専門知の深化と総合知による問題解決能力を備えた人材

   本専攻では，生命医学に関する高度な専門知識を深めつつも，これに限らず異分野の知見を融合させる「総合知」を活用し，保健医療分野における複雑な課題解決に対応できる人材を育成する。これにより，学際的なアプローチで新しい価値を創出し，持続可能な社会の実現に貢献することが期待される。

2. 社会実装に向けた強い探求心と創造性を持つ人材

   本専攻では，単に学術的な研究に留まらず，実社会での実装を視野に入れた実践的な問題解決能力を重視する。カリキュラムにはシステム思考やデザイン思考，バックキャスティングといった社会科学で多用される手法も組み込まれており，社会的な要請に応じて柔軟かつ創造的に対応できる人材を養成する。

3. 多様な専門家と協働できるリーダーシップと倫理観を持つ人材

   本専攻では，医療現場や産業界，行政等の多様な分野の専門家と連携し，地域社会や国際社会での実践的な協働を通じて社会課題に取り組む力を重視する。また，生命倫理や人間の尊厳に対する理解を基盤とし，保健医療分野におけるリーダーシップを発揮して，新たな時代の保健医療の姿を創り出すことのできる人材の育成を目指す。

4. 将来の予測困難な課題に対応する柔軟な思考力を備えた人材

   VUCA の時代に対応するためには，急速な社会変化に適応し得る柔軟な思考力や判断力を持つ人材が求められる。今回設置する新たな専攻は，現状の分析を基に未来を見据え，課題を主体的に設定して解決する能力を育む教育を行い，持続可能性と Well-being の実現に貢献する人材を育成する。

このような人材像に基づき，本専攻では複数分野にまたがるカリキュラムと実践的な PBL(Project Based Learning)を通じて，保健医療分野におけるイノベーションを牽引する次世代の専門家を育成する。

修了後は，博士課程への進学，医療機関・研究機関・行政機関・医療関係企業・国際機関への就職，起業等，幅広い進路が想定される。

＜医療創成工学専攻＞

プログラム医療機器から高度管理医療機器まで様々な機器の開発を進めるにあたって不可欠なのは，医療現場のニーズを察知・理解した上で新規機器の概念を創造し，多職種で構成されたチームのリーダーとなって開発を推進できるクリエータとしての創造的開発人材である。その育成のためには，医学の基本知識や工学のものづくりの基礎能力の修得とともに，社会実装に必要な基礎知識を身に着け，保健医療に関わる課題を現場から抽出し，総合知を活用し，技術開発の結合（イノベーション）や創造（クリエーション）により課題解決を目指した機器を開発できる能力を涵養することである。

本専攻では，複数学問領域から学生を受け入れ，このような能力を持つ「医療機器開発を主導することができる創造的開発人材」を医療現場に密着した実践の場において養成する。

修了後の進路としては，医療機器メーカー・ものづくり企業・医療機関・研究機関・行政機関への就職，研究者，起業等が想定される。

＜健康科学専攻＞

本専攻では，現代の保健医療分野が直面する複雑な課題に対応できる高度専門職を養成するために，看護学，病態解析学，リハビリテーション科学の３つの専門分野を基盤とし，社会的ニーズを踏まえ，以下のような人材像の育成を目指す。

1. 高度な専門知識と分析力を備えた自立した医療専門職

本専攻では，看護学，病態解析学，リハビリテーション科学の分野で深い専門知識と研究能力を有し，地域医療や社会保健において指導的役割を担う人材を育成する。学生は，疾病のメカニズム解析や患者ケア，機能回復支援において高度な分析力と問題解決能力を発揮し，複雑な医療課題に対して自立して対応できる力を養う。

2. 高度な専門知に基づく課題解決力を持つ人材

多様な専門領域が連携する医療チームにおいて，複数分野の知識を融合させる「総合知」とそれらを深化させた「専門知」の活用が求められる。本専攻では，「総合知」を基盤としながら，特定の専門分野における高度な知識と技能をさらに深めることで，「専門知」に基づく課題解決力を備えた人材を育成する。本専攻の学生は，看護学，病態解析学，リハビリテーション科学の専門分野での研究を通じて，独自の視点から複雑な保健医療課題を捉え，創造的かつ実践的な解決策を導き出す能力を磨く。これにより，地域社会や国際医療の現場で専門性を生かして貢献できる高度専門職としてのスキルを身に付ける。

3. 科学的探求と創造力を備えた研究者・教育者

本専攻では，保健医療分野における新たな知見を創出し，未来の医療と健康科学の発展に寄与する研究者・教育者の育成も重要視している。学生には，科学的探求心と創造力を発揮し，独自の研究課題を設定し，それに取り組む力を身に付けることを求める。さらに，研究成果を通じて次世代の医療人材を育成し，また教育者としても貢献できる

能力を備えた人材を育成する。

本専攻は，地域社会と国際社会の両面で貢献する人材を養成することを目的とし，複雑化する保健医療課題に対応するための専門知識，実践力，創造性を持つ人材の育成を目指す。このような人材は，地域医療や災害医療の現場でリーダーシップを発揮するとともに，多文化社会やグローバルな医療環境でも活躍できることが期待される。

修了後の進路としては，研究者，大学等教育機関の教員，国際機関や行政機関の職員，海外医療人材等が想定される。

＜未来社会医学専攻＞

本専攻では，次の３つの特性を備えた人材の育成を目指す。

1. 公衆衛生課題に対する総合的な専門知識を備えたリーダー

本専攻が目指す１つ目の人材像は，データ駆動型のアプローチを基にした公衆衛生分野のリーダーである。現代社会における公衆衛生課題は，感染症の流行，環境問題，生活習慣病の増加，少子高齢化等，多岐にわたっている。これらの複雑な課題を解決するためには，地域特性や社会的背景を踏まえた上で，健康政策の立案や医療資源の効率的配分を進める力が必要である。本専攻では，受講生が，疫学や生物統計学，環境保健学，医療経済学等の専門知識を修得し，実際のデータに基づく政策判断力を高めるための教育プログラムを提供する。また，リーダーシップやマネジメント能力を培うため，実践的な演習やシミュレーションにも組み込むことで，指導的な立場から保健・医療政策を推進できる人材を養成する。こうした総合的な知識と実践力を備えた人材は，地方自治体や国際的な公衆衛生機関等で活躍し，地域社会及び国際社会の健康課題の解決に貢献することが期待される。

2. 国際的な視野と協働力を有する専門家

２つ目の人材像は，国際的な視野を持ち，多様な文化や国々の中で公衆衛生課題に取り組める専門家である。グローバル化が進展する中，感染症や環境汚染等の公衆衛生問題は国境を越えて広がり，世界的な視点での取り組みが不可欠となっている。そこで本専攻では，学生が国際的な公衆衛生の現状や課題を理解し，他国の専門家と協働して課題解決に取り組むための能力を育成するため，国際保健学やグローバルヘルス分野の教育を強化する。また，海外の研究機関や国際保健機関との連携プログラムを通じ，国際的な公衆衛生課題に対して現地での経験を積む機会も提供する。これにより，学生は異なる文化的背景を尊重しつつ，協調して問題解決に取り組む姿勢を身に付け，グローバルな公衆衛生課題に対応できる実践的なスキルを修得する。国際機関や非政府組織（NGO）での活躍を視野に入れ，日本国内外でのプレゼンスを発揮できる人材の輩出を目指す。

3. 変動の時代に対応できる柔軟な問題解決能力を持つ人材

３つ目の人材像は，いわゆる「VUCA の時代」と呼ばれる現代の不確実性と複雑性の中

で，新たな公衆衛生の在り方を創造する力を持つ専門家である。変化の激しい社会においては，従来の固定観念にとらわれない柔軟な思考と創造性が重要である。本専攻では，システム思考やデザイン思考といった課題解決のためのフレームワークを取り入れ，多領域の知識を統合した包括的な分析力と問題解決力を養うことを目指す。これにより，学生は医療，環境，経済，社会福祉等多角的な視点から公衆衛生課題にアプローチし，エビデンスに基づく実践的な解決策を提案するスキルを磨く。また，学生が学んだ知識を現場で応用できるよう，現場実習やPBL(Project Based Learning)を取り入れた学修機会も充実させ，社会実装力を強化する。こうして養成された人材は，自治体や医療機関，企業と連携し，社会の変動に即応しうる柔軟性と課題解決力を発揮するリーダーとして貢献することが期待される。

このように，３つの資質を兼ね備えた人材を育成することで，本専攻は未来の社会課題に対応できる人材を輩出し，持続可能な健康社会の構築に貢献することが可能となる。

修了後の進路としては，研究者，医療機関・行政機関・国際機関の職員，保健・健康・医療機器・IT・教育・食品・製薬業界への就職等が想定される。

1-3 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学全体のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。

神戸大学は，開放的で国際性に富む固有の文化の下，「真摯・自由・協同」の精神を発揮し，個性輝く人間性豊かな指導的人材の育成を通して，学問の発展，人類の幸福，地球環境の保全及び世界の平和に貢献することを目指している。

この目標達成に向け，本学では，「教育憲章」に基づき，教育課程を通じて授与する学位に関して，大学院において国際的に卓越した教育を保証するため，以下に示した２つの方針に従って当該学位を授与する。

- 研究科に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得し，当該研究科が定める審査に合格する。
- 修了までに，本学学生が，それぞれの課程を通じて身につけるべき能力を次のとおりとする。

「人間性」

豊かな教養と高い倫理性をそなえ，知性，理性及び感性が調和し，自立した社会人として行動できるようになるため，次の２つの能力を身につける。

- 様々な場面において，状況を適切に把握し主体的に判断する力
- 専門性や価値観を異にする人々と協働して課題解決にあたるチームワーク力

「創造性」
伝統的な思考や方法を批判的に継承し，自ら課題を設定して創造的に解決できるようになるため，次の２つの能力を身につける。

- 他の学問分野の基本的なものの考え方を学び，自らの専門分野との違いを理解する力
- 能動的に学び，新たな発想を生み出す力

「国際性」
多様な価値観を尊重し，多文化社会のより深い理解に努め，優れたコミュニケーション能力を発揮できるようになるため，次の２つの能力を身につける。

- 複数の言語で異なる文化の人々と意思を通じ合うことができる力
- 文化，思想，価値観の多様性を受容し，地球的課題を理解する力

「専門性」
それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように，深い学識と高度で卓越した専門的能力を身につける。

それぞれの課程で身につける専門的能力は各研究科が定める。

神戸大学大学院医学系研究科は，神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え，人間性豊かで高い倫理観，探究心及び創造性を有する科学者としての視点を持つ医師，医療専門職者，研究者を養成することを目的としている。
この目的を達成するため，以下に示した方針に従い学位を授与する。

＜医科学専攻（博士課程）＞
学位：博士（医学）

１．本研究科は，医科学専攻における学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。

- 医師・医学研究者としての高度な専門知識・技術（専門性）
- 旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持って新しい課題に取り組む能力（創造性）
- 豊かな教養と高い倫理観を身につけ，知性，理性及び感性が調和した医師・医学研究者として行動できる能力（人間性）
- 多様な価値観を尊重し，異文化への理解と優れたコミュニケーション能力を兼ね備えた医師･医学研究者として国際的に活躍できる能力（国際性）

２．本研究科は，博士（医学）の学位を授与するための修了の要件を，本専攻に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得して，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査

及び最終試験に合格することとする。

＜先進生命医科学系専攻（博士課程前期課程）＞
バイオメディカルサイエンス領域
学位：修士（バイオメディカルサイエンス）

１．本研究科は，バイオメディカルサイエンス領域における学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。

- 生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力（人間性・国際性）
- 将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力（専門性・創造性）
- 生命科学・医学における旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点を持ち，バイオメディカルサイエンスの現状を俯瞰的に把握し，その中で解決すべき課題を主体的に設定する能力及びそこに属する学問の基本的な考え方を学び，それらを総合的に関連づけて新しい課題を解決する能力（人間性・創造性・専門性）
- バイオメディカルサイエンス領域の深い学識と論理的思考，高度で卓越した専門的能力（専門性・国際性）

２．本研究科は，修士（バイオメディカルサイエンス）の学位を授与するための修了の要件を，本専攻に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得して，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

医療創成工学領域
学位：修士（医工学）

１．本研究科は，医療創成工学領域における学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。

- 生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力（人間性・国際性）
- 将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力（専門性・創造性）
- 基本的な臨床医学知識を有し，医療現場の観察からニーズを抽出できる能力（人間性・創造性・専門性）
- ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力（人間性・創造性・専門性）
- ものづくりの原理・プロセスを理解し，医療機器の「概念」を要求事項に落とし込

み，具現化する能力（創造性・専門性）
- 基礎的なものづくりの能力（創造性・専門性）
- 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下，医療機器の実用化に必要な知識を有し，自らの成果を発信する能力（人間性・創造性・国際性・専門性）

２．本研究科は，修士（医工学）の学位を授与するための修了の要件を，本専攻に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得して，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

健康科学領域
学位：修士（保健学）

１．本研究科は，健康科学領域における学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。
- 生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力（人間性・国際性）
- 将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力（専門性・創造性）
- 自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力（人間性）
- 総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力（専門性・創造性）
- 多様な価値観を尊重し，各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力（国際性・専門性）

２．本研究科は，修士（保健学）の学位を授与するための修了の要件を，本専攻に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得して，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

未来社会医学領域
学位：修士（公衆衛生学）

１．本研究科は，未来社会医学領域における学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。
- 生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力（人間性・国際性）
- 将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変

革・創造を推進する能力（専門性・創造性）
- エビデンスとニーズに基づき，公衆衛生上の課題を創造的に解決する能力（創造性・専門性・国際性）
- 総合的な判断力を持ち，他分野の人々と協働して国内外の公衆衛生上の課題を解決する能力（人間性・国際性）
- 地域社会を基盤として新たな医療・保健システムの開発をデザインする能力（専門性・創造性）

２．本研究科は，修士（公衆衛生学）の学位を授与するための修了の要件を，本専攻に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得して，かつ必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

＜医療創成工学専攻（博士課程後期課程）＞
学位：博士（医工学）

１．本研究科は，医療創成工学専攻における学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。
- 医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し，医療現場の観察からニーズを抽出し，適切なシーズと結びつける能力（人間性・創造性・専門性）
- ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力（人間性・創造性・専門性）
- ものづくりの原理・プロセスを理解し，医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し，「概念」を要求事項に落とし込み，具現化する能力（創造性・専門性）
- 医療機器の開発を主導し，チームをマネジメントできる能力（人間性）
- 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下，医療機器の実用化に必要な知識を有し，自らの成果を国際的に発信する能力（人間性・創造性・国際性・専門性）

２．本研究科は，博士（医工学）の学位を授与するための修了の要件を，本専攻に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得して，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

＜健康科学専攻（博士課程後期課程）＞
学位：博士（保健学）

１．本研究科は，健康科学専攻における学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。
- 豊かな教養と高い倫理性を身につけ，知性，理性及び感性が調和し，自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力（人間性）
- 伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに，これらの知識を批判的に継承し，受け

継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して独自的･創造的に解決できる能力（創造性）

- 多様な価値観を尊重し，異文化のより深い理解に努め，優れたコミュニケーション能力を発揮し交流でき，さらに，国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに，各々の地域の状況に最も相応しい形で提案・適用することができる能力（国際性）
- それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように，深い学識と高度で卓越した専門的能力を備え，さらに，専門領域を超え，医療保健福祉チームの一員として協働できる能力（専門性）

２．本研究科は，博士（保健学）の学位を授与するための修了の要件を，本専攻に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得して，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

＜未来社会医学専攻（博士課程後期課程）＞
学位：博士（公衆衛生学）

１．本研究科は，未来社会医学専攻における学修の目標を，神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え，以下の能力等を身につけることとする。

- 保健医療専門職者としての論理的考察力及び客観的判断力を有し，公衆衛生の現場の課題の解決に対して指導的立場でマネジメントし，最前線の現場からも情報発信ができる能力（人間性・専門性）
- 科学的エビデンス及び社会ニーズに基づき，研究・教育・保健医療を柱とする新しい総合保健医療のあり方を創造し，将来の公衆衛生の指導者に相応しい情報発信ができる能力（人間性・創造性）
- 地球規模での環境変化に対応するために，国際的な公衆衛生の諸問題に強い関心を抱き，国内外を問わず共同研究及び探究活動を推進し，グローバルな視点で内外の公衆衛生課題の解決に取り組める能力（国際性・専門性）
- 社会健康医学の高度な専門知識・技術を基盤に，公衆衛生課題に対する卓越した対応，医療資源の配分を含む効果的な健康政策の策定及びヘルス・サービスリサーチの展開ができる能力（創造性・専門性）

２．本研究科は，博士（公衆衛生学）の学位を授与するための修了の要件を，本専攻に所定の期間在学し，修了に必要な単位を修得して，かつ必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

1-4 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

神戸大学全体のカリキュラム・ポリシーは以下のとおりである。

神戸大学は，本学の「学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」に基づき，大学

院課程においては国際的に通用する深い学識，高度で卓越した専門的能力を身につけ，人間性，創造性，国際性において優れた人材を養成するため，それぞれの研究科・専攻の教育目標にあわせたカリキュラムを編成する。

神戸大学大学院医学系研究科は，本研究科が定める学位授与に関する方針，神戸大学が定める教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき，以下の方針に則り教育課程を編成及び実施する。

＜医科学専攻（博士課程）＞
学位：博士（医学）

１．深い学識とより高度な専門技能を培い，本学のすべての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため，専門科目を開設する。
- 医師・医学研究者としての高度な専門知識・技術を身につけることができるよう，特別研究，演習及び臨床実習科目を開設する。（専門性）
- 旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持って新しい課題に取り組む能力を身につけることができるよう，医学研究先端講義及び大学院特別講義科目を開設する。（創造性）
- 豊かな教養と高い倫理観を身につけ，知性，理性及び感性が調和した医師・医学研究者として行動できる能力を身につけることができるよう，共通基礎科目を開設する。（人間性）
- 多様な価値観を尊重し，異文化への理解と優れたコミュニケーション能力を兼ね備えた医師･医学研究者として国際的に活躍できる能力を身につけることができるよう，特別研究，演習，臨床実習科目を開設する。（国際性）

２．授業は，講義，演習，実験，実習，実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
３．成績評価は，筆記試験，レポート，発表内容等により，学修目標に即して多元的，包括的な方法で行う。

＜先進生命医科学系専攻（博士課程前期課程）＞
バイオメディカルサイエンス領域
学位：修士（バイオメディカルサイエンス）

１．深い学識とより高度な専門技能を培い，本学のすべての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため，専門科目を開設する。
- 生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力を身につけることができるよう，総合知科目を開設する。（人間性・国際性）
- 将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創

るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力を身につけることができるよう，総合知科目及び総合知・専門知結合科目を開設する。（専門性・創造性）

- 生命科学・医学における旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点を持ち，バイオメディカルサイエンスの現状を俯瞰的に把握し，その中で解決すべき課題を主体的に設定する能力及びそこに属する学問の基本的な考え方を学び，それらを総合的に関連づけて新しい課題を解決する能力を身につけることができるよう，基盤科目を開設する。（人間性・創造性・専門性）
- バイオメディカルサイエンス領域の深い学識と論理的思考，高度で卓越した専門的能力を身につけることができるよう，基盤科目及びその他の専門科目を開設する。（専門性・国際性）

２．授業は，講義，演習，実験，実習，実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

３．成績評価は，筆記試験，レポート，発表内容等により，学修目標に即して多元的，包括的な方法で行う。

医療創成工学領域

学位：修士（医工学）

１．深い学識とより高度な専門技能を培い，本学の全ての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため，専門科目を開設する。

- 生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力を身につけることができるよう，総合知科目を開設する。（人間性・国際性）
- 将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力を身につけることができるよう，総合知科目及び総合知・専門知結合科目を開設する。（専門性・創造性）
- 基本的な臨床医学知識を有し，医療現場の観察からニーズを抽出できる能力を身につけることができるよう，イノベーション科目及び実践創造実習科目を開設する。（人間性・創造性・専門性）
- ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力を身につけることができるよう，イノベーション科目及び実践創造実習科目を開設する。（人間性・創造性・専門性）
- ものづくりの原理・プロセスを理解し，医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み，具現化する能力を身につけることができるよう，イノベーション科目，実践創造実習科目及び工学系科目を開設する。（創造性・専門性）
- 基礎的なものづくりの能力を身につけることができるよう，工学系科目及び専門科目を開設する。（創造性・専門性）

- 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下，医療機器の実用化に必要な知識を有し，自らの成果を発信する能力を身につけることができるよう，オペレーション科目及び専門科目を開設する。（人間性・専門性・国際性・専門性）

２．授業は，講義，演習，実験，実習，実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
３．成績評価は，筆記試験，レポート，発表内容等により，学修目標に即して多元的，包括的な方法で行う。

健康科学領域
学位：修士（保健学）

１．深い学識とより高度な専門技能を培い，本学のすべての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため，専門科目を開設する。
- 生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力を身につけることができるよう，総合知科目を開設する。（人間性・国際性）
- 将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力を身につけることができるよう，総合知科目及び総合知・専門知結合科目を開設する。（専門性・創造性）
- 自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力を身につけることができるよう，健康科学領域共通科目及び看護学・病態解析学・リハビリテーション科学の各分野専門科目を開設する。（人間性）
- 総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力を身につけることができるよう，健康科学領域共通科目及び看護学・病態解析学・リハビリテーション科学の各分野専門科目を開設する。（専門性・創造性）
- 多様な価値観を尊重し，各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力を身につけることができるよう看護学・病態解析学・リハビリテーション科学の各分野専門科目を開設する。（国際性・専門性）

２．授業は，講義，演習，実験，実習，実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
３．成績評価は，筆記試験，レポート，発表内容等により，学修目標に即して多元的，包括的な方法で行う。

未来社会医学領域
学位：修士（公衆衛生学）

１．深い学識とより高度な専門技能を培い，本学のすべての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため，専門科目を開設する。

- 生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力を身につけることができるよう，総合知科目を開設する。（人間性・国際性）
- 将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力を身につけることができるよう，総合知科目及び総合知・専門知結合科目を開設する。（専門性・創造性）
- エビデンスとニーズに基づき，公衆衛生上の課題を創造的に解決する能力を身につけることができるよう，公衆衛生の５領域を網羅したコア科目群及び発展科目を開設する。（創造性・専門性・国際性）
- 総合的な判断力を持ち，他分野の人々と協働して国内外の公衆衛生上の課題を解決する能力を身につけることができるよう，公衆衛生の５領域を網羅したコア科目群及び発展科目を開設する。（人間性・国際性）
- 地域社会を基盤として新たな医療・保健システムの開発をデザインする能力を身につけることができるよう，公衆衛生の５領域を網羅したコア科目群及び発展科目を開設する。（専門性・創造性）

２．授業は，講義，演習，実験，実習，実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

３．成績評価は，筆記試験，レポート，発表内容等により，学修目標に即して多元的，包括的な方法で行う。

＜医療創成工学専攻（博士課程後期課程）＞

学位：博士（医工学）

１．深い学識とより高度な専門技能を培い，本学のすべての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため，専門科目を開設する。

- 医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し，医療現場の観察からニーズを抽出し，適切なシーズと結びつける能力を身につけることができるよう，医学研究先端講義科目を開設する。（人間性・創造性・専門性）
- ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力を身につけることができるよう，マネジメント科目を開設するする。（人間性・創造性・専門性）
- ものづくりの原理・プロセスを理解し，医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し，「概念」を要求事項に落とし込み，具現化する能力を身につけることができるよう，インターンシップ及び特別研究科目を開設する。（創造性・専門性）
- 医療機器の開発を主導し，チームをマネジメントできる能力を身につけることができるよう，マネジメント科目を開設する。（創造性・専門性）
- 生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下，医療機器の実用化に必要な知識を有

し，自らの成果を国際的に発信する能力を身につけることができるよう，大学院特別講義及び特別研究科目を開設する。（人間性・創造性・国際性・専門性）

２．授業は，講義，演習，実験，実習，実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

３．成績評価は，筆記試験，レポート，発表内容等により，学修目標に即して多元的，包括的な方法で行う。

＜健康科学専攻（博士課程後期課程）＞

学位：博士（保健学）

１．深い学識とより高度な専門技能を培い，本学のすべての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため，専門科目を開設する。

- 豊かな教養と高い倫理性を身につけ，知性，理性及び感性が調和し，自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力を身につけることができるよう，健康科学専攻共通科目，看護学・病態解析学・リハビリテーション科学の各分野専門科目，特別研究科目及びその他必要と認める科目を開設する。（人間性）
- 伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに，これらの知識を批判的に継承し，受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して独自的・創造的に解決できる能力を身につけることができるよう，健康科学専攻共通科目，看護学・病態解析学・リハビリテーション科学の各分野専門科目，特別研究科目及びその他必要と認める科目を開設する。（創造性）
- 多様な価値観を尊重し，異文化のより深い理解に努め，優れたコミュニケーション能力を発揮し交流でき，さらに，国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに，各々の地域の状況に最も相応しい形で提案・適用することができる能力を身につけることができるよう，健康科学専攻共通科目，看護学・病態解析学・リハビリテーション科学の各分野専門科目，特別研究科目及びその他必要と認める科目を開設する。（国際性）
- それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように，深い学識と高度で卓越した専門的能力を備え，さらに，専門領域を超え，医療保健福祉チームの一員として協働できる能力を身につけることができるよう，健康科学専攻共通科目，看護学・病態解析学・リハビリテーション科学の各分野専門科目，特別研究科目及びその他必要と認める科目を開設する。（専門性）

２．授業は，講義，演習，実験，実習，実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

３．成績評価は，筆記試験，レポート，発表内容等により，学修目標に即して多元的，包括的な方法で行う。

＜未来社会医学専攻（博士課程後期課程）＞

学位：博士（公衆衛生学）

１．深い学識とより高度な専門技能を培い，本学のすべての学生に共通する学修の目標及び本研究科が定める学修の目標を達成するため，専門科目を開設する。

- 保健医療専門職者としての論理的考察力及び客観的判断力を有し，公衆衛生課題の現場の課題の解決に対して指導的立場でマネジメントし，最前線の現場からも情報発信できる能力を身につけることができるよう，総合知基盤科目，公衆衛生の５領域を網羅したコア科目群及び発展科目を開設する。（人間性・専門性）
- 科学的エビデンス及び社会ニーズに基づき，将来の公衆衛生の指導者に相応しい研究・教育・保健医療を柱とする新しい総合保健医療の在り方を創造し発信できる能力を身につけることができるよう，公衆衛生の５領域を網羅したコア科目群及び発展科目を開設する。（創造性・人間性）
- 地球規模での環境変化に対応するために，国際的な公衆衛生の諸問題に強い関心を抱き，国内外を問わず共同研究及び探究活動を推進し，グローバルな視点で内外の公衆衛生課題の解決に取り組める能力を身につけることができるよう，公衆衛生の５領域を網羅したコア科目群，発展科目及び特別研究科目を開設する。（国際性・専門性）
- 社会健康医学の高度な専門知識・技術を基盤に，公衆衛生課題に対する卓越した対応，医療資源の配分を含む効果的な健康政策の策定及びヘルス・サービスリサーチの展開ができる能力を身につけることができるよう，公衆衛生の５領域を網羅したコア科目群の科目を開設する。（創造性・専門性）

２．授業は，講義，演習，実験，実習，実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
３．成績評価は，筆記試験，レポート，発表内容等により，学修目標に即して多元的，包括的な方法で行う。

1-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）　神戸大学全体のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

神戸大学は，世界に開かれた国際都市神戸に立地する大学として，国際的で先端的な研究・教育の拠点になることを目指しています。

これまで人類が築いてきた学問を継承するとともに，不断の努力を傾注して新しい知を創造し，人類社会の発展に貢献しようとする次のような学生を求めています。

●神戸大学の求める学生像

１．進取の気性に富み，人間と自然を愛する学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕
２．旺盛な学習意欲を持ち，新しい課題に積極的に取り組もうとする学生
〔求める要素：知識・技能，主体性・協働性，関心・意欲〕
３．常に視野を広め，主体的に考える姿勢を持った学生

〔求める要素：主体性・協働性，関心・意欲〕
４．コミュニケーション能力を高め，異なる考え方や文化を尊重する学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体性・協働性〕

●入学者選抜の基本方針
以上のような学生を選抜するために，神戸大学のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを踏まえ，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測るため，多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

博士課程（医科学専攻）
医学系研究科博士課程医科学専攻は，国際的医療産業都市を志向する神戸に立地する大学院博士課程として，生命科学と医学の国際的・先端的な研究・教育の拠点となることを目指しています。
そのために，次のような学生を求めています。

●医学系研究科博士課程の求める学生像
１．生命科学・医学研究者として国際的に活躍したい学生
〔求める要素：主体性・協働性，関心・意欲〕
２．高度な専門知識と技能を持った臨床医を目指す学生
〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕
３．バイオ・医学・医療等の関連産業において活躍したい学生
〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕
４．先端的な生命科学・医学的知識及び技術を学びたい学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕
５．企業・病院・公的機関等に在籍しながら研究を行い，博士号取得を目指す学生
〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針
以上のような学生を選抜するために，医学系研究科博士課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，以下の選抜において様々な要素を測ります。
一般入試，外国人特別入試では，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

博士課程前期課程（先進生命医科学系専攻）
医学系研究科博士課程前期課程先進生命医科学系専攻では，バイオメディカルサイエンス，医療創成工学，健康科学，未来社会医学の４つの領域を柱として，生命の尊さを重んじ，幅広い知識を有し，専門知と総合知をともに活用した課題解決能力を身につけ，保健医療にかかる様々な課題について創造的解決をなし得る人材を養成するための教育研究を行いま

す。
　そのために，次のような学生を求めています。

●医学系研究科博士課程前期課程の求める学生像
１．自らの専門知識・能力(専門知)を深化・拡大させるとともに，他領域の専門知と結合させて，保健医療にかかる社会課題の解決及び新たな価値の創出に旺盛な意欲を持つ学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕
２．多様な背景を持ち，保健医療分野の研究・開発・実践のための基礎的素養を身につけた学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，主体性・協働性〕
３．思考力を持ち，既成概念にとらわれず，創造的な発見や課題探究に主体的に取り組むことができる学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針
　以上のような学生を選抜するために，医学系研究科博士課程前期課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，以下の選抜において様々な要素を測ります。
　一般入試，推薦入試，保健師コース，助産師コース，社会人特別入試及び外国人特別入試では，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

博士課程後期課程（医療創成工学専攻）
　医学系研究科博士課程後期課程医療創成工学専攻では，社会へ貢献することに強い意欲を持ち，革新的医療機器等の開発を主導し得る人材を養成するための教育研究を行います。
　そのために，次のような学生を求めています。

●医学系研究科博士課程後期課程（医療創成工学専攻）の求める学生像
１．新たな医療機器等を創出することで社会へ貢献することに強い意欲を持つ学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕
２．生命倫理を重んじ，医療技術が個人及び社会へ及ぼす影響について理解できる学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力〕
３．思考力を持ち，既成概念にとらわれず，創造的な発見や課題探究に喜びを見いだせる学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕
４．旺盛な好奇心を持ち，異分野との交流を積極的に行う主体性とコミュニケーション力を有する学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力，主体性・協働性，関心・意欲〕
５．高い基礎学力を持ち，実践的な体験と高度で専門的な学識の修得から，自らの創造的開

発能力の醸成に強い意欲を持つ学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針
以上のような学生を選抜するために，医学系研究科博士課程後期課程医療創成工学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，医療機器開発に必要な専門的学力とそれを活用し発展させる能力，高度な倫理性と国際的視野に立つ研究素養，これまでの研究実績や実務実績を適正に評価し，以下の選抜において様々な要素を測ります。
一般入試では，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

博士課程後期課程（健康科学専攻）
医学系研究科博士課程後期課程健康科学専攻では，健康科学に関する高度な分析能力，問題解決能力，研究能力を有し，創造的・開発的研究を通して，研究・教育・地域医療の中で独創的な課題解決を実践できる自立した人材を養成するための教育研究を行います。
そのために，次のような学生を求めています。

●医学系研究科博士課程後期課程（健康科学専攻）の求める学生像
１．健康科学を通じて国際社会に貢献するという明確な目的意識と旺盛な学修意欲を持った学生
〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕
２．健康科学に関する高度な分析能力，論理的考察力と課題解決能力を持った学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力〕
３．国際的視野に立って，健康科学を研究・実践する能力を持った学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕
４．健康科学の専門家としての自らの将来像に対する誇りと協調性を持った学生
〔求める要素：主体性・協働性，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針
以上のような学生を選抜するために，医学系研究科博士課程後期課程健康科学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，以下の選抜において様々な要素を測ります。
一般入試，進学者入試，社会人特別入試及び外国人特別入試では，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

博士課程後期課程（未来社会医学専攻）
医学系研究科博士課程後期課程未来社会医学専攻では，社会健康医学的視点から公衆衛生の最前線で公衆衛生課題の解決を支え，グローバルな視点でヘルス・サービスリサーチに

貢献し，政策形成能力を備えた人材を養成するための教育研究を行います。
そのために，次のような学生を求めています。

●医学系研究科博士課程後期課程（未来社会医学専攻）の求める学生像
１．公衆衛生学関連の知識を有する者あるいは公衆衛生活動の実務経験のある学生
〔求める要素：知識・技能，関心・意欲〕
２．公衆衛生，社会科学，ヘルスケアの基盤となる知識や実践を統合して多様な健康課題を査定する能力を有する学生
〔求める要素：思考力・判断力・表現力〕
３．国内外の公衆衛生課題の解決を目的として学際的に多様な背景とリサーチマインドを持つ学生
〔求める要素：知識・技能，思考力・判断力・表現力，関心・意欲〕
４．総合知及び社会健康医学の知見を社会実装して公衆衛生課題の解決に協調性を持って取り組むことができる学生
〔求める要素：主体性・協働性，関心・意欲〕

●入学者選抜の基本方針
以上のような学生を選抜するために，医学系研究科博士課程後期課程未来社会医学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ，以下の選抜において様々な要素を測ります。
一般入試，進学者入試及び外国人特別入試では，「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測ります。

【資料１】養成する人材像と３つのポリシーのつながりを示した図

1-6 中心的な学問分野
医学，医科学，医工学，保健学，公衆衛生学

２．研究科，専攻等の名称及び学位の名称

2-1 研究科の名称

研究科名称：医学系研究科

英語名称：Graduate School of Medicine

本研究科は本学の生命医学系の大学院研究科である医学研究科と保健学研究科を統合し，設置することから，「医学系研究科」と称する。

2-2 専攻の名称

＜医科学専攻（Department of Medicine）＞

教育・研究内容等に変更が生じないことから，既存の専攻名を称する。

＜先進生命医科学系専攻（Department of Frontier Life Science and Medicine）＞

本専攻の名称を「先進生命医科学系専攻」とする理由は，設置の趣旨と教育課程の構成がこの名称に集約されていることによる。この名称には，保健医療の高度化と生命医科学の先端的な発展を追求することを目的とし，複雑化する現代社会の課題に対応するための教育・研究方針が反映されている。

1. 「先進」の意図：総合知を基盤とした方法論の先進性

「先進」は，時代に先駆けた知識と技術の探究だけでなく，「総合知」に基づく革新的な課題解決方法を開発することを強調している。「総合知」とは，多様な専門知識を融合し，学問分野の枠を超えた新たな価値創造を目指す知の体系である。本専攻では，システム思考，デザイン思考，バックキャスティングといった現代的手法をカリキュラムに取り入れることで，複雑化する保健医療課題に柔軟に対応できる実践的な問題解決能力を養成する。これにより，「先進」という言葉が示す先進性を，教育課程の方法論と目指す人材像において具現化している。

2. 「生命医科学」の包含：基礎から応用までの幅広い医療分野のカバー

「生命医科学」は，本専攻の中心的な研究分野である生命科学，医療工学，バイオメディカルサイエンス，健康科学，公衆衛生の知識と技術を統合し，基礎研究から応用研究まで幅広くカバーする学際的領域である。この名称は，生命の根幹に関わる基礎的な理解から，実際の医療現場での応用までを包含する意図を持ち，保健医療における複雑な課題に包括的にアプローチできる人材の育成を目指している。

3. 多分野連携による「系専攻」としての構成

「系専攻」という名称は，特定の分野に限定されない柔軟な組織構成を示し，複数の学問領域を横断することを意図している。本専攻では，バイオメディカルサイエンス，医療創成

工学，健康科学，未来社会医学の４つの専門領域を柱とし，各分野の学生がそれぞれの専門知識を深化させながらも，横断的かつ協働的に学ぶ環境が整備されている。この構成は，現代社会が求める多様な視点を備えた医療人材の育成に適合している。

＜医療創成工学専攻（Department of Medical Device Engineering）＞

教育・研究内容等に変更が生じないことから，既存の専攻名を称する。

＜健康科学専攻（Department of Health Sciences）＞

本専攻の名称を「健康科学専攻」とする理由は，本課程の設置趣旨と教育課程が，現代の保健医療ニーズに対応するために「健康科学」という学際的かつ総合的な視点を重視することにある。「健康科学専攻」は，看護学，病態解析学，リハビリテーション科学の３つの主要な学問分野を基盤に，健康の維持・増進，疾病の予防・治療，生活の質（QOL）向上に資する教育と研究を行うことで，地域社会や国際社会の健康課題に包括的に取り組むことを目指している。

1. 設置の趣旨と「健康科学」の概念の整合性

本専攻の設置趣旨は，急速に変化する社会環境や医療ニーズの中で，健康課題に多角的かつ柔軟に対応できる高度専門職を育成することにある。現代社会では，高齢化や生活習慣病の増加，災害対応，さらには新型感染症流行といった複雑な健康課題が生じており，従来の医療職種を超えた総合的な健康支援が必要とされている。「健康科学」という名称は，単に特定の病気や治療にとどまらず，健康の維持・回復・増進を包括的に扱う学際的な研究分野を意味しており，本専攻が目指す多様な健康ニーズへの対応を端的に表現するものである。

2. 教育課程における学際性と専門知の深化

本専攻の教育課程は，「看護学」「病態解析学」「リハビリテーション科学」の各専門分野をさらに深化させることを目的として編成されている。博士課程後期課程においては，それぞれの専門分野における高度で独創的な研究を追求し，学問分野の先端を切り拓く研究者や専門家を育成することを重視している。

具体的には，学生は各専門分野に特化して知識を深めると同時に，総合的視点を持ちつつも自らの専門性を基盤とした課題解決能力を養うことを目指している。本専攻で学ぶ学生は，それぞれの専門分野において独自の知見を創出し，医療保健分野における課題解決や知の進展に寄与することを期待されている。

このような教育課程の編成は，「看護学」「病態解析学」「リハビリテーション科学」というそれぞれの専門性を深化させるとともに，各分野の知識が健康科学全体の中でどのように寄与し得るかを考察する機会を提供するものである。これにより，専門知を軸に多様な課題に取り組む人材の育成を図る。

＜未来社会医学専攻（Department of Future Social Medicine）＞

本専攻の名称を「未来社会医学専攻」とする理由は，現代社会が抱える複雑で多様な公衆衛生上の諸課題に対し，未来志向の学問的アプローチと実践的な解決策を提供することを目的としているためである。本専攻の名称には，次のような意図と背景がある。

1. 設置の趣旨との関連

「未来社会医学専攻」という名称には，未来に向けた公衆衛生・医療のあるべき姿を見据え，持続可能で健康的な社会を構築することへの貢献意欲が込められている。気候変動，新型感染症，人口の減少と高齢化といった現代の諸課題において，社会全体が適応を求められている「VUCA 時代」に対応できる人材を育成することが本専攻の設置趣旨である。未来を見据え，予測困難な時代の健康課題に挑戦し続けるために，総合的な知識と対応力を持つ人材を輩出する意志が「未来社会」という名称に反映されている。

2. 教育課程の内容と目的を示す名称

教育課程では，公衆衛生学，疫学，環境保健学，医療経済学，グローバルヘルスといった多様な分野の知識とスキルを体系的に学ぶ科目が設けられており，学生が現代及び未来の社会課題に総合的に取り組む能力を修得できる内容としている。また，実践力を重視したカリキュラムにより，現場での課題発見・解決に必要な知識と対応力を高め，学生が未来の社会変革に貢献できることを目指す。こうしたカリキュラムを通じて，学生が「未来社会」の課題解決に必要なリーダーシップや科学的判断力を備えることを意識した教育を提供しており，専攻名称が教育課程の内容と直結している。

3. 学問分野の革新性と社会貢献の姿勢を表現する

本専攻では，急速に進化する技術や社会情勢に適応しながら，従来の保健・医療学分野に新たな価値をもたらす「未来社会医学」という学際的な分野の確立を目指している。「未来社会医学」という名称は，単なる公衆衛生学にとどまらず，気候変動やデジタル技術の発展等，未来の社会が直面する新たな課題に対応するための柔軟かつ革新的な視点を象徴しており，今後も変化を続ける社会で活躍できる人材を育成し，未来社会の健康増進と持続可能性に貢献することを志向している。

以上のように，「未来社会医学専攻」という名称は，設置の趣旨，教育課程，そして未来志向の学問的挑戦を包括的に表現するものである。

2-3 学位の名称

＜医科学専攻＞

学位：博士（医学）
（Doctor of Philosophy）

＜先進生命医科学系専攻＞
学位：修士（バイオメディカルサイエンス）
（Master of Biomedical Sciences）
修士（医工学）
（Master of Medical Engineering）
修士（保健学）
（Master of Science）
修士（公衆衛生学）
（Master of Public Health）

＜医療創成工学専攻＞
学位：博士（医工学）
（Doctor of Philosophy, Doctor of Philosophy in Medical Engineering）

＜健康科学専攻＞
学位：博士（保健学）
（Doctor of Philosophy）

＜未来社会医学専攻＞
学位：博士（公衆衛生学）
（Doctor of Philosophy in Public Health）

2-4 複数の学位名称を設定する理由

先進生命医科学系専攻において授与する学位名称は４つである。

本専攻では，「総合知」と「専門知」は排他的な関係ではなく，むしろ相互補完的に両立し得るという前提の下，それぞれの専門分野が展開されている。「総合知」とは，多様な専門知識を融合し，学問領域の枠を超えた課題解決を目指すものである。一方，「専門知」は各分野における高度な知識と技術を深めるものであり，「総合知」の実現に必要不可欠な要素である。本専攻では，学生が専門性を深化させつつも学際的な視野を広げ，複雑な保健医療の課題に対応できる人材を育成することを目的としている。

このアプローチに基づき，入学後に総合知科目の１つとして開講する「学びのデザイン」を通して，各自の学修内容や研究分野に応じた学位を授与する。この柔軟な学位設定は，学生が社会の様々な分野で活躍するための基盤を構築するものである。

1. 複数の学位名称を設定する理由

本専攻では，学問領域の多様性を反映し，以下のような異なる学位名称を設けている。

- 修士（バイオメディカルサイエンス）
- 修士（医工学）

- 修士（保健学）
- 修士（公衆衛生学）

複数の学位名称を設定する主な理由は，以下のとおりである。

- 学際的な学問領域のカバー：本専攻は，バイオメディカルサイエンス，医療創成工学，公衆衛生学，保健学という複数の専門分野を統合しており，学生が各自の専門に応じた学問的基盤を持つことで，保健医療分野の多様なニーズに対応する力を養うことが可能である。
- キャリアパスの多様化：学生が修了後に進む進路が，医療機関，研究機関，産業界，行政機関等多岐にわたるため，それぞれの分野で適合する学位名称を持つことが，社会的な信用や評価に寄与する。
- 専門性と社会的ニーズの調和：それぞれの学位名称が，その分野の専門性と直結することで，学生が進むべき分野での認知度や専門性の証明に役立つ。また，専門知識に基づく貢献が期待される分野で適切な学位名称を選択することが，社会実装や社会貢献にも資する。

2. 学位名称決定のプロセス

学生が取得する学位名称は，各自の学修及び研究の内容に基づき，次のプロセスを経て決定する。

学生は，受験時にバイオメディカルサイエンス，医療創成工学，健康科学，未来社会医学の中から志願する領域を選択する。そして，「学びのデザイン」の中で，指導教員等と相談しながら，自身の学修目標やキャリアイメージに応じて自領域の科目を中心に，希望に応じて他領域の科目も選択して履修計画を立てる。この時点で，学生が履修する専門分野とその研究内容に最も適した学位名称が決定する。

このように，複数の学位名称を設定することで，学生の専門性やキャリア志向に合わせた柔軟な教育と学位授与を実現し，多様な保健医療の分野で認知される適切な学位名称が付与される仕組みとなっている。

３．教育課程の編成の考え方及び特色

3-1 教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科には,医科学専攻（博士課程）,先進生命医科学系専攻（博士課程前期課程），医療創成工学専攻・健康科学専攻・未来社会医学専攻（博士課程後期課程）の５専攻を置く。

＜医科学専攻＞

本専攻は，人間性豊かで高い倫理観ならびに探求心と創造性を有する科学者としての視点を持つ医師／医学研究者の育成を図る。

以下に，教育課程の編成の考え方及び特色について具体的に説明する。

1．教育研究の柱となる講座（専攻分野）

本専攻の教育研究は,医科学における複数の分野を講座という形で設定し，さらに各講座内で教育研究分野を細分化することによって,高い専門性を身に付けるとともに,医科学全体にわたって広くかつ深く理解することのできるカリキュラムが構築されている。

- 生理学・細胞生物学
  膜動態学，細胞生理学，生理学，神経情報伝達学，生体構造解剖学，神経分化・再生，分子脳科学，発生・再生医学の各教育研究分野について専門性を深める。
- 生化学・分子生物学
  生化学・シグナル統合学（生化学），生化学・シグナル統合学（シグナル統合学），分子細胞生物学，細胞医科学，膜生物学，超微構造生物学，薬理学の各教育研究分野について専門性を深める。
- 病理学
  分子病理学，病理診断学の各教育研究分野について専門性を深める。
- 微生物感染症学
  微生物学，感染制御学，感染治療学，感染症フィールド学，感染・免疫学の各教育研究分野について専門性を深める。
- 地域社会医学・健康科学
  地域医療ネットワーク学,医療システム学,規制科学,医薬食品評価科学,法医学,地域連携病理学，医工探索創成学の各教育研究分野について専門性を深める。
- 未来医学
  幹細胞医学，免疫学，高分解能生体イメージング学，バイオリソース・ヘルスケア統合解析科学，微生物学応用創薬科学，創薬・分子構造医療学の各教育研究分野について専門性を深める。
- 内科学
  循環器内科学，消化器内科学，呼吸器内科学，糖尿病・内分泌・総合内科学，腎臓・免疫内科学，脳神経内科学，腫瘍・血液内科学，血液内科学の各教育研究分野について専門性を深める。

- 内科系
  放射線医学，放射線腫瘍学，小児科学，皮膚科学，精神医学，臨床検査医学，立証検査医学（シスメックス），病因病態解析学，医療情報学，先端緩和医療学，病態情報学，薬剤学，システム病態生物学，小児先端医療学，ゲノム医療学の各教育研究分野について専門性を深める。
- 外科学
  食道胃腸外科学，肝胆膵外科学，乳腺内分泌外科学，心臓血管外科学，呼吸器外科学，小児外科学，低侵襲外科学，国際がん医療・研究推進学の各教育研究分野について専門性を深める。
- 外科系
  整形外科学，リハビリテーション機能回復学，脳神経外科学，耳鼻咽喉科頭頸部外科学，腎泌尿器科学，産科婦人科学，形成外科学，麻酔科学，口腔外科学，災害・救急医学，小児高度専門外科学の各教育研究分野について専門性を深める。

2. 教育課程の編成の考え方

本専攻の教育課程は，各専攻分野の専門性を深化させると同時に，医科学分野で求められる学際的な視点を養成するため，以下のような構成に基づいてカリキュラムを編成している。

- 共通科目
  共通基礎科目，医学研究先端講義，大学院特別講義といった基礎理論や医科学の最先端のトピックについて取り扱う基盤科目を配置する。これにより各分野の専門知識に必要な基礎力を身に付け，学生が学問の共通基盤を理解することが可能となる。
- 専門科目
  各講座内に設けた教育研究分野ごとに，特別研究Ⅰ，特別研究Ⅱ，演習，臨床実習を配置し，４年間を通じて研究テーマの設定や博士論文の作成とともに，医療実践についても知識・技術の向上を目指す。

3. 教育課程の特色

本専攻の教育課程には，基礎知識から最先端の研究までを学ぶことができるよう基礎医学，臨床医学，社会医学から構成する多様なプログラムを設置している。

- 研究者育成プログラム（シングルメジャー・ダブルメジャー）
  生命現象の基礎的解明，疾患病態の解明や治療法の基礎的開発等を目指した実験的／理論的研究を行うプログラム
- シグナル伝達基礎臨床融合プログラム
  シグナル伝達医学を中心とし，分野の枠を超えて基礎臨床融合による教育・研究を行うプログラム
- 臨床研究エキスパート育成プログラム
  臨床研究エキスパート（規制科学，生物統計，臨床研究に精通した医師等）を養成

するプログラム

- 医学研究国際プログラム
  国費留学生を主として対象とする，英語により単位修得が可能であるプログラム
- がんプロフェッショナル養成プログラム
  がんの薬物療法，放射線療法，緩和医療等のスペシャリストを養成するプログラム
- 連携大学院臨床研究医養成プログラム
  高度な臨床技能とリサーチマインドを兼ね備えた臨床研究医を養成するプログラム
- 早期研究スタートプログラム：一般コース（ダブルプログラム）
  指導教員と医学部附属病院総合臨床教育センターとの連携により，充実した初期臨床研究を行うプログラム
- 早期研究スタートプログラム：基礎医学研究医育成特別コース
  医学部在学中に基礎医学研究室で研究を行い，大学卒業後も引き続き基礎医学研究医を志す者を対象としたプログラム

＜先進生命医科学系専攻＞

本専攻は，高い倫理観を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材の育成を図る。

以下に，教育課程の編成の考え方及び特色について具体的に説明する。

1. 教育研究の柱となる領域（専攻分野）

本専攻の教育研究は，以下の４領域を柱としており，各分野の専門知と総合知との相互の関連性に基づいてカリキュラムが構築されている。

- バイオメディカルサイエンス：生命の基本的な仕組みや疾患のメカニズムを解明し，医療の基礎を支える学問領域で，分子生物学，細胞生物学，遺伝学等を含む。
- 医療創成工学：医療機器や治療技術の設計・開発を目指す工学領域であり，バイオメカニクスや医療 ICT（情報通信技術）を用いて医療現場のニーズに対応する技術革新を行う。
- 健康科学：看護学，病態解析学，リハビリテーション科学等，個人から集団までの健康を支援する分野で，生活習慣病予防や老年医学に応用される。
- 未来社会医学：公衆衛生学や予防医学，健康政策等，社会全体の健康維持・増進に寄与する分野であり，疫学，環境保健学，健康危機管理等を通じて社会貢献する。

2. 教育課程の編成の考え方

本専攻の教育課程は，学生が４つの柱となる領域で高度な専門性を身に付けるとともに，保健医療の多様な課題に多角的かつ多元的に取り組むための基礎的素養を涵養できるよう設計されている。本専攻では，「総合知」と「専門知」を相互に補完し合う経糸と横糸のよ

うな関係で一体的に織り込み，これらを結合することで課題解決に向けた多様なアプローチを可能としている。このような設計により，基礎から応用に至る段階的な知識の積み上げとともに，学際的な視野を備えた柔軟な思考力を養成するため，以下のような構成に基づいてカリキュラムを編成している。

- 総合知科目
  「先進生命医科学概論」，「総合知概論」，「学びのデザイン」を配置し，各領域に共通する基礎的素養を涵養する。これにより，学生は保健医療分野全体を俯瞰する力を身に付ける。
- 各領域専門科目
  各領域の特化した知識を提供し，バイオメディカルサイエンス，医療創成工学，公衆衛生学，保健学の分野で高度な専門性を深める。
- 総合知・専門知結合科目
  「先進生命医科学プロジェクト研究」や「プレゼンテーション演習」を設け，修士論文の作成や特定課題研究を通じて，学生が学んだ知識を実社会の課題に適用する機会を提供する。

3. 教育課程の特色

本専攻の教育課程には，次のような特色がある。

- 学際的な科目の充実
  「総合知」を扱う学際的な科目として，「先進生命医科学概論」，「総合知概論」，「学びのデザイン」がカリキュラムに組み込まれている。これらの科目では，異分野の知見を効果的に結集する方法論を学び，複雑な社会課題を解決するための実践的なスキルを涵養する。具体的には，システム思考やデザイン思考，バックキャスティング等，現代の課題解決に求められる手法を学ぶ機会を提供することで，学生が多角的な視点を持ち，柔軟かつ創造的に課題に取り組む能力を養う。
- チーム指導による学際的支援
  「学びのデザイン」においては，複数の教員が学生一人一人に対して様々な視点からの支援を提供する。これにより，学生が所属する領域，あるいは異なる領域の学際的な視点を養い，広範な専門知識を総合的に活用する力が身に付く。
- PBL による実践的アプローチ
  「学びのデザイン」，「先進生命医科学プロジェクト研究」，「プレゼンテーション演習」といった実社会の課題に対して主体的に取り組む実践的な学びが重視されている。学生は，自ら設定した研究課題について調査・分析・発表を通じて解決策を導き，実社会での応用を見据えた問題解決能力を身に付ける。
- 関連分野の基礎的素養の涵養
  各領域の専門性を深めると同時に，複数領域の基礎的素養を備えた人材を育成するため，「総合知」と「専門知」の融合を通して，導入から実践までの包括的な知識を修得できるカリキュラムを構成している。また，学生は異なる領域の知識を補完的

に学ぶことができ，柔軟な思考力や応用力を養う。

＜医療創成工学専攻＞

本専攻は，複数学問領域から学生を受け入れ，課題を設定する能力，課題を解決する能力，医学・工学技術に対する理解力，医療機器開発プロセス全体に対する理解力，コミュニケーション能力，プロジェクト俯瞰能力，プロジェクトリーダー能力，開発経験といった能力を持つ，医療機器開発を主導することができる創造的開発人材の育成を図る。

以下に，教育課程の編成の考え方及び特色について具体的に説明する。

1. 教育研究の柱となる専攻分野

本専攻の教育研究は，以下の３分野を設定している。

- 医療機器システム学
  治療・診断機器を適切に動作させるためのシステムや治療パッケージ全般を取り扱う。
- 精密診断治療機器学
  体外からアプローチして精密に治療・診断する機器を取り扱う。
- 体内医療機器学
  主として体内に留置して治療・診断する機器を取り扱う

2. 教育課程編成の考え方

本専攻の教育課程は，医学及び工学の基礎知識とともに，学生が様々な能力を身に付けられるようにするために，以下のような構成に基づいてカリキュラムを編成している。

- マネジメント科目
  医療機器のプロジェクトマネジメントや，リーダーシップ/アントレプレナーシップ等についての，経営の観点から深く理解する。
- インターンシップ科目
  ジョブ型インターンシップに参画する。
- 医学研究先端講義
  医療に関する最新のトピックや学術的知識を提供し，将来的問題や新規治療への可能性について考察できるようにする。
- 大学院特別講義
  第二言語による口頭/視覚的プレゼンテーション能力を修得する。
- 特別研究
  ３年間を通して実施する特別研究において，医療機器又は医療機器開発に関する研究テーマを学生自ら決定し，研究プロジェクトを立案，企画，推進し，獲得した成果を博士論文として執筆させる。

上記科目に加えて，社会人学生のために，博士課程前期課程で開講したイノベーション科

目（４科目），オペレーション科目（３科目），及び工学系科目（２科目）を補講科目として提供する。

3. 教育課程の特色

本専攻の教育課程には，次のような特色がある。

- 現場主義

  学生が修了後に企業や臨床現場において，さらには起業して多様なメンバーとチームを組んで，医療機器開発を主導できるよう，プロジェクトマネジメント手法，経営基礎，アントレプレナーシップ，国際開発実例等に係るマネジメント科目を設け，本学大学院経営学研究科教員及び多くの社会人を非常勤講師として招へいし，実社会とつながった講義として開講する。また，実際の医療機器開発を課題とし，学生が主導的に医療従事者や工学研究者たちの協力を仰ぎながら，知財性と事業性を考慮しつつ，医療機器開発を実践する。

  なお，工学系と生命・医学系が連携した実践教育及び開発の場として，神戸大学未来医工学研究開発センター及び神戸大学医学部附属病院を提供する。未来医工学研究開発センターは，神戸市の人工島ポートアイランドに展開されている国内最大バイオメディカルクラスターである神戸医療産業都市の中に立地しており，医療機器のニーズ抽出・概念創造・事業化戦略・前臨床試験・臨床試験といった医療現場に非常に近い。神戸大学が製品化に貢献した手術支援ロボット「hinotori®」や，放射線治療用吸収性組織スペーサ「ネスキープ®」等の高度管理医療機器の開発もこのような環境で行われた。

- 少人数の課題解決型学習による創造性教育

  医学及び工学の基礎知識を修得するための補講科目をオンデマンド講義として提供すること，双方向性の議論が可能なハイブリッド対応教室等を利用して講義を行うこと，医療現場や企業をオンラインで繋いだ実験実習を行うこと等で生じる人的・時間的余裕を，課題解決型学習を基本とした対面授業に充て，少人数での演習や実習や討論を最大限に強化する。

- 集合知（個の多様性）による養成

  個々の学生が，医療機器関連にとどまらず広く吸収した知識を用いて，ニーズに対して最も適切な医療機器の概念を創出する能力を養成する。

- 総合知（組織の多様性）による養成

  生命・医学系及び工学系の学生合同チームを構成し，それぞれの専門性に立脚したディスカッション及びチームワーク演習を実践することで，複眼的な思考力や集合知による課題解決能力を養成する。

＜健康科学専攻＞

本専攻は，健康科学に関する高度な分析能力，問題解決能力，研究能力を有し，創造的・開発的研究を通して，研究・教育・地域医療の中で独創的な課題解決を実践できる自立した

人材の育成を図る。

以下に，教育課程の編成の考え方及び特色について具体的に説明する。

1. 教育研究の柱となる専攻分野

本専攻の教育研究は，以下の３分野を設定している。

- 看護学

  看護学は，患者や家族，地域社会の健康と生活の質を向上させるためのケアと支援を対象とする分野である。本専攻では，高度な看護実践を基盤とし，医療現場における看護リーダーシップの発揮，災害医療への対応，慢性疾患患者のセルフマネジメント支援等，地域医療・福祉の分野で実践的に貢献できる人材の育成を目指す。

- 病態解析学

  病態解析学は，疾患の発症メカニズムや進行過程について臨床検査技術を用いて分子・細胞レベルで解明し，予防・診断・治療に応用する学問である。生活習慣病や感染症，がんといった現代の主要な疾病を中心に，病態解析の知見と技術を活用し，医療現場での診断精度や治療法の開発に寄与する研究を推進する。

- リハビリテーション科学

  リハビリテーション科学は，疾病や障害からの機能回復と QOL の向上を目指す分野であり，特に高齢化社会における身体・認知機能の回復支援，精神障害の改善に重点を置いている。リハビリテーション科学の知見は，地域社会の中での自立支援と介護負担の軽減に貢献する。

2. 教育課程編成の考え方

本専攻の教育課程は，各専攻分野の専門性を深化させると同時に，保健医療分野で求められる学際的な視点を養成するため，以下のような構成に基づいてカリキュラムを編成している。

- 共通科目

  基礎的素養を涵養するため，保健医療の基礎理論や健康科学の主要な概念を学ぶ基盤科目を配置する。これにより，各分野の専門知識に必要な基礎力を身に付け，学生が学問の共通基盤を理解することが可能となる。

  また，専攻分野を超えた学際的な視点を養うため，複数領域にまたがる課題に対応する科目を提供する。例えば，「メディカルデータサイエンス特講Ⅱ」といった統計・データ解析分野の科目を履修することで，保健医療データの読み取りや研究成果の分析力を養成する。さらに，学生が異なる専攻分野の教員や同僚と共同研究を行い，総合的な知見を培うことが可能となる。

- 各分野専門科目

  看護学，病態解析学，リハビリテーション科学の各分野で高度な知識と技術を修得するための専門科目を設ける。例えば，看護学の「実践看護学特講Ⅱ」や病態解析学の「分析医科学特講Ⅱ」，リハビリテーション科学の「リハビリテーション管理学

Ⅱ」等，各専攻分野の特性に基づき，専門的な内容を深める科目を提供する。

- 特別研究
  ３年間を通して実施し，看護学，病態解析学，リハビリテーション科学に関する研究テーマを設定し，博士論文を作成する。
- その他必要と認める科目
  希望者はインターンシップに参加し，実践力を養成することができる。

3. 教育課程の特色

本専攻の教育課程には，次のような特色がある。

- 基礎的素養の涵養への配慮
  各分野の基盤知識や関連分野の基礎的素養を身に付けるための科目が配置されている。これにより，学生は各分野の専門性を理解するために必要な基礎力を養成し，特定分野に特化した研究だけでなく，他分野の研究内容を理解し，協働できる力を身に付けることができる。
- 多様な学問分野を横断する教育
  看護学，病態解析学，リハビリテーション科学の知識が相互に補完し合うよう設計されており，各分野の知識を統合し，複合的な医療課題に対処できる力を育成する。
- 実践力を重視した学修体制
  地域医療機関や行政機関との連携を通じて，実際の医療現場でのフィールドワークや臨床実習の機会を提供し，実践的な知識とスキルの向上を図る。

＜未来社会医学専攻＞

本専攻は，社会健康医学的視点から，公衆衛生の最前線や，保健・医療機器・健康関連企業・研究機関等で公衆衛生課題の解決を支える人材，グローバルな視点で，効果的な健康政策策定，医療資源の効率的分配等のエビデンスとなるヘルス・サービスリサーチに貢献できる人材，公衆衛生課題の解決や保健医療の在り方に対して政策形成能力を備え公衆衛生の実務に指導的立場となり，国際的にもプレゼンスを発揮できる人材の育成を図る。

以下に，教育課程の編成の考え方及び特色について具体的に説明する。

1. 教育研究の柱となる領域（専攻分野）

本専攻は，公衆衛生の５領域を網羅的に教育研究する。

- 公衆衛生学・疫学：疾病予防や健康増進のためのデータ収集，分析，実証を行い，地域や国全体の公衆衛生課題に対応する。
- 環境保健学：気候変動，都市化，環境汚染等，環境要因が健康に与える影響を評価し，リスク管理や予防策を提案する。
- 医療経済学・健康政策：医療資源の最適配分や健康政策の立案に関する知見を提供し，持続可能な医療システム構築を支援する。
- 生物統計学：統計学の応用を通して，基礎・臨床研究の骨格を支え，保健・医学に

おける様々な問題を解決する。

- 社会行動科学：健康に関連する個人，組織，社会の行動と，それに影響を及ぼす要因や環境について研究し，Well-being 社会の構築に貢献する。

2. 教育課程編成の考え方

本専攻の教育課程は，「総合知」の学びを基盤とし，公衆衛生の５領域を網羅的に教育研究することを通じて多角的な視点を養成するため，以下のような構成に基づいてカリキュラムを編成している。

- 総合知基盤科目
  公衆衛生学に限らない知識や視点を身に付けることを目的に，「アントレプレナー・リーダーシップ学特論」，「プロジェクトマネジメント学特論」，「サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅱ」といった基盤科目を配置する。
- コア科目群１～コア科目群４
  公衆衛生の５領域（公衆衛生学・疫学，環境保健学，医療経済学・健康政策，生物統計学，社会行動科学）に関して，高度な知識の修得と深化を目的とした専門科目を設ける。
- 発展科目
  公衆衛生学修士（MPH）を持たない学生の補完的科目，希望者がインターンシップに参加し，実践力を養成することができる科目を設ける。
- 特別研究
  ３年間を通して実施し，公衆衛生学に関する研究テーマを設定し，博士論文を作成する。

3. 教育課程の特色

本専攻の教育課程には，次のような特色がある。

- 学際的な視点の育成
  学生が公衆衛生に関わる幅広い知見を基礎から修得し，関連分野の知識を統合して応用できるような教育を重視している。例えば，疫学の理論を基にしながら，環境保健学や保健医療経済学の知識を組み合わせ，健康政策に反映させるようなカリキュラムを提供している。
- 現場対応力の強化
  現場での公衆衛生上の課題に即応できる力を育成するためのフィールドワークやプロジェクトも含まれている。学生は，実際のデータを用いて公衆衛生上のリスクを評価し，健康政策や医療資源の配分に関する実務的なスキルを磨く。
- 国際的視野の拡大
  グローバルヘルスに関連する教育も充実しており，国際的な公衆衛生課題に取り組むための基礎知識とともに，他国の専門家との協働を通じた実践的スキルも修得できるよう，海外の研究機関との連携プログラムも提供している。

【資料２】カリキュラムマップ

４．教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

4-1 教育方法

本研究科では，カリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成している。

＜医科学専攻＞

本専攻では，履修プログラムとして「研究者育成プログラム」,「シグナル伝達基礎臨床融合プログラム」,「臨床研究エキスパート育成プログラム」,「医学研究国際プログラム」,「がんプロフェッショナル養成プログラム」,「デジタル医工創成学プログラム」,「連携大学院臨床研究医養成プログラム」,「早期研究スタートプログラム」を設けている。

学生は，入学時にいずれか１つの履修プログラムを選択し，指導教員の指導を受けて，各プログラムに設置された科目群を 30 単位以上修得することとしている。

科目群は，共通科目と専門科目に大別し，共通科目は,「共通基礎科目」,「医学研究先端講義」,「大学院特別講義」という科目区分，専門科目は，各教育研究分野の「特別研究Ⅰ」,「特別研究Ⅱ」,「演習」,「臨床実習」で構成している。

「共通基礎科目」には，実践的研究方法論に関する「コア講義」（集中講義）とコア講義の内容を踏まえた「コア実習」（実習科目）,「医学研究先端講義」には「先端医学シリーズ」と「先端医学トピックス」,「大学院特別講義」は海外での研究活動を視野においた英語力強化，幅広い知識基盤と産学連携への深い理解並びに研究リーダーとしての素質を養うことを目指した「大学院特別英語」や「リサーチ・プロポーザル」といった科目をそれぞれ設定している。

本専攻では，全ての学生が，専攻分野の科目と他の分野の科目を選択することとなっており，例えば，基礎医学の教育研究分野と臨床医学の教育研究分野からの指導を受けることにより，多角的な研究が可能となっている。

＜先進生命医科学系専攻＞

本専攻では,「総合知科目」,「各領域専門科目」,「総合知・専門知結合科目」という科目群を設定し,「総合知科目」と「総合知・専門知結合科目」は，学生が共通して学ぶ科目群としている。学生はこれらの科目群に加え，自分の所属する領域（自領域）の専門科目を中心に，自らのキャリアデザインに応じて，自領域以外の他の３領域の科目についても履修することができるようになっている。

「総合知科目」は，本専攻の４つの柱となる各領域について学ぶ「先進生命医科学概論」，総合知について学ぶ「総合知概論」，指導教員を中心に指導・助言を受けながら大学院在学中に学ぶことを主体的にデザインする「学びのデザイン」で構成している。これらの科目は，入学直後に履修又は履修を開始することで，総合知の素養を身に付けたり，キャリアデザインを構築することを目指す。

「各領域専門科目」は，バイオメディカルサイエンス領域，医療創成工学領域，健康科学領域，未来社会医学領域の４つの領域において，教育研究分野の特性に応じて，基礎から応

用・実践的な科目で構成している。学生が，総合知の素養を身に付けつつ，自領域の専門科目や他領域の専門科目の学修を進めることで，より多角的な視点での学びの深化を目指している。

「総合知・専門知結合科目」は，「先進生命医科学プロジェクト研究」と「プレゼンテーション演習」で構成し，研究課題の発見や修士論文の執筆・発表を，入学から修了までの２年間を通じてゼミ形式で進めていく。ただし，医療創成工学領域の学生については，修士論文研究に代えて特定課題研究を選択することも可能とする。

修了要件は，４つの領域のいずれにおいても，30 単位以上修得することとしている。ただし，保健師受験資格と助産師受験資格を目指す健康科学領域の一部の学生については，さらなる専門科目の単位修得が必要となり，保健師コースは 65 単位以上，助産師コースは 63 単位以上が修了要件となっている。

なお，　本専攻には，以下のコースを設置し，教育の充実を図っている。

- バイオメディカルサイエンス領域…次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース，次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コース
- 健康科学領域…CNS コース，保健師コース，助産師コース，デジタル医工創成学コース，がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース，ウェルビーイング教育プログラムコース，重層支援 Dx リカレントコース

＜医療創成工学専攻＞

本専攻では，工学系や生命・医学系の複数学問領域から学生を受け入れ，医療現場に密着した実践の場において「医療機器開発を主導することができる創造的開発人材」を育成することを目標としている。

したがって，医療機器メーカー，医療又は研究機関で医療機器開発に携わる人材の輩出が主となるが，それに加えて，医療機器関連ベンチャー企業の起業家，投資機関や規制当局等幅広い分野に専門人材を供給することも視野に入れた教育体系となっている。

教育の基本方針としては，常に実学教育を意識し，実践的な授業を軸としつつ，講義においても企業，投資家や規制当局等からの外部講師を多数招へいして，医療機器開発の現状及び課題について学べる機会を提供する。

学生が修了後に企業や臨床現場，さらには起業して多様なメンバーとチームを組んで医療機器開発を主導できるよう，プロジェクトマネジメント手法，経営の基礎，アントレプレナーシップ，国際開発実例等を学ばせる「マネジメント科目」を開講する。本学他大学院研究科の協力も得ながら，多くの医療関連企業・機関関係者を非常勤講師として招へいし，実社会とつながった講義を開講する。本専攻は企業在職者や臨床工学技士，医師等の社会人の入学も想定しており，そのような社会人学生のために，博士課程前期課程で開講する主要な講義を補講科目として受講可能とする。

特別研究では，実際の医療機器開発を課題とし，学生が主導的に医療従事者や工学研究者たちの協力を仰ぎながら，知財性と事業性を考慮しつつ，医療機器開発を実践する。

なお，研究活動においては，全学組織である未来医工学研究開発センター，医学部附属病

院，大学院工学研究科を始めとする大学全体のリソースを，主指導教員の指導・支援の下，学生自らの意思で積極的に活用させる。

修了要件は，10 単位以上を修得することとしている。

＜健康科学専攻＞

本専攻では，「健康科学専攻共通科目」，「各分野専門科目」，「特別研究」，「その他必要と認める科目」という科目群を設定している。

「健康科学専攻共通科目」は，健康科学研究を行う上で必要となる知識や技能の修得を可能とするよう，「健康科学研究共通特講Ⅲ」では，適用される法令の理解や倫理的に配慮された実践的能力の修得，「健康科学研究共通特講Ⅳ」では，研究法の理解を目指す。また，「サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅱ」においては，英語による科学論文を作成・発表し，国際的な学術コミュニティで活躍するための素養を修得すること，「メディカルデータサイエンス特講Ⅱ」においては，次世代の医療・介護の博士人材として欠かせないデータサイエンスの能力を修得することを目標としている。

「各分野専門科目」は，看護学，病態解析学，リハビリテーション科学の３分野において，それぞれ博士課程前期課程よりも，より高度で専門的な内容の講義や演習を提供する。看護学分野では，がん看護学，腫瘍学，療養支援看護学，実践看護学，老年看護学，精神看護学家族看護学，母性看護学，地域・公衆衛生看護学について取扱い，学生の専門性を高める。病態解析学分野では，分析医科学，細胞機能構造科学，臨床免疫学，ヒューマンヘルスについて取扱い，学生の専門性を高める。リハビリテーション科学分野では，リハビリテーションに関する管理学・研究法・基礎・運動器・神経・内部・脳機能・精神科・作業生活・行動神経について取り扱うとともに，医療における博士人材として欠かせない生命システムや情報科学，画像情報科学，人間情報や人工知能の基礎に関する科目を提供し，知識・技能の修得と自らの博士研究や業務に生かせる能力の育成に取り組む。

「特別研究」は，博士課程後期課程の３年間を通じて健康科学に関する研究テーマを学生自ら決定し，研究計画の立案，実験や調査の実施，データの解釈や分析といった一連の研究過程をゼミ形式で実践する。そして，得られた研究結果を博士論文として執筆することで，自らの研究成果をまとめ，社会に発信する力を身に付ける。

修了要件は，12 単位以上を修得することとしている。

なお，本専攻に，がんプロフェッショナル(がん看護)養成コースを設置し，教育の充実を図っている。

＜未来社会医学専攻＞

本専攻では，「総合知基盤科目」，「コア科目群」，「発展科目」，「特別研究」という科目群を設定し，「総合知基盤科目」に設定した科目にて，総合知の素養を身に付けつつ，コア科目群に設定した公衆衛生学の５領域に関する専門性を講義や演習を通じて高めることを目標としている。

「総合知基盤科目」は，本専攻の全学生が履修可能であり，本研究科博士課程前期課程を

修了した学生は，既に身に付けた総合知の素養をさらに磨くことができる。一方，本学他研究科や他大学院から入学して総合知に関する学修経験のない学生には，特に履修を推奨する科目群となっている。

「コア科目群」は，４つの科目区分に分類され，博士課程前期課程よりも，より高度で専門的な内容の講義や演習を提供する。修了要件では，各科目区分からそれぞれ１単位以上の修得を課して，学生が公衆衛生学の５領域について網羅的に理解，修得できるように設定している。

「特別研究」は，博士課程後期課程の３年間を通じて公衆衛生学に関する研究テーマを学生自ら決定し，研究計画の立案，実験や調査の実施，データの解釈や分析といった一連の研究過程をゼミ形式で実践する。そして，得られた研究結果を博士論文として執筆することで，自らの研究成果をまとめ，社会に発信する力を身に付ける。

なお，発展科目のうち，「基礎医学・臨床医学特論」及び「社会行動科学Ⅱ」は，公衆衛生学修士（MPH）を持たずに入学した学生の補完的科目としての役割を担う。

修了要件は，12 単位以上を修得することとしている。

【資料３】修了までのスケジュール表

4-2 履修指導方法・研究指導方法

本研究科では，学生が入学から修了まで計画的に学修と研究を進めて学位取得を確実に達成できるよう，体系的な指導プロセスを整備している。この指導プロセスは，基礎力の涵養から専門知識の深化，学際的研究の推進，論文作成及び最終審査に至るまでの一貫した流れで構成されており，学生の成長を多角的に支援する仕組みが備えられている。

1. 入学時及び初年度の履修指導・研究指導

入学時のオリエンテーションにおいて，履修及び研究に関するガイダンスを行う。

また，主指導教員及び必要に応じて副指導教員による複数体制で指導を行うため，主副指導教員の選出を行う。主指導教員は，学生の研究テーマに沿った専門分野を持つ教員が務め，入学後速やかに決定する。一方，副指導教員を配置する場合は，その専門分野は問わず，必要と認められた時点で速やかに決定する。

学生は，主指導教員に相談しながら履修計画を立てる。また，主指導教員と学生は，研究テーマや初年度の研究計画について相談の上，研究指導計画書を策定する。このとき，必要に応じて副指導教員のアドバイスが受けられるものとする。

学生は，履修計画に沿って履修しながら，専門分野及び関連分野の知識・技能の修得を進めるとともに，研究の進捗状況を定期的なゼミや主指導教員による面談で報告する。主指導教員が，研究テーマの適切さや研究の方向性についてフィードバックを行うことで，研究内容の質と進捗を担保する。このとき，必要に応じて副指導教員のアドバイスが受けられるものとする。

2. 次年度以降及び修了予定年度の履修指導・研究指導

主指導教員及び学生は，前年度の研究内容・進捗を確認し，年度始めに当該年度の研究指導計画書を策定する。このとき，必要に応じて副指導教員のアドバイスが受けられるものとする。

学生は，専門分野及び関連分野の知識・技能の深化・向上のため，引き続き履修を進める。研究においては，中間発表を行い，複数の教員によるフィードバックを行うことで，研究内容の質や進捗の適切性を確認する。

修了予定年度も，年度始めに当該年度の研究指導計画書を策定するとともに，研究データの解析や結果のとりまとめを行い，学位論文を執筆し，発表する。学外の学会やセミナーでの発表も奨励する。

3. 最終審査及び学位授与の質保証

学位論文の最終提出後，学位論文評価基準に基づき，最終審査を行う。

4. 先進生命医科学系専攻における履修指導・研究指導

本専攻では，本研究科で共通して行われる入学時のオリエンテーションに加えて，１年次通年科目として「学びのデザイン」を設定し，複数の教員によるチーム体制での履修指導・研究指導を行う。本科目は，個々の学生が目指す将来像に近づくために，また，研究を進めて修士論文としてまとめる十分な能力を身に付けるために，教員の指導・助言を受けながら，大学院在学中に学ぶことを主体的にデザインすることを目的としている。

主に所属研究分野で行い，指導・助言は，各学生の所属分野の長である教員を中心として，複数の教員が必要に応じてこれに当たる。学生ごとに，目指す将来像，想定する修士論文のテーマ，そこに向かうアプローチ，具体的な履修科目の設定等を，研究指導計画書等の一定の書式によって可視化することにより，デザインの明確化及び学生と教員間での理解の共有を行う。

(1)入学後の指導体制，履修計画や研究指導計画書の策定

入学後には，学生一人一人に主指導教員が割り当てられ，学生の興味やキャリア目標に基づき，個別の履修計画や研究指導計画書を策定する。

- 指導チームの構成
  各学生には，主指導教員に加え，他の教員がサポート教員として指導チームを構成し，学際的な視点からの指導を行う。
- 履修計画の策定
  学生の専攻分野に応じて，基礎から応用までの科目を体系的に学べるように履修計画を立案し，段階的な学びを担保する。
- 研究指導計画書の策定
  学生は，主指導教員を中心に相談しながら自身の専攻分野に関連する研究テーマを設定し，研究計画を立案する。そして，初年度の研究に関する内容を研究指導計画

書にまとめる。

(2)基礎的素養の涵養と専門分野の学びの定着（１年次前半）

入学初期には基礎科目を中心に履修し，専門知識の土台と学際的な素養を形成する。

- 総合知科目の履修
- １年次前半には，先進生命医科学概論，総合知概論等を履修し，各分野に共通する基礎的素養と学際的視点を身に付ける。
- 進捗報告と確認
- 学生は，履修状況や理解度について主指導教員に報告し，主指導教員は，必要に応じて追加的な指導を行い，基礎知識の定着を図る。

(3)専門知識と応用力の深化（１年次前半～２年次前半）

学生は総合知科目を学びつつ，専門科目の履修を通じて自分の専攻分野に関する専門知識を深め，応用的な学びを実践する。

- 専門科目の履修
  バイオメディカルサイエンス，医療創成工学，健康科学，未来社会医学の各領域の専門知識を深めるための科目を履修し，研究に必要な高度な知識を修得する。
- 実習・演習による応用力の強化
  実習や演習を通じ，理論の実際の応用方法を学び，研究テーマの選定や課題設定のための基礎的な力を養成する。

(4)論文指導（２年次）

２年次には当該年度の研究指導計画書に基づき，本格的な論文指導が行われ，学生は修士論文の作成に向けた研究を進める。

【資料４】履修モデル

4-3 学位論文審査体制

本研究科では，学位の質を担保するために，厳格な学位論文審査体制を整備し，評価基準を公正に設定・公表する仕組みを整えている。以下に，学位論文審査体制，学位論文及び学位論文に係る評価基準，評価基準の公表方法について具体的に説明する。

1. 学位論文審査体制

教授会において選出された２人以上の教員にて審査委員会を構成する。さらに，教授会が審査のため必要と認めたときは，審査委員の数を増加し，本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることを認める。このように複数の教員により審査を行うことで，論文内容を多角的な観点から評価し，審査の公平性と客観性を担保する。

2. 学位論文及び評価基準

論文の質を高め，学位の信頼性を確保するため，本研究科のディプロマ・ポリシーに基づき学位論文評価基準を定め，総合的に判断する。

3. 評価基準の公表方法

学位論文に関する評価基準を，学生便覧に掲載することで，学生は入学時から論文の質を高めることができ，指導教員及び審査委員は共通認識の下，評価することが可能である。

このように，厳格かつ透明性のある審査体制と公表された評価基準に基づき，学位論文の質が担保され，学生が適切に学位取得に向けた準備を進められる環境が整備されている。

4-4 研究に関する倫理審査体制

本学では，研究者の行動規範に関して「神戸大学の学術研究に係る行動規範」を制定している。また，前述の行動規範のうち，学術研究における不正行為防止に関して「神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則」を制定することで，本学において構成員が学術研究活動に際し遵守すべき事項及び遵守事項に違反する行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めている。また，研究費については，「研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」，「研究費の適正使用のための取組指針」及び「国立大学法人神戸大学における研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規則」を制定し，責任体制の明確化，適正な運営の基盤となる環境整備及び本学構成員が取り組むべき事項を定めている。

上記の規則の下，本研究科では，保健医療分野における高度な研究を遂行する上で，研究の倫理性と社会的責任を重視するため，厳格な倫理審査体制を整備している。以下は，その具体的な内容である。

1. 研究倫理審査委員会の設置

本研究科では，研究の倫理的妥当性を確認するため，研究科設置承認後，「神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会規程」及び「神戸大学大学院保健学研究科保健学倫理委員会規程」を統合して制定予定の「神戸大学大学院医学系研究科等倫理委員会規程（仮称）」に基づき，倫理委員会を設置する。

本委員会は，研究の倫理的側面に関する専門的な知見を持つ教員，倫理学の専門家，法律学の専門家，その他の人文・社会科学の有識者及び一般の立場の者等を含む多様なメンバーで構成される。そして，人間を直接対象とした医学研究・保健学研究が「ヘルシンキ宣言」，「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和３年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号。）及び「ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 31 年文部科学省告示第 68 号）」の趣旨を尊重しつつ慎重に行われるよう，個人の尊厳及び人権の尊重，個人情報の保護，その他の倫理的観点及び科学的観点から，各研究課題が計画段階から終了まで倫理的基準を満たしているかを厳格に審議する。

2．利益相反マネジメント規程の制定と役割

臨床研究実施者及び関係者の利益相反につながる行為を未然に防止するため，「神戸大学利益相反マネジメント規則」に基づき「神戸大学大学院医学系研究科臨床研究利益相反マネジメント規程」を制定し，臨床研究の適正な推進を図る。

「神戸大学大学院医学系研究科臨床研究利益相反マネジメント規程」は，研究科設置承認後，「神戸大学大学院医学研究科等臨床研究利益相反マネジメント規程」及び「神戸大学大学院保健学研究科臨床研究利益相反マネジメント規程」に準じて速やかに作成する。

3．研究倫理教育の実施

一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供するｅラーニングプログラムにより研究倫理教育を実施するとともに，各部局にはメンター教員を配置し，若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言等を行う体制を構築している。

【資料５】神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会規程
【資料６】神戸大学利益相反マネジメント規則
【資料７】神戸大学大学院医学研究科等臨床研究利益相反マネジメント規程
【資料８】神戸大学の学術研究に係る行動規範
【資料９】神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則

4-5 修了要件

＜医科学専攻＞

博士課程に４年以上在学し，各履修プログラムで定める履修要件に従って 30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と認めた場合は，当該課程に３年以上在学すれば足りるものとする。

＜先進生命医科学系専攻＞

博士課程前期課程に２年以上在学し，各領域の定める履修要件に従って 30 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者と認めた場合は，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

＜医療創成工学専攻＞

博士課程後期課程に３年以上在学し，10 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と認めた場合は，１年（２年未満の在学期間をもって修士課程，博士課程前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

＜健康科学専攻＞

博士課程後期課程に３年以上在学し，12 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と認めた場合は，１年（２年未満の在学期間をもって修士課程，博士課程前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

＜未来社会医学専攻＞

博士課程後期課程に３年以上在学し，12 単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者と認めた場合は，１年（２年未満の在学期間をもって修士課程，博士課程前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあっては，当該在学期間を含めて３年）以上在学すれば足りるものとする。

4-6 留学生への配慮

本学は，各学部・研究科に留学生担当教員を置き，大学教育推進機構グローバル教育センター及び学務部国際交流課との連携の下，必要な支援を実施する体制を整備している。

毎年３月下旬に新入留学生を対象に実施している全学留学生オリエンテーションにおいては，修学上，生活上の注意事項やアドバイス，渡日時の重要な手続，奨学金，保険，医療等について説明し，留学生が日本での学生生活を円滑に開始することができるような支援を行っている。

留学生相談指導については，グローバル教育センターの専任教員が留学生アドバイザーとして，学修・研究に関する問題，異文化間コミュニケーションや研究室での人間関係，ハラスメントに関すること，身体や心の健康に関する問題，経済的な問題や家族の問題等の相談に応じている。さらに，同センターでは全留学生を対象に多くの日本語科目を提供しており，レベルや目的に応じた日本語学習が可能となっている。

経済面での支援としては，留学生が充実した学生生活を送れるよう，「神戸大学基金外国人留学生教育支援事業募金」を設置し，奨学金の支給等を行っている。

５．特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

新設する「先進生命医科学系専攻医療創成工学領域」においては，修士論文に代えて特定課題研究を選択することができる。

本領域は，医療機器開発企業や他研究科等と協働し，従来の大学院教育に比して，より実践的な教育プロセスを進めることで，研究能力の涵養だけでなく，社会の即戦力となる創造的な医療機器開発人材の育成を目指している。このような教育においては，研究成果の結実である修士論文のみならず，実践的な医療機器開発の成果をもって修士号の取得要件の一つと見做すことは妥当である。

学生は，主指導教員の指導の下，特別研究を修士論文研究又は特定課題研究として遂行する。修士論文研究では，学生は医療現場にて実践したニーズ探索を起点として，新しい医療創成につながる機器開発やその主要機能改良を可能とする応用研究に取り組み，得られた結果を基に論理的に記述し論文としてまとめ上げる。一方，特定課題研究では，学生は医療機器の初期開発過程を実践する。すなわち臨床現場のニーズから，新規の医療機器のコンセプトを創造し，試作を繰り返して実現性のあるコンセプトに絞り込む。新規の医療機器コンセプトを創造することを最重要課題とし，実現性，事業性及びレギュラトリーサイエンス等の複眼的分析を交えて，その実施及び思考過程を特定課題報告としてまとめ上げる。

なお，修士論文と同等の教育研究水準を達成するため，特定課題研究を選択する学生に対しても全く同等の単位修得を課している。

さらに学位審査及び最終試験においては，修士論文と同様に審査委員会を構成して特定課題研究の内容を審査する。審査は修士研究での観点に加えて，成果物の新規性，創造性及び医療機器としての実現性等を評価する。

６．基礎となる学部との関係

本研究科の基礎となる学部は医学部であり，関係図は以下に示すとおりである。

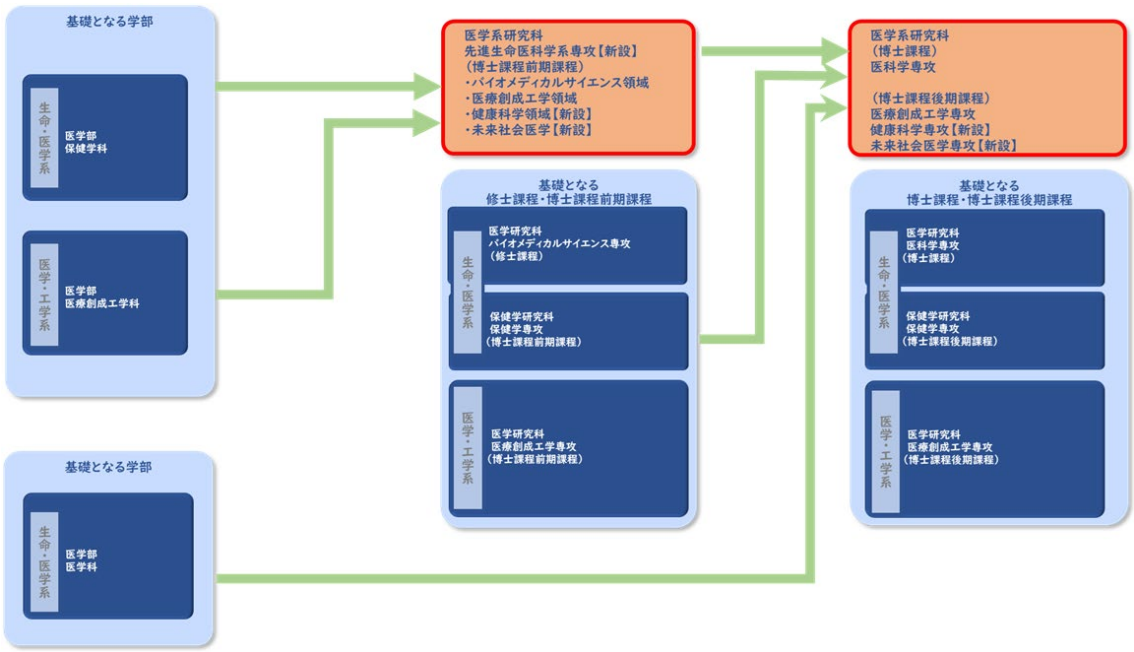

＜医科学専攻＞

医学部医学科と接続する。

なお，本専攻には医学研究への志向性が高い優秀な医学生に対して，飛び入学により大学院に入学し，若い時期に学位を取得することを可能にするとともに，早期に研究を開始し，医学医療の急速な進歩や社会的要請に対応できる医学研究者を育成することを目的とした「MD-PhD コース」を設置している。本コースは，医学部医学科を一旦休学し，医科学専攻へ入学し，３年以上の教育・研究指導を経て博士の学位を取得した後，学部に復学し医師免許を取得する。

＜先進生命医科学系専攻＞

本専攻は，基礎となる学部である医学部と連携し，教育研究の柱となる領域（分野）を軸に，学士課程から博士前期課程への一貫した学びとスキルの深化が可能な教育体系を構築している。このつながりにより，学部で修得した基礎知識をもとに，博士課程前期での高度な専門性や研究能力の育成を目指す。

具体的には，バイオメディカルサイエンス領域は医学部保健学科，医療創成工学領域は医学部医療創成工学科，健康科学領域及び未来社会医学領域は医学部保健学科とそれぞれ接続する。

＜医療創成工学専攻＞＜健康科学専攻＞＜未来社会医学専攻＞

博士課程後期課程の３専攻は，いずれも博士課程前期課程の先進生命医科学系専攻と接続する。先進生命医科学系専攻では，教育研究の柱となる各領域において，体系的かつ連続的な学びを提供しており，前期課程では学際的で幅広い「総合知」を重視し，後期課程では前期課程で培われた「総合知」を基盤にした高度な「専門知」を深化させることに重点を置いている。これにより，多領域の視点を持ちながらも高度な専門性を発揮できる人材の育成が可能となる。

７．多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合

神戸大学教学規則（平成 16 年４月１日制定）第 27 条第２項において，「授業は，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と定めており，同条第３項において，外国においても前項の規定が適用されると定めている。 本学では，各キャンパスの教室や附属図書館に無線 LAN を整備するとともに，教員及び学生の両者に，学修支援システム(BEEF+：ビーフプラス)及び Microsoft365 の個人アカウントを配付しているため，教員も学生も学内外を問わず，オンライン授業やオンデマンド授業の実施・参加が可能である。また，双方向性の議論が可能なハイブリッド対応教室等を利用し，講義だけでなく，医療現場，企業等をオンラインでつなぎ，実験・実習のほか，インターンシップの一部や海外の大学とオンラインでのジョイントセミナーを行う際にも利用している。

８.「大学院設置基準」第２条の２（夜間開講）又は第 14 条（それに伴う教育方法の特例）による教育方法の実施

ア．標準修業年限

＜博士課程＞

標準修業年限は４年とする。

ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に３年以上在学すれば足りるものとする。

＜博士課程前期課程＞

標準終業年限は２年とする。

ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

また，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること許可する場合がある。

＜博士課程後期課程＞

標準終業年限は３年とする。

ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

また，職業を有している等の事情により，標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること許可する場合がある。

イ．履修指導及び研究指導の方法

各授業科目の履修については各授業担当教員に相談の上，研究指導教員と履修計画を立てる。研究指導については，研究指導教員に相談して履修計画を立てる。

いずれの場合も，入学願書提出前に研究指導教員候補の教員にあらかじめ相談することを学生募集要項等にて案内する。

ウ．授業の実施方法

原則は対面授業とするが，神戸大学にて提供している学修支援システム(BEEF+：ビーフプラス)及び Microsoft365 Education といった ICT を利用して，資料提供，オンライン授業，質疑応答，課題提出，小テスト等を，双方向でのやりとりを取り入れながら行うことで，地理的制約を回避し，時間調整の自由度を高めることとする。

エ．教員の負担の程度

授業や研究指導においては，学修支援システム(BEEF+：ビーフプラス)や Microsoft365 Education を利用したり，シラバスにオフィスアワーを明記したりすることで，特定の教員に大幅な負担がかからないように工夫する。

オ．図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮，必要な職員の配置

本学の学生であれば，本学が神戸市内の各キャンパスに有する９つの附属図書館を利用することが可能である。特に，本研究科学生が授業を受ける楠キャンバスと名谷キャンパスの附属図書館は，夜間開館(平日の夜７時又は８時)や土曜日開館(夕方５時まで)を

行っているため，平日日中以外でも利用となっている。近年は電子ジャーナルの利用も増えているため，ネットワークを経由して時間・場所を問わず，閲覧が可能な状況にある。

また，本学の情報処理施設等は，本部事務局にて一元的に管理しており，全学生は個人アカウントにより，神戸大学独自の学内ネットワークにアクセスすることが可能である。特に，授業や研究指導で使用する教務情報システム(うりぼーネット)，学修支援システム(BEEF+：ビーフプラス)及びMicrosoft365 Educationについては，この個人アカウントを使用することで，いつでもどこからでもアクセスが可能になっている。そのため，学生は，履修手続等を大学外からでも行うことができる。

このように，学生が地理的・時間的に制約がある場合であっても，本学では学内情報に安全にアクセスできる仕組みを構築している。

学生の厚生に対しては，就業中の社会人学生を対象に長期履修制度を設けており，経済面から学修を支援する制度を設けている。附属図書館等には，学生利用時間には必要な職員を適切に配置し，学生支援に努めている。

カ．入学者選抜の概要

本研究科では，学生募集要項に教育方法の特例について明記し，社会人学生の修学にあたっては，指導教員と相談して無理のない履修計画を策定する等，適切に対応することとしている。

キ．必要とされる分野であること

新型コロナウイルス感染症の世界的流行や気候変動による自然災害の激化，生成系 AI 等の技術革新による急速な社会変化は，これまでに経験したことのない新たな課題を人類に突きつけている。こうした課題解決のためには，保健医療分野においても，これまでにない柔軟かつ総合的なアプローチが求められるとともに，国際社会におけるグローバルスタンダードに基づいた保健医療体制の構築が求められている。

他方，日本国内に目を向ければ，人口減少と高齢化の進展に伴い，保健医療の現場で新たな課題が次々と浮上している。社会構造や疾病構造の変化，生活習慣や価値観の多様化により，健康増進，疾病予防，障がい者支援，地域ケアシステムの構築等，保健医療分野における解決が急がれる重要なテーマも増えている。

このような時代には，従来の単一分野の視点や手法では十分に対応できず，複数の学術領域の知見を総合的に統合し，革新的な課題解決を目指す新しいアプローチが求められている。

こうした現状を踏まえ，大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を適用し，医療現場や医療関係企業等での実務経験を持つ社会人を学生として受け入れ，現場と密接に結び付いた研究を通して，保健医療を担う高度な専門性を持つ人材を育成し，社会の要請に応える。

ク．大学院を専ら担当する専任教員を配置する等の教員組織の整備　等

本研究科には，大学院を専ら担当する専任教員は配置しないが，社会人学生の学びに支障が出ないよう，十分な教員数を確保し，オムニバス形式の授業を取り入れる等して

個々の教員負担を軽減した。そのため，教員は計画に従って学生指導を円滑に進めることが可能となっている。

９．取得可能な資格

新設する「先進生命医科学系専攻」で受験資格が取得できるのは，以下のとおりである。

・保健師試験受験資格（国家・追加科目）

・助産師受験資格（国家・追加科目）

・医学物理士認定試験受験資格（民間・修了要件）

１０．入学者選抜の概要

10-1 募集人員

医科学専攻　120 名
先進生命医科学系専攻　119 名
医療創成工学専攻　8 名
健康科学専攻　17 名
未来社会医学専攻　5 名

10-2 選抜方法

＜医科学専攻＞

1. 入試種別

一般入試，外国人特別入試

2. 選抜方法

①一般入試

外国語（英語），口述試験の結果及び出願書類を総合して選考を行う。外国語（英語）は英語力を，口述試験は志望する「教育研究分野・部門」への興味・適性，学習・研究意欲，論理性等を多面的・総合的に評価する。

②外国人特別入試

口述試験及び出願書類を基に総合的に判断する。

＜先進生命医科学系専攻＞

1. 入試種別

バイオメディカルサイエンス領域：一般入試
医療創成工学領域：推薦入試，一般入試
健康科学領域：一般入試，保健師コース，助産師コース，社会人特別入試，外国人特別入試
未来社会医学領域　一般入試，外国人特別入試

2. 選抜方法

（バイオメディカルサイエンス領域）

①一般入試

英語外部試験，口述試験の結果及び出願書類を総合して選考を行う。英語外部試験は一般的な英語力を，口述試験は志望する分野に関する基礎学力，適性，意欲等を総合的に評価する。

（医療創成工学領域）
①推薦入試
　口頭試問により選考を行う。
②一般入試
　英語外部試験，小論文，口頭試問を総合して選考を行う。小論文は思考力，創造性，基礎専門知識等を，口頭試問は基礎専門知識，適性，意欲等を総合的に評価する。

（健康科学領域）
①一般入試・保健師コース・助産師コース
　外国語（英語），専門科目の成績，面接及び出願書類を総合して選考を行う。なお，保健師コース・助産師コースは看護師免許を有する者を対象とする。
②社会人特別入試
　外国語（英語），小論文の成績，面接及び出願書類を総合して選考を行う。
③外国人特別入試
　外国語（英語），専門科目の成績，面接及び出願書類を総合して選考を行う。

（未来社会医学領域）
①一般入試
　英語外部試験，面接及び出願書類を総合して選考を行う。
②外国人特別入試
　英語外部試験，面接及び出願書類を総合して選考を行う。

＜医療創成工学専攻＞
1. 入試種別
　一般入試

2. 選抜方法
①一般入試
　学力検査及び出願書類を総合して選考を行う。学力検査は，口頭試問により，修士論文又は研究・開発業績報告書の内容を基に，履修に必要な基礎学力を有しているかどうかを検査するとともに，研究・開発提案書の内容が学位取得に見合う提案であるかどうかを審査する。

＜健康科学専攻＞
1. 入試種別
　一般入試，社会人特別入試，外国人特別入試，進学者入試

2. 選抜方法
①一般入試

外国語（英語），専門科目の成績，面接及び出願書類を総合して選考を行う。
②社会人特別入試
外国語（英語），小論文の成績，面接及び出願書類を総合して選考を行う。
③外国人特別入試
外国語（英語），専門科目の成績，面接及び出願書類を総合して選考を行う。
④進学者入試
外国語（英語），専門科目又は小論文の成績，面接及び出願書類を総合して選考を行う。入学前年度の３月に本研究科博士課程前期課程及び本学他研究科の修士課程，博士課程前期課程又は専門職学位課程を修了する見込みの者を対象とする。

＜未来社会医学専攻＞
1. 入試種別
一般入試，外国人特別入試，進学者入試

2. 選抜方法
①一般入試
英語外部試験，面接及び出願書類を総合して選考を行う。
②外国人特別入試
英語外部試験，面接及び出願書類を総合して選考を行う。
③進学者入試
英語外部試験，面接及び出願書類を総合して選考を行う。入学前年度の３月に本研究科博士課程前期課程及び本学他研究科の修士課程，博士課程前期課程又は専門職学位課程を修了する見込みの者を対象とする。

１１．教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

11-1 設置の趣旨，特色，教育課程等を踏まえた教員配置

本研究科は，課題が複雑化し，知識の細分化・専門化により，単独あるいは少数の専門分野の知による課題解決が困難な VUCA の時代における社会課題を解決するために，「専門知間の交流，連携，融合を可能とする人材」や「幅広い保健医療の知識を有し，他領域の研究者と協力し，総合知による課題解決能力を身に付けている社会実装を可能とする突破力のある人材」の養成を目指す。そのため，教育，研究その他業務の分野に応じた教員の組織である「学域」から，医学，医科学，医工学，保健学，公衆衛生学について教育研究ができる教員を専任教員として専攻ごとに適切に配置する。いずれの専任教員も，教育課程の編成やその他研究科の運営に責任を担い，教育課程における授業科目及び学生の研究指導を担当する。

また，専任教員以外にも，神戸大学の他研究科・各種センターの所属教員や神戸大学医学部附属病院の医療関係者，地方自治体，他大学，企業からの外部講師に講義や実習を担当させることで，教育内容の充実を図る。専任教員以外の教員は，本学及び各専攻のカリキュラム・ポリシーに沿い，教育課程における授業科目の全部または一部を，責任を持って担当する。

各専攻の専任教員の人数及び保有する学位は，以下のとおりである。

＜博士課程・医科学専攻＞

教授 49 人，准教授 10 人，講師 4 人，助教 8 人の計 71 人

学位	博士						学士
専攻分野の名称	医学	歯学	薬学	生命科学	理学	学術	医学
教員数	59 人	1 人	4 人	1 人	2 人	1 人	3 人

＜博士課程前期課程・先進生命医科学系専攻＞

教授 55 人，准教授 34 人，講師 11 人，助教 32 人の計 132 人

学位	博士								修士
専攻分野の名称	医学	看護学	工学	生命科学	保健学	薬学	理学	学術	保健学
教員数	67 人	2 人	6 人	2 人	24 人	5 人	4 人	3 人	3 人

上記の他，1 人に該当する学位・専攻分野は以下である。

博士（歯学，健康科学，理工学，材料科学，社会健康医学，障害科学，人間・環境学，農学，人間科学，地域研究，薬理学）

修士（ヘルスケアマネジメント，学術，看護学，薬学）

学士（医学）

＜博士課程後期課程・医療創成工学専攻＞

教授 9 人，准教授 4 人，講師 1 人の計 14 人

学位	博士				修士
専攻分野の名称	医学	工学	材料科学	薬理学	ヘルスケアマネジメント
教員数	5 人	6 人	1 人	1 人	1 人

＜博士課程後期課程・健康科学専攻＞

教授 16 人，准教授 10 人，講師 4 人，助教 9 人の計 39 人

学位	博士						
専攻分野の名称	医学	看護学	保健学	健康科学	障害科学	人間・環境学	人間科学
教員数	13 人	3 人	19 人	1 人	1 人	1 人	1 人

＜博士課程後期課程・未来社会医学専攻＞

教授 13 人，准教授 10 人，講師 3 人の計 26 人

学位	博士							修士
専攻分野の名称	医学	学術	社会健康医学	地域研究	保健学	薬学	農学	薬学
教員数	16 人	1 人	1 人	1 人	3 人	2 人	1 人	1 人

11-2 ２以上の校地を往来する場合の教員の負担や学生への指導に対する対応

本研究科において，２以上の校地を教員が移動する場合は，教員の負担にならないように，担当授業科目の開講時間帯を調整する。また，教員と学生とのやりとりをスムーズにするために，シラバスに教員のオフィスアワーを記載するとともに，各キャンパスに学内無線 LAN を設定の上，教員に WEB 会議システムのアカウントを提供することで，学生と教員が別々のキャンパスにいる場合であっても，お互いの顔を見てコミュニケーションを取ることができるように仕組みを整える。

11-3 中心となる研究分野及び研究体制

本研究科は，医学，医科学，医工学，保健学，公衆衛生学に関する研究分野が中心となる。今回の改組により，これまで２つの大学院(医学研究科・保健学研究科)に所属していた教員が，１つの大学院(医学系研究科)の構成員となることで，教育研究に協働して取り組むことが可能となり，専門的で複合的な研究体制を構築することができる。

11-4 完成年度の３月 31 日における教員の年齢構成並びに教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化のための対策

いずれの専攻においても，職位，年齢構成のバランスの観点から，教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障のない構成となっている。

本学の教員の定年については，「国立大学法人神戸大学職員就業規則」第 66 条のとおり，満 65 歳と規定しており，専任教員のうち 15 人が，学年進行中に定年退職を迎えることになるが，教育研究の継続性の観点から，後任となる教員を速やかに補充する，もしくは「国立大学法人神戸大学特命職員就業規則」第４条第５項の規定に基づき，当該教員の定年後から完成年度まで特命教員として引き続き雇用することで，完成年度までの教育研究の遂行に支障を生じさせないこととする。

なお，今後，退職者等が出た場合は，後任となる教員を速やかに補充することとし，その際には，若手教員等の積極的な採用により，適切な年齢構成による教育研究体制を維持する。

【資料 10】国立大学法人神戸大学職員就業規則
【資料 11】国立大学法人神戸大学特命職員就業規則

11-5 教員及び事務職員等の組織的な連携体制

本学は，運営，庶務，財務，施設，学生の支援等に関する事務を処理するために本部事務局を置き，総務部，企画部，研究推進部，財務部，学務部，施設部及び情報推進課で構成している。そして，各学部・研究科等にもそれぞれ事務部を置いている。

本部事務局の学務部では，学生が経済面や健康面で不安なく教育研究や課外活動といった学生生活が送れるよう，全学の学生に共通する環境整備，課外活動，学生寮の運営，奨学金及び授業料の免除等の修学援助業務並びに学生生活全般にわたる指導助言及び支援を行う。そのほか，「キャリアセンター」のキャリアアドバイザーや，「インクルーシブキャンパス＆ヘルスケアセンター」の医師・看護師・教員とともに，就職情報の提供・相談，定期健診・健康相談（「からだの健康相談」，「こころの健康相談」），障害学生支援，ジェンダー教育を一元的に担う。そして，学生の事情に応じて，各学部・研究科等の事務部と情報共有を行い，学生の指導・支援に当たる。

本研究科の事務については，医学部事務部にて，運営，人事，庶務，福利厚生，会計，施設及び学生の教務・厚生補導等を行う組織を編制し，教員及び事務職員の相互の適切な役割分担の下で，協働的・組織的な連携体制を確保して，教育研究活動等の運営や厚生補導等を行う。

１２．研究の実施についての考え方，体制，取組

12-1 研究の実施についての考え方，実施体制

本学は，令和３年４月に神戸大学ビジョン『「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」を目指して』を策定し，研究においては，独自性を重視し，知的活動や創造力によって真理を探究する基礎科学研究，あるいは，地域社会と共創した応用科学研究を遂行する。国際性と先進性のある神戸という地域に根差し，世界を見据えた本学に対する社会の期待に応えるべく，産業界，自治体等と共創し世界を牽引する開かれた卓越研究拠点を構築して，先端研究で優れた知とイノベーションを創出し，それらを社会に還元することにより SDGs が掲げる地球的諸課題の解決を目指す。さらに，多元化・複雑化・流動化するポストコロナ時代の社会構造や学術動向にも対応し得る適応力としなやかで強靭な継続的成長を促す持続力の強化により，研究力を高めレジリエンスのあるイノベーションエコシステムを構築することを目標として掲げている。

これらの目標を達成するため，本学戦略企画室（研究戦略企画部門）による研究の基本的戦略の立案の下，大学全体の学術研究を推進する学術研究推進機構の下に置く学術研究推進室，SDGs 推進室，先端的異分野共創研究推進室等により，研究及び研究者支援を実施している。

＜学術研究推進室＞

本学戦略企画室が策定する神戸大学における学術研究の基本戦略に基づき，具体的戦略の策定，研究活動の支援及び研究資金の獲得等に関する業務を行うことを目的としている。

＜SDGs 推進室＞

新学術領域の開拓，文理融合等における成果を活かした SDGs の達成を目指す取組を推進し，地域や産業界と SDGs の理念を共有しながら連携し，その取組を発信している。

＜先端的異分野共創研究推進室＞

先進的かつ世界最高水準の異分野共創型研究を推進するため，本学のフラッグシップ研究となり得る異分野共創研究を，先端的異分野共創研究プロジェクト（先端的プロジェクト）として重点支援を行っている。

＜異分野共創研究企画・創出委員会＞

学内の各研究者の研究シーズ等研究内容を基に異分野共創研究のマッチングを行い，本学のフラッグシップ研究の候補となり得る異分野共創研究ユニット（研究ユニット）の創出及び育成に取り組んでいる。

12-2 研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況

本学では，研究活動をサポートする技術職員を 219 人，URA を 9 人配置している。

URA の最も基本的な役割は，部局の協力を得ながら，以下を推進することである。

・中長期的に効力を発揮する研究力強化の仕組み作り

・神戸大学全体の研究戦略の策定支援・実行

１３．施設・設備等の整備計画

本研究科においては，医学系研究科（楠地区・名谷地区）及び未来医工学研究開発センター（ポートアイランド地区）の既存施設・設備を用いて教育研究を行う。

教室，図書，校地，運動場等は従前より十分に整備しており，各々の施設には教員と学生の交流スペースも備えている。

教室や図書等の詳細については，基本計画書に示したとおりである。

１４．２以上の校地において教育研究を行う場合

本研究科においては，博士課程前期課程先進生命医科学系専攻バイオメディカルサイエンス領域及び医療創成工学領域並びに博士課程医科学専攻については，基本的には医学系研究科（楠地区）で，博士課程前期課程先進生命医科学系専攻健康科学領域及び未来社会医学領域並びに博士課程後期課程健康科学専攻及び未来社会医学専攻については，基本的には医学系研究科（名谷地区）で教育研究を行う。

ただし，博士課程前期課程医療創成工学領域及び博士課程後期課程医療創成工学専攻については，実機を用いた演習や実習においては，未来医工学研究開発センター（ポートアイランド地区）の実験室やスタジオを使用する場合があるが，いずれの場合も専任教員が監督し，指導を行う。

時間割の設定にあたっては，学生及び教員にとって過度な負担とならず，移動時間にも無理が生じないよう十分に配慮している。

なお，楠地区及び名谷地区，ポートアイランド地区の移動に要する時間等は下記のとおりである。

■所在地，専任教員配置数，学生収容定員数

医学系研究科（楠地区）

・兵庫県神戸市中央区楠町７－５－１
・専任教員 146 名，学生（バイオメディカルサイエンス領域 50 名程度，医療創成工学領域 30 名程度，医科学専攻 480 名程度） の所在は当地区となる

医学系研究科（名谷地区）

・兵庫県神戸市須磨区友が丘７丁目１０−２
・専任教員 136 名，学生（未来社会医学領域 20 名程度，健康科学領域 138 名程度，未来社会医学専攻 15 名程度，健康科学専攻 51 名程度）の所在は当地区となる。

未来医工学研究開発センター（ポートアイランド地区）

・兵庫県神戸市中央区港島南町１－５－１

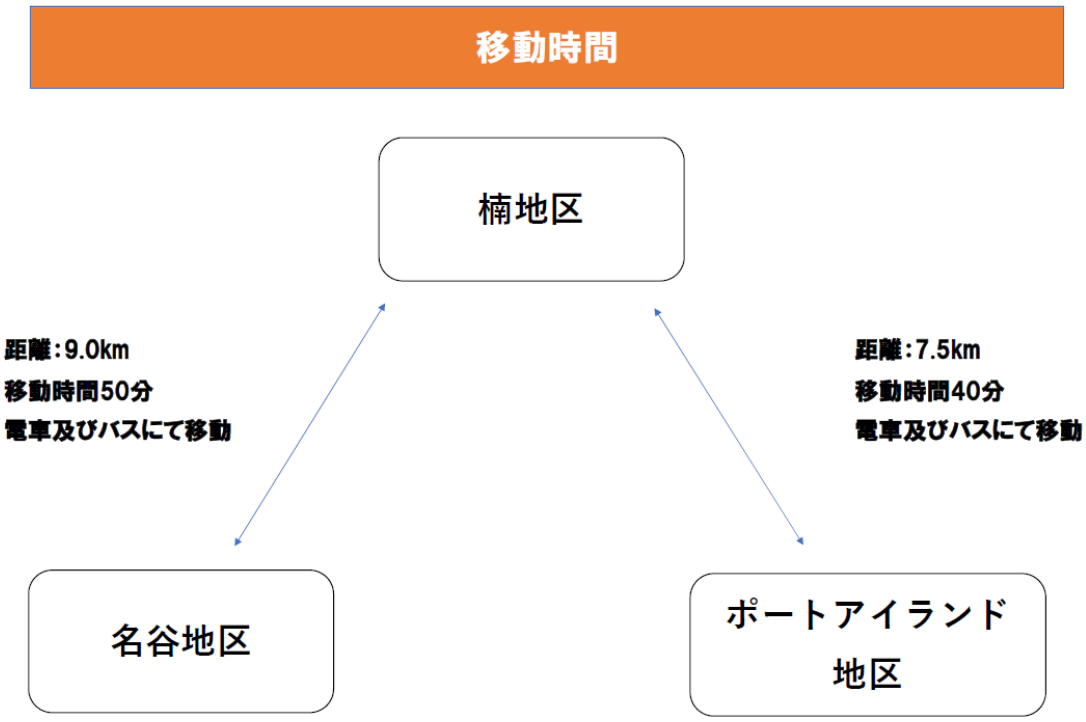
移動時間
楠地区
距離：9.0km
移動時間50分
電車及びバスにて移動
距離：7.5km
移動時間40分
電車及びバスにて移動
名谷地区
ポートアイランド
地区

１５．管理運営

神戸大学学則及び神戸大学教授会規則に基づき，本研究科に教授会を置く。

教授会の組織は，本研究科に配置された専任の教授を構成員とし，審議事項は以下のとおりである。

・学生の入学及び課程の修了に関する事項
・学位の授与に関する事項
・学生の懲戒に関する事項
・研究科長の候補者の選考及び兼務を免ずることに関する事項
・評議員の選出に関する事項
・専攻長及び附属施設の長の候補者の選考に関する事項
・組織の改廃に関する事項
・教育課程の編成に関する事項
・規則等の制定又は改廃に関する事項
・学生の退学，休学，除籍その他学生の身分に関する事項
・授業及び試験に関する事項
・学生の厚生補導に関する事項
・副研究科長の候補者の選考に関する事項
・年次計画に関する事項
・予算に関する事項 等

なお，教授会に，研究科の運営を円滑に行うため，代議員会として，医科学専攻会議，先進生命医科学系専攻会議，医療創成工学専攻会議，健康科学専攻会議，未来社会医学専攻会議（以下「専攻会議」という。）を置き，教授会から付託された審議事項については，専攻会議の議決をもって，教授会の議決とすることができる。

本学では，重点分野に人的資源を戦略的に配分し，新たな学術領域を持続的に創出するための仕組みとして，教員組織と教育研究組織を分離している。教員は学部・研究科や学科・専攻とは異なる「学域」に所属し，学域から学部/学科，研究科/専攻に主配置もしくは配置される。そのため，教員の人事に係る事項は教授会とは別に設けられた「学域会議」において審議される。

本研究科には，医学域，保健学域及び工学域に所属する教員が参画しており，各学域に所属している教員，若しくは，新たに所属する予定である教員に係る審議は，各学域会議において行う。

１６．自己点検・評価

本学の教育研究水準の向上を図り，大学としての社会的使命を果たすため，「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」，「神戸大学内部質保証指針」を制定し，指針に基づいて全学及び各部局等の教育・研究，社会貢献，組織・運営，施設・整備等の活動状況について点検・評価を実施している。

点検・評価は，透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち，各部局等の長は，点検・評価を行うに当たり，その方針，方法，分野等について，各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては，自己点検・評価とともに，外部評価（ピア・レビュー等）を必ず実施するものとしており，点検・評価は，可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施することとしている。

本学における点検・評価は，以下の単位で実施している。

(1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程に基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価（「教員活動評価」）
(2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
(3) 部局（教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。）ごとの「組織点検・評価」
(4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検･評価」
(5) 神戸大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前号までの各点検・評価に対する点検・評価（「メタ点検・評価」）
(6) 評価委員会による大学の「総括的点検・評価」

また，教員以外の職員の点検・評価についても，個人及び組織の単位で，各部局等において実施している。

内部質保証における全学的な責任体制は，中核となる委員会を国立大学法人神戸大学教育研究評議会（以下「評議会」という。）とし，総括責任者を学長，自己点検・評価の責任者を評価担当理事，改善・向上活動の責任者を内部質保証の各分野の対象の担当理事としている。評価委員会は，各部局，各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い，評議会に報告を行う。評議会は，評価委員会の報告を踏まえて，その点検・評価が妥当なものかどうかの確認等を行う。

また，自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては，神戸大学情報データベース（Kobe University Information Database：KUID)を活用し，点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように，合理的かつ効率的な仕組みの下で実施している。

国立大学法人評価，認証評価，大学の総括的点検・評価，及び各部局等による点検・評価に関する情報は原則として大学 Web サイトにおいて内外に公表している。

１７．情報の公表

17-1 大学としての情報提供

本学は，世界トップクラスの国際的な教育研究拠点を目指している。このことを踏まえ，また，国内外から優秀な学生を受け入れるとともに国民や社会の負託に応えるべく，原則として，全ての教育情報を公表することとしている。

具体的な公表項目の内容や Web サイト URL は以下のとおりである。

①大学の中長期計画と評価
②大学の教育研究上の目的に関すること
③教育研究上の基本組織に関すること
④教員に関すること
⑤学生に関すること
⑥教育課程，成績評価基準，卒業・修了認定基準に関すること
⑦学生の教育研究環境に関すること
⑧学生納付金に関すること
⑨学生支援に関すること
⑩国際交流・留学に関すること
⑪学生生活に関すること
①～⑪を掲載しているURL：
https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/public-information/education/
⑫その他
・神戸大学規則集
https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/
・学部等の設置に係る情報
https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/public-information/establish/
・大学評価について
https://www.kobe-u.ac.jp/ja/about/outline/evaluation/

17-2 研究科としての情報提供

本研究科の教育研究活動は，大学及び本研究科の Web サイトに記載するとともに，自己点検や外部評価による評価結果についても公表する。

さらに，研究科単位の広報パンフレットを作成し，カリキュラム上の特色や研究活動等に関する情報を公開する。

１８．教育内容等の改善のための組織的な研修等

神戸大学では，「教育憲章」及び「学位授与に関する方針」に掲げた教育目標を達成し，教育の質の更なる向上を図るため，「神戸大学の教育推進に関する FD ガイドライン」を策定し，組織的な FD 取組を実施・推進している。

FD 取組を実施する全学的な組織としては，大学教育推進機構の下に「全学評価・FD 委員会」を設置している。全学評価・FD 委員会は各学部や研究科をはじめ，全学の関係者で構成され，大学教育に係る全学的な取組の評価に関すること，全学的な FD の推進に関すること，その他評価及び FD に関すること等を審議するとともに，年度ごとに FD の重点課題を定めて全学的な FD 推進を図っている。

【具体的な取組例】

・全学及び各部局で実施する FD やピアレビュー（授業参観）をとりまとめた「FD カレンダー」を作成，全学へ情報提供
・ピアレビュー（授業参観）や各種アンケートの調査結果等から教育力及び教育成果を検討し，授業及び研究指導の内容・方法の改善のための研修や講演会等を実施
・新規採用教員に対し，本学のビジョン・歴史，構成員としての倫理・使命，教育実践・学生支援のための基礎的知識・技術等を身に付けるための研修を実施

また，事務職員等の能力を向上させること，業務遂行に必要な知識・技術・技能を修得・発展させることを目的として各種の SD 取組を実施している。

【具体的な取組例】

・事務系職員対象：階層別研修，多様な働き方推進研修，スキルアップ研修，大学経営人材育成セミナー，アプリケーションソフトウェア研修
・教職員対象：幹部職員セミナー

設置の趣旨等を記載した書類　資料

目　　次

資料１　養成する人材像と 3 つのポリシーのつながりを示した図 ····· 2

資料２　カリキュラムマップ ····· 10

資料３　修了までのスケジュール表 ····· 28

資料４　履修モデル ····· 31

資料５　神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会規程 ····· 39

資料６　神戸大学利益相反マネジメント規則 ····· 45

資料７　神戸大学大学院医学研究科等臨床研究利益相反マネジメント規程 ····· 50

資料８　神戸大学の学術研究に係る行動規範 ····· 54

資料９　神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則 ····· 55

資料 10　国立大学法人神戸大学職員就業規則 ····· 69

資料 11　国立大学法人神戸大学特命職員就業規則 ····· 85

神戸大学大学院医学系研究科博士課程（D） 医科学専攻　【博士（医学）】

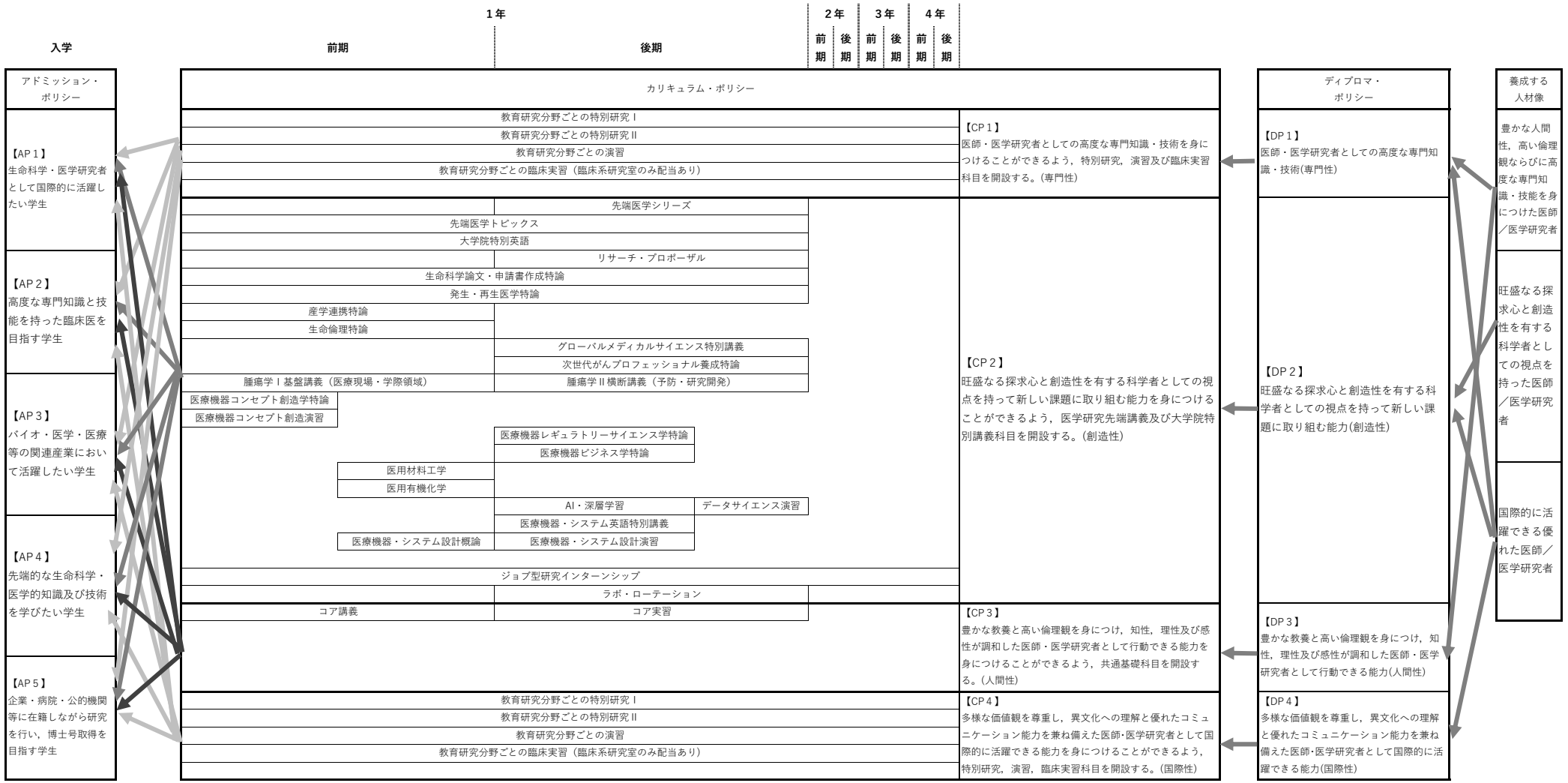

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程（M） 先進生命医科学系専攻　バイオメディカルサイエンス領域　　【修士（バイオメディカルサイエンス）】

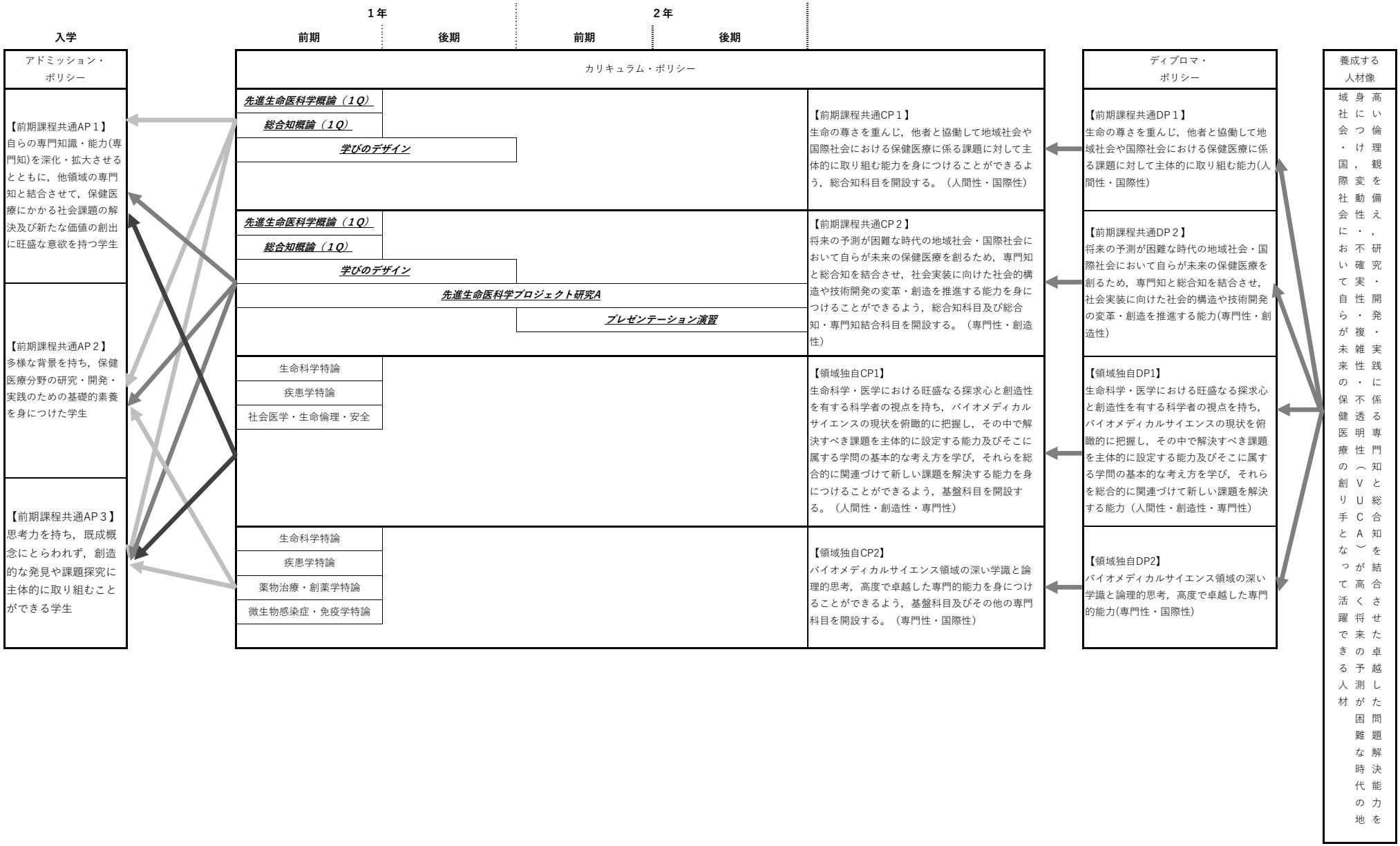

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程（M） 先進生命医科学系専攻　医療創成工学領域　　【修士（医工学）】

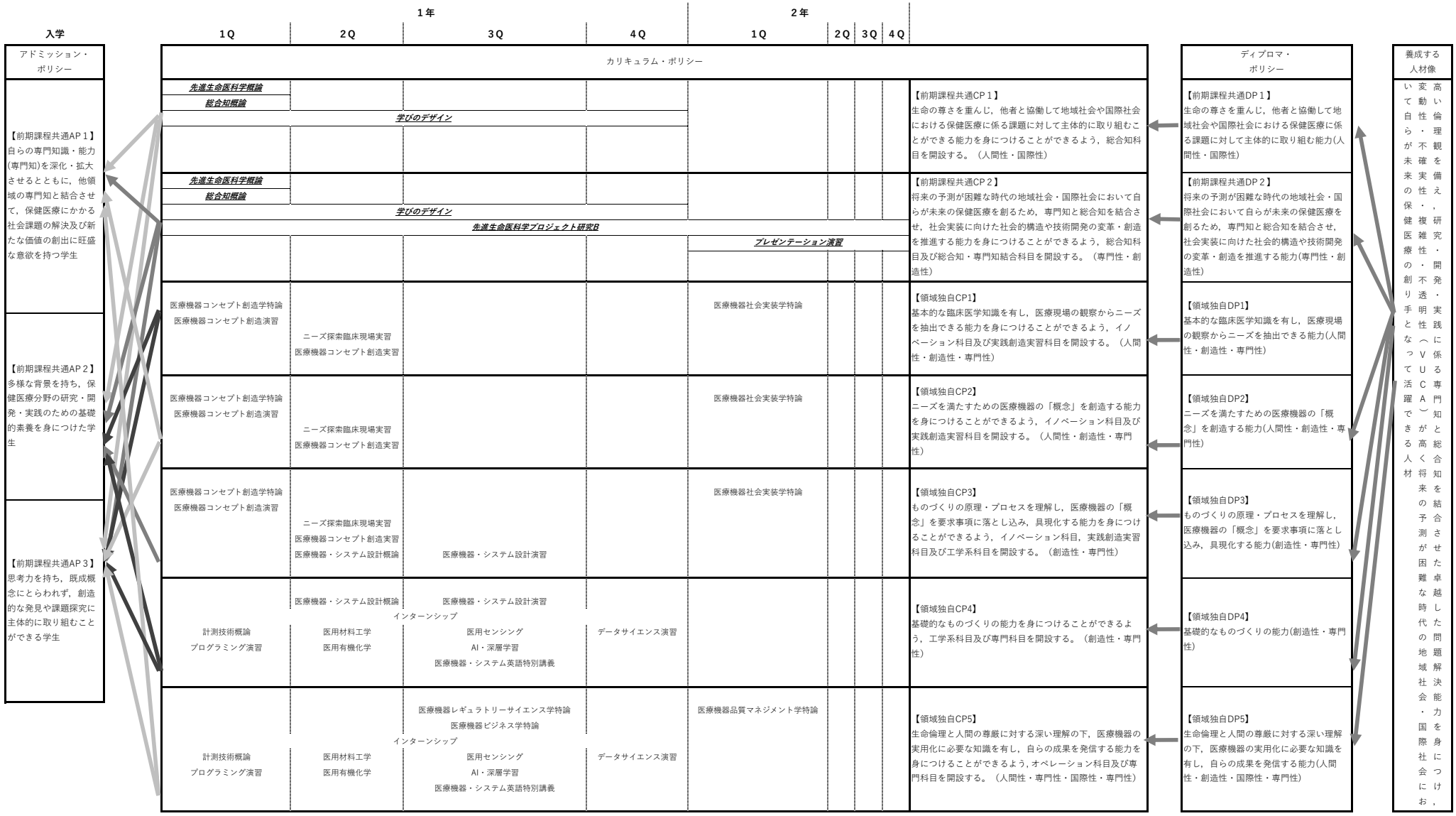

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程（M） 先進生命医科学系専攻　健康科学領域　　【修士（保健学）】（リハビリテーション科学の学生）

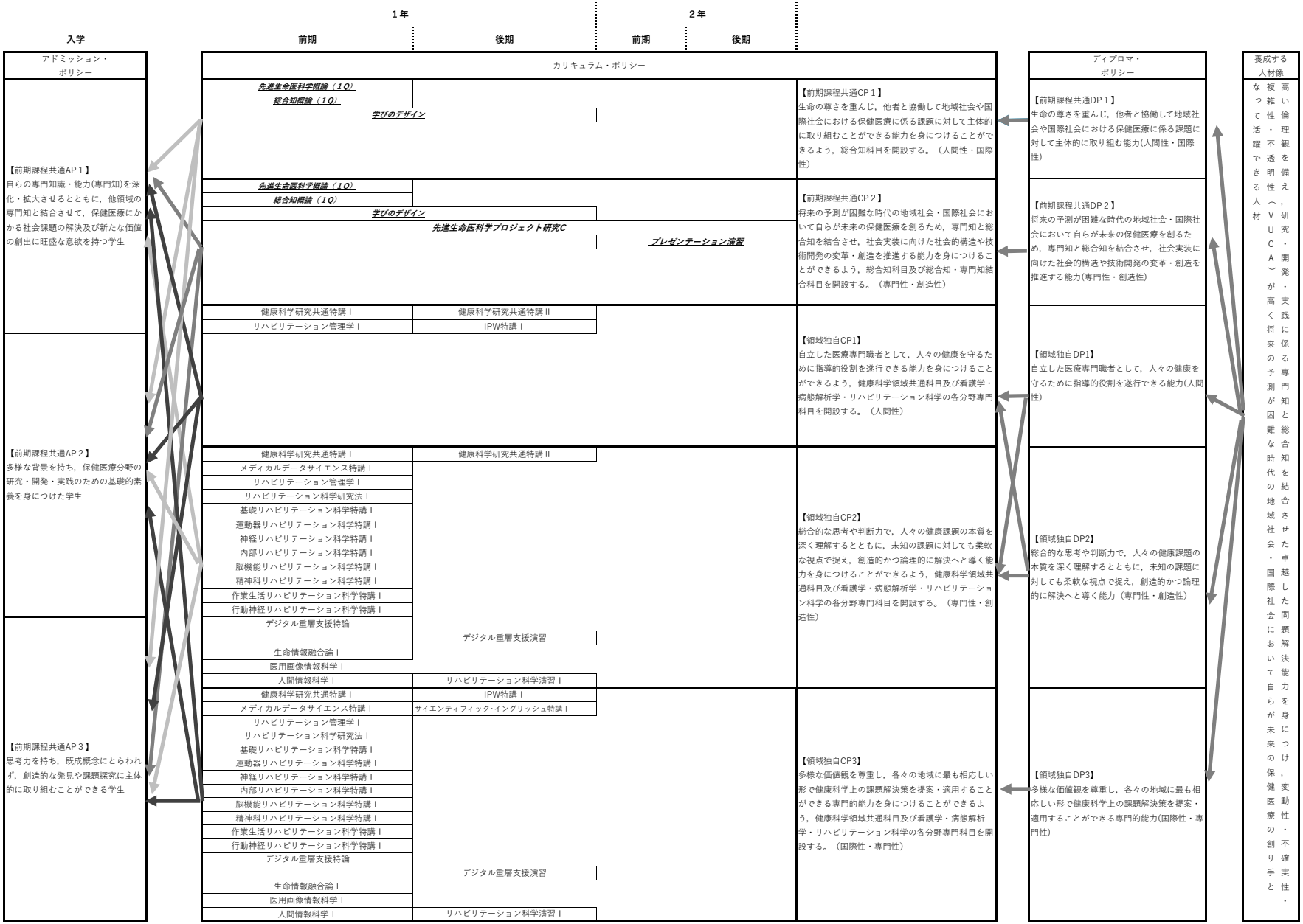

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程（M） 先進生命医科学系専攻　未来社会医学領域　　【修士（公衆衛生学）】

神戸大学大学院医学系研究科博士課程後期課程（D） 医療創成工学専攻　【博士（医工学）】

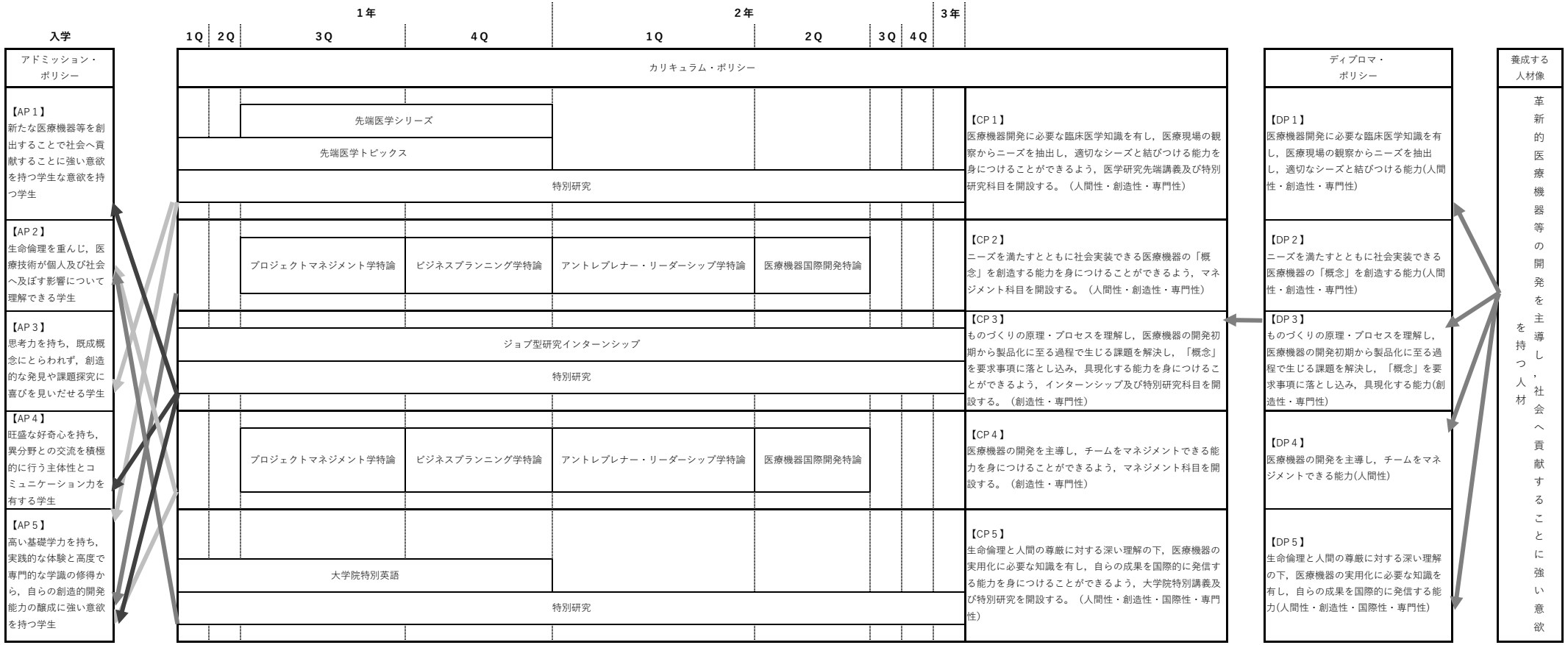

神戸大学大学院医学系研究科博士課程後期課程（D）　健康科学専攻　【博士（保健学）】（リハビリテーション科学の学生）

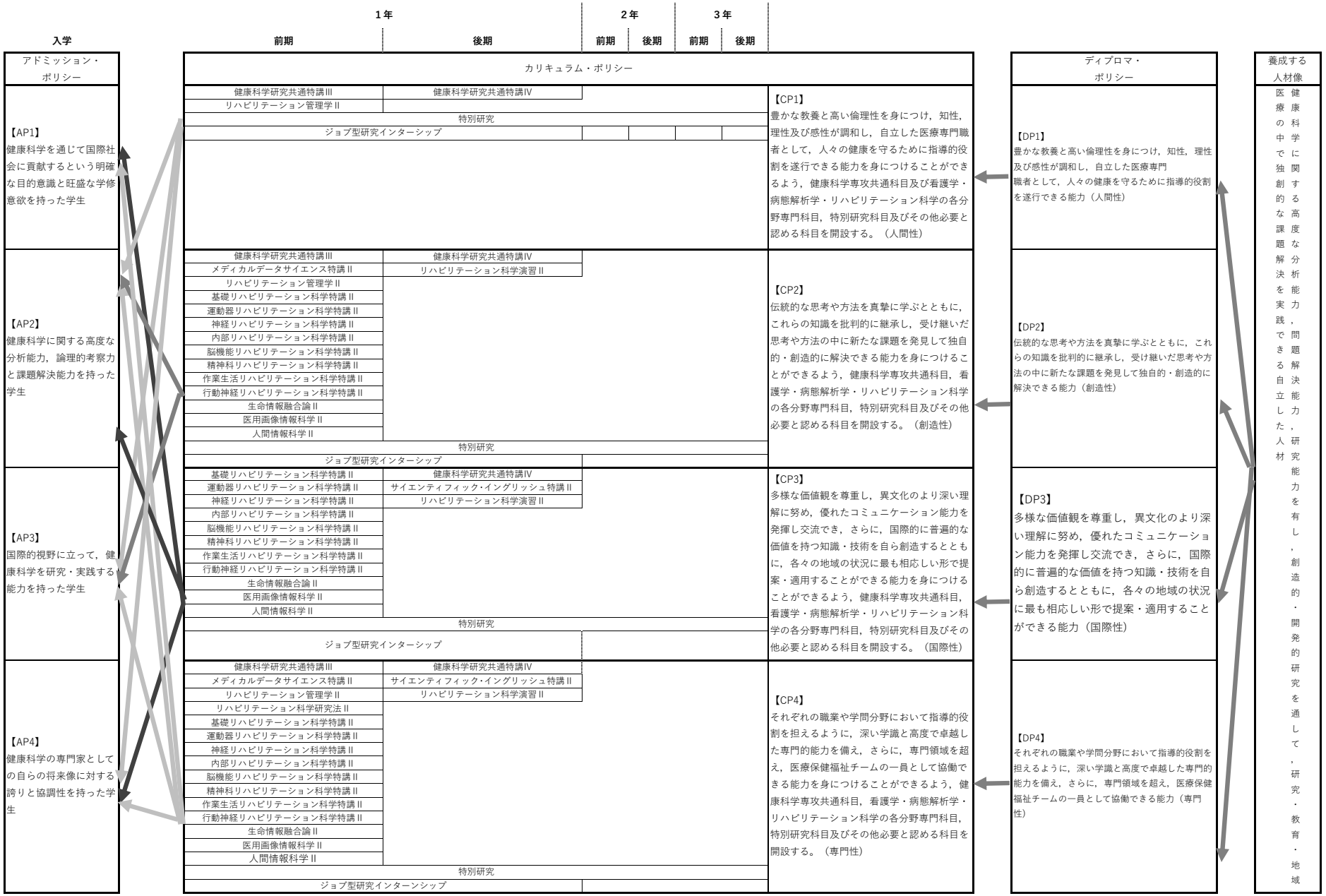

神戸大学大学院医学系研究科博士課程後期課程（D）　未来社会医学専攻　【博士（公衆衛生学）】

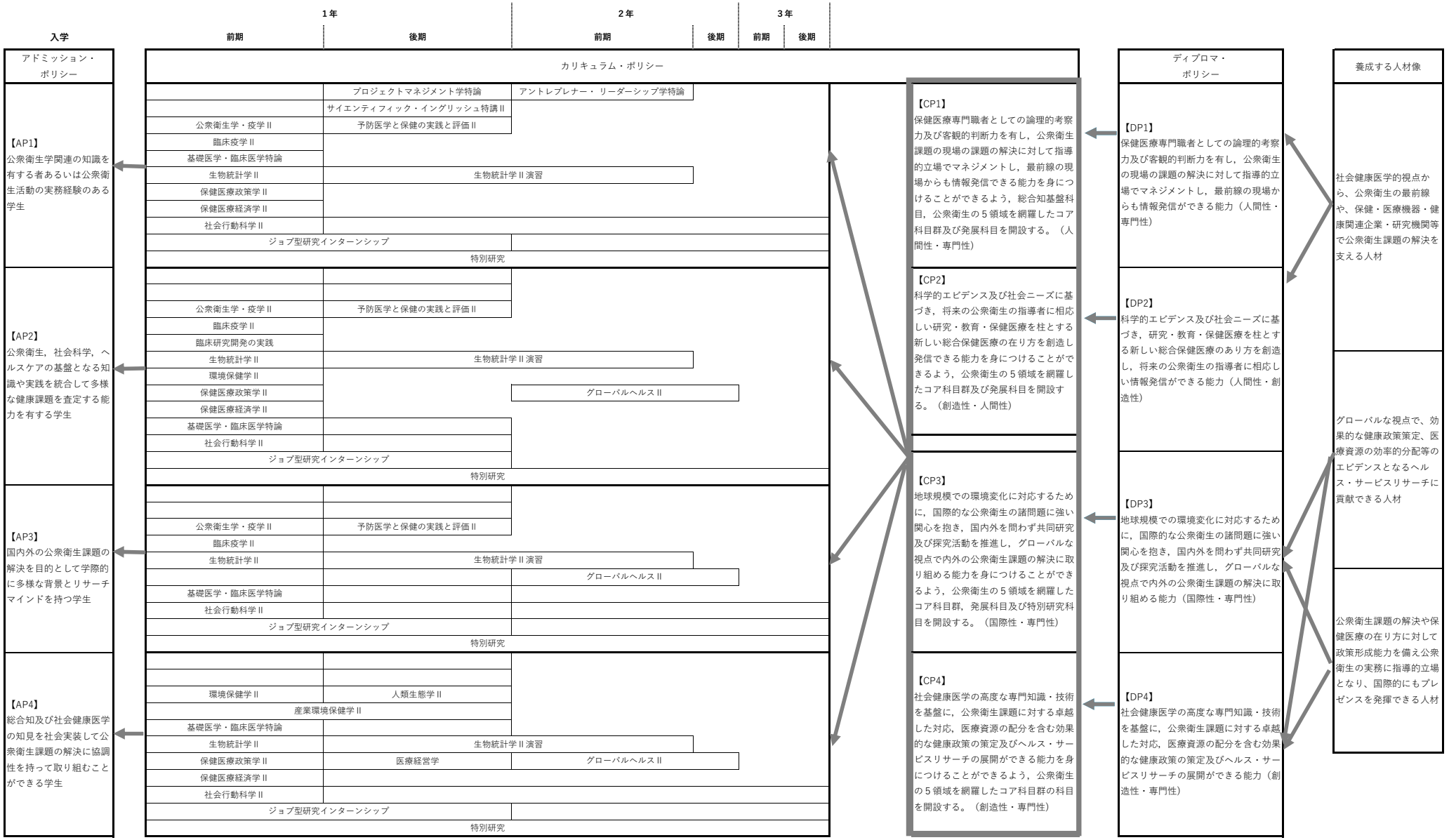

神戸大学大学院医学系研究科博士課程　医科学専攻　カリキュラムマップ

	能力	１年次		２～４年次	
		前期	後期	前期	後期
専門性	**医師・医学研究者として高度な専門知識・技術**	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 演習 臨床実習	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 演習 臨床実習	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 演習 臨床実習	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 演習 臨床実習
創造性	**旺盛な探求心と創造性を有する科学者としての視点を持って新しい課題に取り組む能力**	大学院特別英語 先端医学トピックス 生命科学論文・申請書作成特論 発生・再生医学特論 産学連携特論 生命倫理特論 腫瘍学Ⅰ基盤講義（医療現場・学際領域） 医療機器コンセプト創造学特論 医療機器コンセプト創造演習 医用材料工学 医用有機化学 医療機器・システム設計概論 ジョブ型研究インターンシップ	大学院特別英語 リサーチ・プロポーザル 先端医学シリーズ 先端医学トピックス 生命科学論文・申請書作成特論 発生・再生医学特論 グローバルメディカルサイエンス特別講義 次世代がんプロフェッショナル養成特論 腫瘍学Ⅱ横断講義（予防・研究開発） 医療機器レギュラトリーサイエンス学特論 医療機器ビジネス学特論 AI・深層学習 医療機器・システム英語特別講義 医療機器・システム設計演習 データサイエンス演習 ジョブ型研究インターンシップ ラボ・ローテーション	ジョブ型研究インターンシップ	ジョブ型研究インターンシップ
人間性	**豊かな教養と高い倫理観を身につけ，知性，理性及び感性が調和した医師師・医学研究者として行動できる能力**	コア講義	コア実習		
国際性	**多様な価値観を尊重し，異文化への理解と優れたコミュニケーション能力を兼ね備えた医師・医学研究者として国際的に活躍できる能力**	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 演習 臨床実習	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 演習 臨床実習	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 演習 臨床実習	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 演習 臨床実習

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（バイオメディカルサイエンス領域）カリキュラムマップ

（本科コース）

	能力	１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
人間性 ・ 国際性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力	先進生命医科学概論（１Q） 総合知概論（１Q） 学びのデザイン	学びのデザイン		
専門性 ・ 創造性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学概論（１Q） 総合知概論（１Q） 学びのデザイン 先進生命医科学プロジェクト研究Ａ	学びのデザイン 先進生命医科学プロジェクト研究Ａ	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ プレゼンテーション演習	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ プレゼンテーション演習
人間性 ・ 創造性 ・ 専門性	生命科学・医学における旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点を持ち，バイオメディカルサイエンスの現状を俯瞰的に把握し，その中で解決すべき課題を主体的に設定する能力及びそこに属する学問の基本的な考え方を学び，それらを総合的に関連づけて新しい課題を解決する能力	生命科学特論 疾患学特論 社会医学・生命倫理・安全			
専門性 ・ 国際性	バイオメディカルサイエンス領域の深い学識と論理的思考，高度で卓越した専門的能力	生命科学特論 疾患学特論 薬物治療・創薬学特論 微生物感染症・免疫学特論			

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（バイオメディカルサイエンス領域）カリキュラムマップ

（次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース）

	能力	１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
人間性 ・ 国際性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力				
専門性 ・ 創造性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ プレゼンテーション演習	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ プレゼンテーション演習
人間性 ・ 創造性 ・ 専門性	生命科学・医学における旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点を持ち，バイオメディカルサイエンスの現状を俯瞰的に把握し，その中で解決すべき課題を主体的に設定する能力及びそこに属する学問の基本的な考え方を学び，それらを総合的に関連づけて新しい課題を解決する能力	生命科学特論 疾患学特論			
専門性 ・ 国際性	バイオメディカルサイエンス領域の深い学識と論理的思考，高度で卓越した専門的能力	生命科学特論 疾患学特論 放射線治療計画基本演習 基礎解剖学 統計学 放射線計測学 放射線計測学演習	腫瘍学Ⅰ基盤講義 （医療現場・学際領域） 腫瘍学Ⅱ横断講義 （予防・研究開発） 放射線物理学 統計学 放射線診断物理学 放射線治療物理学 放射線計測学 放射線関連法規及び勧告 科学英語	原子核物理学 保健物理学 情報処理学 医療情報学 放射線診断学 放射線生物学 核医学物理学 核医学 放射線腫瘍学 医療・画像情報学演習 核医学物理学演習 保健物理学演習	保健物理学 放射線診断物理学演習 放射線治療計画臨床研究

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（バイオメディカルサイエンス領域）カリキュラムマップ

（次世代がんリハビリテーションのための人材養成コース）

	能力	１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
人間性 ・ 国際性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力				
専門性 ・ 創造性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ プレゼンテーション演習	先進生命医科学プロジェクト研究Ａ プレゼンテーション演習
人間性 ・ 創造性 ・ 専門性	生命科学・医学における旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点を持ち，バイオメディカルサイエンスの現状を俯瞰的に把握し，その中で解決すべき課題を主体的に設定する能力及びそこに属する学問の基本的な考え方を学び，それらを総合的に関連づけて新しい課題を解決する能力	生命科学特論 疾患学特論			
専門性 ・ 国際性	バイオメディカルサイエンス領域の深い学識と論理的思考，高度で卓越した専門的能力	生命科学特論 疾患学特論 薬物治療・創薬学特論 リハビリテーション医学 がんリハビリテーション演習 基礎解剖学 統計学	腫瘍学Ⅰ基盤講義 （医療現場・学際領域） 腫瘍学Ⅱ横断講義 （予防・研究開発） がんリハビリテーション医学 がんリハビリテーション演習 統計学 科学英語	がんリハビリテーション演習 放射線腫瘍学	がんリハビリテーション演習

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（医療創成工学領域）カリキュラムマップ

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">能力</td><td colspan="4">１年次</td><td colspan="4">２年次</td></tr>
<tr><td>1Q</td><td>2Q</td><td>3Q</td><td>4Q</td><td>1Q</td><td>2Q</td><td>3Q</td><td>4Q</td></tr>
<tr><td rowspan="3">人間性
国際性</td><td rowspan="3">生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力</td><td>先進生命医科学概論</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>総合知概論</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">学びのデザイン</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">専門性
創造性</td><td rowspan="5">将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力</td><td>先進生命医科学概論</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>総合知概論</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">学びのデザイン</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">先進生命医科学プロジェクト研究 B</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4">プレゼンテーション演習</td></tr>
<tr><td rowspan="8">人間性
創造性
専門性</td><td rowspan="4">基本的な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出できる能力</td><td>医療機器コンセプト
創造学特論</td><td></td><td></td><td></td><td>医療機器
社会実装学特論</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>医療機器コンセプト
創造演習</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ニーズ探索臨床
現場実習</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>医療機器コンセプト
創造実習</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力</td><td>医療機器コンセプト
創造学特論</td><td></td><td></td><td></td><td>医療機器
社会実装学特論</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>医療機器コンセプト
創造演習</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ニーズ探索臨床
現場実習</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>医療機器コンセプト
創造実習</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

	能力	1年次				2年次			
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
創造性 専門性	ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力	医療機器コンセプト 創造学特論				医療機器 社会実装学特論			
		医療機器コンセプト 創造演習							
			ニーズ探索臨床 現場実習						
			医療機器コンセプト 創造実習						
			医療機器・システム 設計概論	医療機器・システム 設計演習					
	基礎的なものづくりの能力		医療機器・システム 設計概論	医療機器・システム 設計演習					
		インターンシップ							
		計測技術概論	医用材料工学	医用センシング	データサイエンス 演習				
		プログラミング演習	医用有機化学	AI・深層学習					
				医療機器・システム 英語特別講義					
人間性 創造性 国際性 専門性	生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下、医療機器の 実用化のために必要な知識を有し、自らの成果を発信する能力			医療機器 レギュラトリー サイエンス学特論		医療機器品質 マネジメント学 特論			
				医療機器ビジネス 学特論					
		インターンシップ							
		計測技術概論	医用材料工学	医用センシング	データサイエンス 演習				
		プログラミング演習	医用有機化学	AI・深層学習					
				医療機器・システム 英語特別講義					

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（健康科学領域）カリキュラムマップ（看護学）

	能力	1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
人間性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力	先進生命医科学概論（1Q）			
		総合知概論（1Q）			
		学びのデザイン			
	自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	健康科学研究共通特講Ⅱ	家族看護学展開実習	
		看護教育特講Ⅰ	IPW特講Ⅰ		
		看護研究特講Ⅰ	がん看護学演習Ⅰ		
		がん看護学特講Ⅰ	看護倫理特講Ⅰ		
		療養支援看護学特講Ⅰ	看護管理特講Ⅰ		
		実践看護学特講Ⅰ	看護コンサルテーション特講Ⅰ		
		老年看護学特講Ⅰ	家族インターベンション学		
		精神看護学特講Ⅰ	実践家族看護学		
		家族看護学特講Ⅰ	実践家族看護学演習		
		母性看護学特講Ⅰ			
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅰ			
		家族環境学			
		理論家族看護学			
		家族症候学			
		看護学演習Ⅰ			
		家族看護学基盤実習			
		創造助産学概論		地域母子保健特講Ⅰ	
		生涯女性健康科学特講		地域母子保健特講Ⅱ	
		保健医療福祉論特講			
		公衆衛生看護学特講			
創造性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学概論（1Q）			
		総合知概論（1Q）			
		学びのデザイン			
		先進生命医科学プロジェクト研究C			
				プレゼンテーション演習	
	総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	健康科学研究共通特講Ⅱ	こども保育期・教育期家族看護学	
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ	家族看護学展開実習	
		看護教育特講Ⅰ	がん看護学演習Ⅰ	家族看護学統合実習	
		看護研究特講Ⅰ	腫瘍学Ⅱ	助産管理学特講	
		がん看護学特講Ⅰ	上級フィジカルアセスメント学	地域母子保健特講Ⅱ	
		腫瘍学Ⅰ	看護倫理特講Ⅰ	助産学実習Ⅲ	
		療養支援看護学特講Ⅰ	看護コンサルテーション特講Ⅰ	助産学実習Ⅳ	
		実践看護学特講Ⅰ	家族インターベンション学	国際公衆衛生看護活動演習	
		老年看護学特講Ⅰ	実践家族看護学	公衆衛生看護学実習Ⅰ（行政）	公衆衛生看護管理実習
		精神看護学特講Ⅰ	実践家族看護学演習	公衆衛生看護学実習Ⅱ（産業）	
		上級病態生理学	家族看護学演習Ⅰ		
		上級臨床薬理学	生涯女性健康科学演習		
		家族看護学特講Ⅰ	高度実践助産技術学演習		
		母性看護学特講Ⅰ	高度周産期技術学演習		
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅰ			

	能力	1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
創造性	総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力	看護学演習Ⅰ			
		家族環境学	助産学実習Ⅰ		
		理論家族看護学	助産学実習Ⅱ		
		家族症候学	保健医療福祉論演習		
		家族看護学基盤実習			
		ハイリスク母性ケア論特講			
		創造助産学概論	産業保健特講		
		生涯女性健康科学特講	学校保健特講		
		高度実践助産技術学特講	公衆衛生看護管理特講		
		高度周産期技術学特講	健康危機管理特講		
		疫学特講	公衆衛生看護展開演習Ⅰ		
		公衆衛生学特講	公衆衛生看護展開演習Ⅳ		
		保健統計学特講			
		保健医療福祉論特講			
		地域公共政策論特講			
		医療経済論特講			
		公衆衛生看護学特講			
		社会健康論特講			
		個別支援論特講			
		組織活動論特講			
		地域看護診断論特講			
		健康教育論特講			
		公衆衛生看護展開演習Ⅱ			
		公衆衛生看護展開演習Ⅲ			
国際性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力	先進生命医科学概論（1Q）			
		総合知概論（1Q）			
		学びのデザイン			
	多様な価値観を尊重し，各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力	メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	IPW特講Ⅰ	地域母子保健特講Ⅰ	
		実践看護学特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ	国際公衆衛生看護活動演習	
		老年看護学特講Ⅰ	看護管理特講Ⅰ		
		精神看護学特講Ⅰ	看護コンサルテーション特講Ⅰ		
		家族看護学特講Ⅰ			
		トランス文化家族看護学			
		創造助産学概論			
		看護学演習Ⅰ			
専門性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学概論（1Q）			
		総合知概論（1Q）			
		学びのデザイン			
		先進生命医科学プロジェクト研究C			
				プレゼンテーション演習	
	総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	健康科学研究共通特講Ⅱ	こども保育期・教育期家族看護学	
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ	家族看護学展開実習	
		看護教育特講Ⅰ	がん看護学演習Ⅰ	家族看護学統合実習	
		看護研究特講Ⅰ	腫瘍学Ⅱ	助産管理学特講	
		がん看護学特講Ⅰ	上級フィジカルアセスメント学	地域母子保健特講Ⅱ	
		腫瘍学Ⅰ	看護倫理特講Ⅰ	助産学実習Ⅲ	

	能力	１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
専門性	総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力	療養支援看護学特講Ⅰ	看護コンサルテーション特講Ⅰ	助産学実習Ⅳ	
		実践看護学特講Ⅰ	家族インターベンション学		
		老年看護学特講Ⅰ	実践家族看護学	国際公衆衛生看護活動演習	
		精神看護学特講Ⅰ	実践家族看護学演習	公衆衛生看護学実習Ⅰ（行政）	公衆衛生看護管理実習
		上級病態生理学	家族看護学演習Ⅰ	公衆衛生看護学実習Ⅱ（産業）	
		上級臨床薬理学	生涯女性健康科学演習		
		家族看護学特講Ⅰ	高度実践助産技術学演習		
		母性看護学特講Ⅰ	高度周産期技術学演習		
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅰ			
		看護学演習Ⅰ			
		家族環境学	助産学実習Ⅰ		
		理論家族看護学	助産学実習Ⅱ		
		家族症候学	保健医療福祉論演習		
		家族看護学基盤実習			
		ハイリスク母性ケア論特講			
		創造助産学概論	産業保健特講		
		生涯女性健康科学特講	学校保健特講		
		高度実践助産技術学特講	公衆衛生看護管理特講		
		高度周産期技術学特講	健康危機管理特講		
		疫学特講	公衆衛生看護展開演習Ⅰ		
		公衆衛生学特講	公衆衛生看護展開演習Ⅳ		
		保健統計学特講			
		保健医療福祉論特講			
		地域公共政策論特講			
		医療経済論特講			
		公衆衛生看護学特講			
		社会健康論特講			
		個別支援論特講			
		組織活動論特講			
		地域看護診断論特講			
		健康教育論特講			
		公衆衛生看護展開演習Ⅱ			
		公衆衛生看護展開演習Ⅲ			
	多様な価値観を尊重し，各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力	メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	IPW特講Ⅰ	地域母子保健特講Ⅰ	
		実践看護学特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ	国際公衆衛生看護活動演習	
		老年看護学特講Ⅰ	看護管理特講Ⅰ		
		精神看護学特講Ⅰ	看護コンサルテーション特講Ⅰ		
		家族看護学特講Ⅰ			
		トランス文化家族看護学			
		創造助産学概論			
		地域公共政策論特講			
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅰ			
		看護学演習Ⅰ			

科目名(黒字)：看護学分野専門科目，(黒字下線)：総合知科目，健康科学領域共通科目，(黒字下線斜体)：総合知・専門知結合科目

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（健康科学領域）カリキュラムマップ（病態解析学）

	能力	１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
人間性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力	先進生命医科学概論（１Ｑ）			
		総合知概論（１Ｑ）			
		学びのデザイン			
	自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	健康科学研究共通特講Ⅱ		
		ヒューマンヘルス特講Ⅰ	IPW特講Ⅰ		
創造性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学概論（１Ｑ）			
		総合知概論（１Ｑ）			
		学びのデザイン			
		先進生命医科学プロジェクト研究C			
				プレゼンテーション演習	
	総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力	メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	健康科学研究共通特講Ⅱ		
		健康科学研究共通特講Ⅰ	病態解析学演習Ⅰ		
		分析医科学特講Ⅰ			
		細胞機能構造科学特講Ⅰ			
		臨床免疫学特講Ⅰ			
		ヒューマンヘルス特講Ⅰ			
国際性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力	先進生命医科学概論（１Ｑ）			
		総合知概論（１Ｑ）			
		学びのデザイン			
	多様な価値観を尊重し，各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力	メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ		
		分析医科学特講Ⅰ	病態解析学演習Ⅰ		
		細胞機能構造科学特講Ⅰ			
		臨床免疫学特講Ⅰ			
		ヒューマンヘルス特講Ⅰ			
専門性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学概論（１Ｑ）			
		総合知概論（１Ｑ）			
		学びのデザイン			
		先進生命医科学プロジェクト研究C			
				プレゼンテーション演習	
	総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	IPW特講Ⅰ		
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ		
		分析医科学特講Ⅰ	病態解析学演習Ⅰ		
		細胞機能構造科学特講Ⅰ			
		臨床免疫学特講Ⅰ			
		ヒューマンヘルス特講Ⅰ			
	多様な価値観を尊重し，各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	IPW特講Ⅰ		
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ		
		分析医科学特講Ⅰ	病態解析学演習Ⅰ		
		細胞機能構造科学特講Ⅰ			
		臨床免疫学特講Ⅰ			
		ヒューマンヘルス特講Ⅰ			

科目名(黒字): 病態解析学分野専門科目，(黒字下線): 総合知科目，健康科学領域共通科目，(黒字下線斜体): 総合知・専門知結合科目

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（健康科学領域）カリキュラムマップ（リハビリテーション科学）

	能力	１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
人間性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力	先進生命医科学概論（１Ｑ）			
		総合知概論（１Ｑ）			
		学びのデザイン			
	自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	健康科学研究共通特講Ⅱ		
		リハビリテーション管理学Ⅰ	IPW特講Ⅰ		
創造性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学概論（１Ｑ）			
		総合知概論（１Ｑ）			
		学びのデザイン			
		先進生命医科学プロジェクト研究Ｃ			
				プレゼンテーション演習	
	総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	健康科学研究共通特講Ⅱ		
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	リハビリテーション科学演習Ⅰ		
		リハビリテーション管理学Ⅰ	デジタル重層支援演習		
		基礎リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		運動器リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		神経リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		内部リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		脳機能リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		精神科リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		作業生活リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		行動神経リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		デジタル重層支援特論			
		生命情報融合論Ⅰ			
		医用画像情報科学Ⅰ			
		人間情報科学Ⅰ			
国際性	生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力	先進生命医科学概論（１Ｑ）			
		総合知概論（１Ｑ）			
		学びのデザイン			
	多様な価値観を尊重し，各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力	メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ		
		リハビリテーション管理学Ⅰ	リハビリテーション科学演習Ⅰ		
		運動器リハビリテーション科学特講Ⅰ	デジタル重層支援演習		
		神経リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		内部リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		脳機能リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		精神科リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		作業生活リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		行動神経リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		デジタル重層支援特論			
		生命情報融合論Ⅰ			
		医用画像情報科学Ⅰ			
		人間情報科学Ⅰ			

	能力	１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
専門性	将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力	先進生命医科学概論（１Q）			
		総合知概論（１Q）			
		学びのデザイン			
		先進生命医科学プロジェクト研究C			
				プレゼンテーション演習	
	総合的な思考や判断力で，人々の健康課題の本質を深く理解するとともに，未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え，創造的かつ論理的に解決へと導く能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	IPW特講Ⅰ		
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ		
		リハビリテーション管理学Ⅰ	リハビリテーション科学演習Ⅰ		
		リハビリテーション科学研究法Ⅰ	デジタル重層支援演習		
		基礎リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		運動器リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		神経リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		内部リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		脳機能リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		精神科リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		作業生活リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		行動神経リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		デジタル重層支援特論			
		生命情報融合論Ⅰ			
		医用画像情報科学Ⅰ			
		人間情報科学Ⅰ			
	多様な価値観を尊重し，各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力	健康科学研究共通特講Ⅰ	IPW特講Ⅰ		
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ		
		リハビリテーション管理学Ⅰ	リハビリテーション科学演習Ⅰ		
		リハビリテーション科学研究法Ⅰ	デジタル重層支援演習		
		基礎リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		運動器リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		神経リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		内部リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		脳機能リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		精神科リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		作業生活リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		行動神経リハビリテーション科学特講Ⅰ			
		デジタル重層支援特論			
		生命情報融合論Ⅰ			
		医用画像情報科学Ⅰ			
		人間情報科学Ⅰ			

科目名(黒字): リハビリテーション科学分野専門科目，(黒字斜体): 連携講座科目，(黒字下線): 総合知科目，健康科学領域共通科目，(黒字下線斜体): 総合知・専門知結合科目

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（未来社会医学領域）カリキュラムマップ

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">能力</th><th colspan="2">１年次</th><th colspan="2">２年次</th></tr>
<tr><th>前期</th><th>後期</th><th>前期</th><th>後期</th></tr>
<tr><td rowspan="5">人間性
・
国際性</td><td rowspan="2">生命の尊さを重んじ，他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組むことができる能力</td><td>先進生命医科学概論（１Q）
総合知概論（１Q）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">学びのデザイン</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">総合的な判断力を持ち，他分野の人々と協働して国内外の公衆衛生上の課題を解決する能力</td><td>公衆衛生学・疫学Ⅰ
環境保健学Ⅰ</td><td>予防医学と保健の実践と評価Ⅰ
生物統計学Ⅰ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">生物統計学Ⅰ演習</td><td></td></tr>
<tr><td>社会行動科学Ⅰ
健康危機管理</td><td>健康教育・健康心理学Ⅰ
災害保健学特講</td><td>人類生態学Ⅰ
グローバルヘルスⅠ
感染症モデリング</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">専門性
・
創造性</td><td rowspan="3">将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため，専門知と総合知を結合させ，社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力</td><td>先進生命医科学概論（１Q）
総合知概論（１Q）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">学びのデザイン</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">先進生命医科学プロジェクト研究Ｄ</td></tr>
<tr><td>地域社会を基盤として新たな医療・保健システムの開発をデザインする能力</td><td></td><td></td><td>プレゼンテーション演習</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">創造性
・
専門性
・
国際性</td><td rowspan="3">エビデンスとニーズに基づき，公衆衛生上の課題を創造的に解決する能力</td><td>臨床研究開発の実際
保健医療政策学Ⅰ
健康危機管理</td><td>保健医療経済学Ⅰ
社会疫学・行動経済学
災害保健学特講</td><td>グローバルヘルスⅠ
ヘルスサービスの評価
地域医療システム特講</td><td></td></tr>
<tr><td>公衆衛生学・疫学Ⅰ
臨床研究開発の実際</td><td>予防医学と保健の実践と評価Ⅰ
生物統計学Ⅰ</td><td>臨床疫学Ⅰ</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">生物統計学Ⅰ演習</td><td></td></tr>
<tr><td>環境保健学Ⅰ
医療情報システム</td><td>産業環境保健学Ⅰ
EBPM</td><td>人類生態学Ⅰ
医療情報解析学</td><td></td></tr>
</table>

神戸大学大学院医学系研究科博士課程後期課程　医療創成工学専攻　カリキュラムマップ

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">能力</td><td colspan="4">１年次</td><td colspan="4">2 年次</td><td>3 年次</td></tr>
<tr><td>1Q</td><td>2Q</td><td>3Q</td><td>4Q</td><td>1Q</td><td>2Q</td><td>3Q</td><td>4Q</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">人間性
創造性
専門性</td><td rowspan="2">医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し，医療現場の観察からニーズを抽出し，適切なシーズと結びつける能力</td><td></td><td></td><td colspan="2">先端医学シリーズ</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">先端医学トピックス</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力</td><td colspan="9">特別研究</td></tr>
<tr><td rowspan="3">創造性
専門性</td><td rowspan="2">ものづくりの原理・プロセスを理解し，医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し，「概念」を要求事項に落とし込み，具現化する能力</td><td></td><td></td><td>プロジェクトマネジメント学特論</td><td>ビジネスプランニング学特論</td><td>アントレプレナー・リーダーシップ学特論</td><td>医療機器国際開発特論</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">ジョブ型研究インターンシップ</td></tr>
<tr><td>医療機器の開発を主導し，チームをマネジメントできる能力</td><td colspan="9">特別研究</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人間性
創造性
国際性
専門性</td><td rowspan="2">生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下，医療機器の実用化に必要な知識を有し，自らの成果を国際的に発信する能力</td><td colspan="4">大学院特別英語</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">特別研究</td></tr>
</table>

神戸大学大学院医学系研究科博士課程後期課程　健康科学専攻　カリキュラムマップ（看護学）

	能力	１年次		２年次		３年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
人間性	豊かな教養と高い倫理性を身につけ，知性，理性及び感性が調和し，自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		がん看護学特講Ⅱ	がん看護学演習Ⅱ				
		療養支援看護学特講Ⅱ					
		実践看護学特講Ⅱ					
		老年看護学特講Ⅱ					
		精神看護学特講Ⅱ					
		家族看護学特講Ⅱ					
		母性看護学特講Ⅱ					
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅱ					
		看護学演習Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
創造性	伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに，これらの知識を批判的に継承し，受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して独自的・創造的に解決できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		メディカルデータサイエンス特講Ⅱ	がん看護学演習Ⅱ				
		がん看護学特講Ⅱ					
		療養支援看護学特講Ⅱ					
		実践看護学特講Ⅱ					
		老年看護学特講Ⅱ					
		精神看護学特講Ⅱ					
		家族看護学特講Ⅱ					
		母性看護学特講Ⅱ					
		看護学演習Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
国際性	多様な価値観を尊重し，異文化のより深い理解に努め，優れたコミュニケーション能力を発揮し交流でき，さらに，国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに，各々の地域の状況に最も相応しい形で提案・適用することができる能力	家族看護学特講Ⅱ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		老年看護学特講Ⅱ	サイエンティフィック･イングリッシュ特講Ⅱ				
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
専門性	それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように，深い学識と高度で卓越した専門的能力を備え，さらに，専門領域を超え，医療保健福祉チームの一員として協働できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		メディカルデータサイエンス特講Ⅱ	サイエンティフィック･イングリッシュ特講Ⅱ				
		がん看護学特講Ⅱ	がん看護学演習Ⅱ				
		腫瘍学Ⅲ	腫瘍学Ⅳ				
		療養支援看護学特講Ⅱ					
		実践看護学特講Ⅱ					
		老年看護学特講Ⅱ					
		精神看護学特講Ⅱ					
		家族看護学特講Ⅱ					
		母性看護学特講Ⅱ					
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅱ					
		看護学演習Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					

科目名(黒字)：看護学学分野専門科目，(黒字下線)：健康科学専攻共通科目，特別研究，その他必要と認める科目

神戸大学大学院医学系研究科博士課程後期課程　健康科学専攻　カリキュラムマップ（病態解析学）

	能力	1年次		2年次		3年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
人間性	豊かな教養と高い倫理性を身につけ，知性，理性及び感性が調和し，自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		ヒューマンヘルス特講Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
創造性	伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに，これらの知識を批判的に継承し，受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して独自的・創造的に解決できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		メディカルデータサイエンス特講Ⅱ	病態解析学演習Ⅱ				
		分析医科学特講Ⅱ					
		細胞機能構造科学特講Ⅱ					
		臨床免疫学特講Ⅱ					
		ヒューマンヘルス特講Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
国際性	多様な価値観を尊重し，異文化のより深い理解に努め，優れたコミュニケーション能力を発揮し交流でき，さらに，国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに，各々の地域の状況に最も相応しい形で提案・適用することができる能力	分析医科学特講Ⅱ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		細胞機能構造科学特講Ⅱ	サイエンティフィック･イングリッシュ特講Ⅱ				
		臨床免疫学特講Ⅱ	病態解析学演習Ⅱ				
		ヒューマンヘルス特講Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
専門性	それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように，深い学識と高度で卓越した専門的能力を備え，さらに，専門領域を超え，医療保健福祉チームの一員として協働できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		メディカルデータサイエンス特講Ⅱ	サイエンティフィック･イングリッシュ特講Ⅱ				
		分析医科学特講Ⅱ	病態解析学演習Ⅱ				
		細胞機能構造科学特講Ⅱ					
		臨床免疫学特講Ⅱ					
		ヒューマンヘルス特講Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					

科目名(黒字)：病態解析学分野専門科目，(黒字下線)：健康科学専攻共通科目，特別研究，その他必要と認める科目

神戸大学大学院医学系研究科博士課程後期課程　健康科学専攻　カリキュラムマップ（リハビリテーション科学）

	能力	19		２年次		3年次	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期
人間性	豊かな教養と高い倫理性を身につけ，知性，理性及び感性が調和し，自立した医療専門職者として，人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		リハビリテーション管理学Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
創造性	伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに，これらの知識を批判的に継承し，受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して独自的・創造的に解決できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		メディカルデータサイエンス特講Ⅱ	リハビリテーション科学演習Ⅱ				
		リハビリテーション管理学Ⅱ					
		基礎リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		運動器リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		神経リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		内部リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		脳機能リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		精神科リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		作業生活リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		行動神経リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		生命情報融合論Ⅱ					
		医用画像情報科学Ⅱ					
		人間情報科学Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
国際性	多様な価値観を尊重し，異文化のより深い理解に努め，優れたコミュニケーション能力を発揮し交流でき，さらに，国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに，各々の地域の状況に最も相応しい形で提案・適用することができる能力	基礎リハビリテーション科学特講Ⅱ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		運動器リハビリテーション科学特講Ⅱ	サイエンティフィック･イングリッシュ特講Ⅱ				
		神経リハビリテーション科学特講Ⅱ	リハビリテーション科学演習Ⅱ				
		内部リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		脳機能リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		精神科リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		作業生活リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		行動神経リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		生命情報融合論Ⅱ					
		医用画像情報科学Ⅱ					
		人間情報科学Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					
専門性	それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように，深い学識と高度で卓越した専門的能力を備え，さらに，専門領域を超え，医療保健福祉チームの一員として協働できる能力	健康科学研究共通特講Ⅲ	健康科学研究共通特講Ⅳ				
		メディカルデータサイエンス特講Ⅱ	サイエンティフィック･イングリッシュ特講Ⅱ				
		リハビリテーション管理学Ⅱ	リハビリテーション科学演習Ⅱ				
		リハビリテーション科学研究法Ⅱ					
		基礎リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		運動器リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		神経リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		内部リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		脳機能リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		精神科リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		作業生活リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		行動神経リハビリテーション科学特講Ⅱ					
		生命情報融合論Ⅱ					
		医用画像情報科学Ⅱ					
		人間情報科学Ⅱ					
		特別研究					
		ジョブ型研究インターンシップ					

科目名(黒字): リハビリテーション科学分野専門科目，(斜体): 連携講座科目，(黒字下線):健康科学専攻共通科目，特別研究，その他必要と認める科目

神戸大学大学院医学系研究科博士課程後期課程　未来社会医学専攻　カリキュラムマップ

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">能力</th><th colspan="2">１年次</th><th colspan="2">２年次</th><th colspan="2">３年次</th></tr>
<tr><th>前期</th><th>後期</th><th>前期</th><th>後期</th><th>前期</th><th>後期</th></tr>
<tr><td rowspan="2">人間性
・
専門性</td><td rowspan="2">保健医療専門職者としての論理的考察力及び客観的判断力を有し，公衆衛生課題の現場の課題の解決に対して指導的立場でマネジメントし，最前線の現場からも情報発信できる能力</td><td rowspan="2">公衆衛生学・疫学Ⅱ
臨床疫学Ⅱ
基礎医学・臨床医学特論
生物統計学Ⅱ
保健医療政策学Ⅱ
保健医療経済学Ⅱ
社会行動科学Ⅱ</td><td>プロジェクトマネジメント学特論
サイエンティフィック・
イングリッシュ特講Ⅱ
予防医学と保健の実践と評価Ⅱ</td><td>アントレプレナー・
リーダーシップ学特論</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">生物統計学Ⅱ演習</td></tr>
<tr><td colspan="2">ジョブ型インターンシップ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">創造性
・
人間性</td><td rowspan="3">科学的エビデンス及び社会ニーズに基づき，将来の公衆衛生の指導者に相応しい研究・教育・保健医療を柱とする新しい総合保健医療の在り方を創造し発信できる能力</td><td rowspan="3">公衆衛生学・疫学Ⅱ
臨床疫学Ⅱ
臨床研究開発の実践
生物統計学Ⅱ
環境保健学Ⅱ
保健医療政策学Ⅱ
保健医療経済学Ⅱ
基礎医学・臨床医学特論
社会行動科学Ⅱ</td><td>予防医学と保健の実践と評価Ⅱ</td><td colspan="2">グローバルヘルスⅡ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">生物統計学Ⅱ演習</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ジョブ型インターンシップ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">国際性
・
専門性</td><td rowspan="5">地球規模での環境変化に対応するために，国際的な公衆衛生の諸問題に強い関心を抱き，国内外を問わず共同研究及び探究活動を推進し，グローバルな視点で内外の公衆衛生課題の解決に取り組める能力</td><td rowspan="2">公衆衛生学・疫学Ⅱ
臨床疫学Ⅱ
生物統計学Ⅱ
基礎医学・臨床医学特論
社会行動科学Ⅱ</td><td rowspan="2">予防医学と保健の実践と評価Ⅱ</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">生物統計学Ⅱ演習</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">グローバルヘルスⅡ</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ジョブ型インターンシップ</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="8">特別研究</td></tr>
<tr><td rowspan="4">創造性
・
専門性</td><td rowspan="4">社会健康医学の高度な専門知識・技術を基盤に，公衆衛生課題に対する卓越した対応，医療資源の配分を含む効果的な健康政策の策定及びヘルス・サービスリサーチの展開ができる能力</td><td>環境保健学Ⅱ</td><td>人類生態学Ⅱ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">産業環境保健学Ⅱ</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>生物統計学Ⅱ</td><td colspan="2">生物統計学Ⅱ演習</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>保健医療政策学Ⅱ
保健医療経済学Ⅱ</td><td>医療経営学</td><td colspan="2">グローバルヘルスⅡ</td><td></td><td></td></tr>
</table>

神戸大学大学院医学系研究科　医科学専攻修了までのスケジュール表

年次	事項（４月入学生）	時期	事項（10 月入学生）	年次
１年次	入学式、新入生オリエンテーション 前期授業開始 研究指導計画書の作成（１年次）	４月		
	履修届の提出	５月		
	前期授業終了	９月		
	後期授業開始	10 月	新入生オリエンテーション 研究指導計画書の作成（１年次） 履修届の提出 後期授業開始	１年次
	後期授業終了	３月	後期授業終了	
２年次	前期授業開始 研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（２年次）	４月	前期授業開始	
	前期授業終了	９月	前期授業終了	
	後期授業開始	10 月	後期授業開始 研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（２年次）	２年次
	後期授業終了	３月	後期授業終了	
３年次	前期授業開始 研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（３年次）	４月	前期授業開始	
	前期授業終了	９月	前期授業終了	
	後期授業開始	10 月	後期授業開始 研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（３年次）	３年次
	後期授業終了	３月	後期授業終了	
４年次	前期授業開始 研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（４年次）	４月	前期授業開始	
	前期授業終了	９月	前期授業終了	
	後期授業開始	10 月	後期授業開始 研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（４年次）	４年次
	単位認定報告書の提出	11 月		
	学位申請書類の提出	１月		
	研究発表会	２月		
	後期授業終了 修了判定・学位授与式	３月	後期授業終了	
		翌年度 ４月	前期授業開始	
		翌年度 ５月	単位認定報告書の提出	
		翌年度 ７月	学位申請書類の提出	
		翌年度 ８月	研究発表会	
		翌年度 ９月	前期授業終了 修了判定・学位授与式	

神戸大学大学院医学系研究科　博士課程前期課程修了までのスケジュール表

<table>
<tr><th>年次</th><th>事項（４月入学生）</th><th>時期</th><th>事項（10 月入学生）
※バイオメディカルサイエンス領域
の一部の学生</th><th>年次</th></tr>
<tr><td rowspan="5">１年次</td><td>入学式、新入生オリエンテーション
前期授業開始
前期履修登録期間（～４月中旬）</td><td>４月</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>研究指導計画書の作成（１年次）</td><td>４月
～６月</td></tr>
<tr><td>前期授業終了
後期履修登録期間（～10 月中旬）</td><td>９月</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>後期授業開始</td><td>10 月</td><td>後期授業開始
後期履修登録期間（～10 月中旬）
研究指導計画書の作成（１年次）</td><td rowspan="4">１年次</td></tr>
<tr><td>後期授業終了
前期履修登録期間（～４月中旬）</td><td>３月</td><td>後期授業終了
前期履修登録期間（～４月中旬）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">２年次</td><td>前期授業開始</td><td>４月</td><td>前期授業開始</td></tr>
<tr><td>研究指導計画書あるいは研究指導計画書・
研究指導報告書の作成（２年次）</td><td>４月
～６月</td><td></td></tr>
<tr><td>前期授業終了
後期履修登録期間（～10 月中旬）</td><td>９月</td><td>前期授業終了
後期履修登録期間（～10 月中旬）</td></tr>
<tr><td>後期授業開始</td><td>10 月</td><td>後期授業開始
研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（２年次）</td><td rowspan="4">２年次</td></tr>
<tr><td>学位申請書類の提出
学位論文発表会</td><td>10 月
～２月</td><td></td></tr>
<tr><td>後期授業終了
修了判定
学位授与式</td><td>３月</td><td>後期授業終了
前期履修登録期間（～４月中旬）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td>翌年度
４月</td><td>前期授業開始</td></tr>
<tr><td>翌年度
７月
～８月</td><td>学位申請書類の提出
学位論文発表会</td></tr>
<tr><td>翌年度
９月</td><td>前期授業終了
修了判定
学位授与式</td></tr>
</table>

神戸大学大学院医学系研究科　博士課程後期課程修了までのスケジュール表

<table>
<tr><th>年次</th><th>事項（４月入学生）</th><th>時期</th><th>事項（10 月入学生）
※医療創成工学専攻
の一部の学生</th><th>年次</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１年次</td><td>入学式、新入生オリエンテーション
前期授業開始
前期履修登録期間（～４月中旬）</td><td>４月</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>研究指導計画書の作成（１年次）</td><td>４月
～６月</td></tr>
<tr><td>前期授業終了
後期履修登録期間（～10 月中旬）</td><td>９月</td></tr>
<tr><td>後期授業開始</td><td>10 月</td><td>新入生オリエンテーション
後期授業開始
後期履修登録期間（～10 月中旬）
研究指導計画書の作成（１年次）</td><td rowspan="5">１年次</td></tr>
<tr><td>後期授業終了
前期履修登録期間（～４月中旬）</td><td>３月</td><td>後期授業終了
前期履修登録期間（～４月中旬）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">２年次</td><td>前期授業開始</td><td>４月</td><td>前期授業開始</td></tr>
<tr><td>研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（２年次）</td><td>４月
～６月</td><td></td></tr>
<tr><td>前期授業終了
後期履修登録期間（～10 月中旬）</td><td>９月</td><td>前期授業終了
後期履修登録期間（～10 月中旬）</td></tr>
<tr><td>後期授業開始</td><td>10 月</td><td>後期授業開始
研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（２年次）</td><td rowspan="4">２年次</td></tr>
<tr><td rowspan="4">３年次</td><td>後期授業終了
前期履修登録期間（～４月中旬）</td><td>３月</td><td>後期授業終了
前期履修登録期間（～４月中旬）</td></tr>
<tr><td>前期授業開始</td><td>４月</td><td>前期授業開始</td></tr>
<tr><td>研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（３年次）</td><td>４月
～６月</td><td></td></tr>
<tr><td>前期授業終了
後期履修登録期間（～10 月中旬）</td><td>９月</td><td>前期授業終了
後期履修登録期間（～10 月中旬）</td></tr>
<tr><td>後期授業開始</td><td>10 月</td><td>後期授業開始
研究指導計画書あるいは研究指導計画書・研究指導報告書の作成（３年次）</td><td rowspan="4">３年次</td></tr>
<tr><td>学位申請書類の提出
学位論文発表会</td><td>10 月
～２月</td><td></td></tr>
<tr><td>後期授業終了
修了判定
学位授与式</td><td>３月</td><td>後期授業終了
前期履修登録期間（～４月中旬）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td>翌年度
４月</td><td>前期授業開始</td></tr>
<tr><td>翌年度
７月
～８月</td><td>学位申請書類の提出
学位論文発表会</td></tr>
<tr><td>翌年度
９月</td><td>前期授業終了
修了判定
学位授与式</td></tr>
</table>

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（バイオメディカルサイエンス領域）履修モデル

養成する人材像	高い倫理性を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材
学位	修士（バイオメディカルサイエンス）
想定される進路	博士課程進学，製薬企業（研究開発職），食品・化粧品メーカー（研究開発職），医薬品開発業務受託機関，官公庁

科目区分		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
総合知科目		先進生命医科学概論（1Q）			
		総合知概論（1Q）			
		学びのデザイン			
領域専門科目	バイオメディカルサイエンス基盤科目	生命科学特論			
		疾患学特論			
		薬物治療・創薬学特論			
		微生物感染症・免疫学特論			
	他領域・他研究科専門科目	公衆衛生学・疫学Ⅰ		グローバルヘルスⅠ	
総合知・専門知結合科目		先進生命医科学プロジェクト研究A			
				プレゼンテーション演習	

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（医療創成工学領域）履修モデル

養成する人材像	高い倫理性を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材
学位	修士（医工学）
想定される進路	医療機器メーカ，その他ものづくり企業，医療機関，研究機関，厚生労働省

科目区分		1年次				2年次			
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
総合知科目		先進生命医科学概論							
		総合知概論							
		学びのデザイン							
領域専門科目	イノベーション科目	医療機器ｺﾝｾﾌﾟﾄ創造学特論							
		医療機器ｺﾝｾﾌﾟﾄ創造演習							
						医療機器社会実装学特論			
	オペレーション科目			医療機器ﾚｷﾞｭﾗﾄﾘｰｻｲｴﾝｽ学特論					
				医療機器ビジネス学特論					
						医療機器品質ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学特論			
	実践創造実習		ニーズ探索臨床現場実習						
			医療機器ｺﾝｾﾌﾟﾄ創造実習						
	工学系科目		医療機器・ｼｽﾃﾑ設計概論						
				医療機器・ｼｽﾃﾑ設計演習					
	専門科目	計測技術概論							
		プログラミング演習							
				AI・深層学習					
					データサイエンス演習				
	他領域・他研究科専門科目	生命科学特論							
総合知・専門知結合科目		先進生命医科学プロジェクト研究B							
						プレゼンテーション演習			

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（健康科学領域）履修モデル（看護学）

養成する人材像	高い倫理性を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材
学位	修士（保健学）
想定される進路	医療機関等での看護師，大学・研究所・企業での研究者，大学等教育機関教員

科目区分		１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
総合知科目		先進生命医科学概論（１Q）			
		総合知概論（１Q）			
		学びのデザイン			
領域専門科目	健康科学領域共通科目	健康科学研究共通特講Ⅰ			
			健康科学研究共通特講Ⅱ		
	看護学分野専門科目	看護教育特講Ⅰ			
		看護研究特講Ⅰ			
		療養支援看護学特講Ⅰ			
		看護学演習Ⅰ			
			看護倫理特講Ⅰ		
	他領域・他研究科専門科目	疾患学特論			
総合知・専門知結合科目		先進生命医科学プロジェクト研究Ｃ			
				プレゼンテーション演習	
		指導教員が担当している特講Ⅰ科目の代表例である.			

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（健康科学領域）履修モデル（看護学・助産師コース）

養成する人材像	高い倫理性を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材
学位	修士（保健学）
想定される進路	医療機関等での助産師及び看護師，大学・研究所・企業での研究者，大学等教育機関教員

科目区分		１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
総合知科目		先進生命医科学概論（１Q）			
		総合知概論（１Q）			
		学びのデザイン			
領域専門科目	健康科学領域共通科目	健康科学研究共通特講Ⅰ			
	看護学分野専門科目	上級病態生理学			
		上級臨床薬理学			
			上級フィジカルアセスメント学		
		母性看護学特講Ⅰ			
		看護学演習Ⅰ			
			看護倫理特講Ⅰ		
		ハイリスク母性ケア論特講			
		創造助産学概論			
		生涯女性健康科学特講			
			生涯女性健康科学演習		
		高度実践助産技術学特講			
			高度実践助産技術学演習		
		高度周産期技術学特講			
			高度周産期技術学演習		
				助産管理学特講	
				地域母子保健特講Ⅰ	
				地域母子保健特講Ⅱ	
			助産学実習Ⅰ		
			助産学実習Ⅱ		
				助産学実習Ⅲ	
				助産学実習Ⅳ	
	他領域・他研究科専門科目	社会行動科学Ⅰ			
			健康教育・健康心理学Ⅰ		
総合知・専門知結合科目		先進生命医科学プロジェクト研究Ｃ			
				プレゼンテーション演習	
		助産師コースの代表例である.			

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（健康科学領域）履修モデル（看護学・保健師コース）

養成する人材像	高い倫理性を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材
学位	修士（保健学）
想定される進路	行政機関及び企業等での保健師　医療機関等での看護師，大学・研究所・企業での研究者，大学等教育機関教員，国際機関職員

科目区分		１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
総合知科目		先進生命医科学概論（１Q）			
		総合知概論（１Q）			
		学びのデザイン			
領域専門科目	健康科学領域共通科目	健康科学研究共通特講Ⅰ			
			健康科学研究共通特講Ⅱ		
	看護学分野専門科目	看護研究特講Ⅰ			
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅰ			
		看護学演習Ⅰ			
				看護倫理特講Ⅰ	
		疫学特講			
		公衆衛生学特講			
		保健統計学特講			
		保健医療福祉論特講			
		地域公共政策論特講			
		医療経済論特講			
			保健医療福祉論演習		
		公衆衛生看護学特講			
		社会健康論特講			
		個別支援論特講			
		組織活動論特講			
		地域看護診断論特講			
		健康教育論特講			
			産業保健特講		
			学校保健特講		
			公衆衛生看護管理特講		
			健康危機管理特講		
			公衆衛生看護展開演習Ⅰ		
		公衆衛生看護展開演習Ⅱ			
		公衆衛生看護展開演習Ⅲ			
			公衆衛生看護展開演習Ⅳ		
				国際公衆衛生看護活動演習	
				公衆衛生看護学実習Ⅰ（行政）	
				公衆衛生看護学実習Ⅱ（産業）	
					公衆衛生看護管理実習
	他領域・他研究科専門科目	環境保健学Ⅰ			
			予防医学と保健の実践と評価Ⅰ		
		社会行動科学Ⅰ			
			社会疫学・行動経済学		
総合知・専門知結合科目		先進生命医科学プロジェクト研究Ｃ			
				プレゼンテーション演習	
		保健師コースの代表例である.			

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（健康科学領域）履修モデル（病態解析学）

養成する人材像	高い倫理性を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材
学位	修士（保健学）
想定される進路	医療機関等での臨床検査技師，大学・研究所・企業での研究者，大学等教育機関教員

科目区分		１年次		２年次	
		前期	後期	前期	後期
総合知科目		先進生命医科学概論（１Q）			
		総合知概論（１Q）			
		学びのデザイン			
領域専門科目	健康科学領域共通科目	健康科学研究共通特講Ⅰ			
			IPW 特講Ⅰ		
			ｻｲｴﾝﾃｨﾌｨｯｸ･ｲﾝｸﾞﾘｯｼｭ特講Ⅰ		
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ			
	病態解析学分野専門科目	分析医科学特講Ⅰ			
		細胞機能構造科学特講Ⅰ			
			病態解析学演習Ⅰ		
	他領域・他研究科専門科目		生物統計学Ⅰ		
			生物統計学Ⅰ演習		
総合知・専門知結合科目		先進生命医科学プロジェクト研究Ｃ			
				プレゼンテーション演習	
		指導教員が担当している特講Ⅰ科目の代表例である.			

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程　先進生命医科学系専攻（健康科学領域）履修モデル（リハビリテーション科学）

養成する人材像	高い倫理性を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材
学位	修士（保健学）
想定される進路	医療機関等での理学療法士及び作業療法士，大学・研究所・企業での研究者，大学等教育機関教員

科目区分		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
総合知科目		先進生命医科学概論（1Q）			
		総合知概論（1Q）			
		学びのデザイン			
領域専門科目	健康科学領域共通科目	健康科学研究共通特講Ⅰ			
			健康科学研究共通特講Ⅱ		
			サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ		
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ			
	リハビリテーション科学分野専門科目	リハビリテーション管理学Ⅰ			
		基礎リハビリテーション科学特講Ⅰ			
			リハビリテーション科学演習Ⅰ		
	他領域・他研究科専門科目		生物統計学Ⅰ		
			生物統計学Ⅰ演習		
総合知・専門知結合科目		先進生命医科学プロジェクト研究C			
				プレゼンテーション演習	
		指導教員が担当している特講Ⅰ科目及び連携講座科目の代表例である.			

神戸大学大学院医学系研究科博士課程前期課程 先進生命医科学系専攻（未来社会医学領域）履修モデル

養成する人材像	高い倫理性を備え，研究・開発・実践に係る専門知と総合知を結合させた卓越した問題解決能力を身に付け，変動性・不確実性・複雑性・不透明性（VUCA）が高く将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療の創り手となって活躍できる人材
学位	修士（公衆衛生学）
想定される進路	地方公共団体の保健医療部や保健福祉部，保健所，厚生労働省，博士課程進学，大学・研究機関，国際機関(WHO，UNESCO 等)

科目区分		1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
総合知科目		先進生命医科学概論（1Q）			
		総合知概論（1Q）			
		学びのデザイン			
領域専門科目	コア科目群1	公衆衛生学・疫学Ⅰ			
			予防医学と保健の実践と評価Ⅰ		
				臨床疫学Ⅰ	
	コア科目群2	臨床研究開発の実際			
			生物統計学Ⅰ		
			生物統計学Ⅰ演習		
	コア科目群3	環境保健学Ⅰ			
			産業環境保健学Ⅰ		
				人類生態学Ⅰ	
	コア科目群4	保健医療政策学Ⅰ			
			保健医療経済学Ⅰ		
				グローバルヘルスⅠ	
	コア科目群5	社会行動科学Ⅰ			
			健康教育・健康心理学Ⅰ		
	発展科目		災害保健学特講		
			EBPM		
				地域医療システム特講	
	他領域・他研究科専門科目		AI・深層学習(3Q)		
総合知・専門知結合科目		先進生命医科学プロジェクト研究D			
				プレゼンテーション演習	

○神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会規程

（平成16年4月1日制定）

改正　平成17年3月31日　平成18年4月1日
平成20年3月31日　平成21年3月31日
平成21年9月30日　平成27年3月31日
平成28年3月31日　平成28年9月30日
平成29年3月31日　平成31年2月28日
平成31年3月29日　令和2年2月3日
令和3年10月12日　令和5年10月5日

（趣旨）

第1条　この規程は，神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条　委員会は，神戸大学大学院医学研究科，神戸大学医学部附属病院及び科学技術イノベーション研究科（以下「医学研究科等」という。）に主に配置された本学の研究者及び学外の研究者の行う人を直接対象とした研究的介入を伴わない医学研究（以下「研究」という。）が「ヘルシンキ宣言」，「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」及び「ヒトES細胞の使用に関する指針（平成31年文部科学省告示第68号）」（以下「指針」という。）の趣旨を尊重しつつ慎重に行われるよう，個人の尊厳及び人権の尊重，個人情報の保護，その他の倫理的観点及び科学的観点から審議することを目的とする。

（組織等）

第3条　委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1)　医学研究科等に配置された神戸大学の専任の教授　6人

(2)　倫理学の専門家又は法律学の専門家その他の人文・社会科学の有識者　若干人

(3)　前2号に掲げる者以外の一般の立場の者　若干人

(4)　その他神戸大学大学院医学研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認めた者　若干人

2　前項の委員には，医学研究科等に配置されていない者が複数含まれ，かつ，男性及び女性がそれぞれ1人以上含まれていなければならない。

3　第1項の委員は，神戸大学大学院医学研究科教授会の議を経て，研究科長が委嘱する。

4　前項の委員の任期は1年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

5　委員会に，委員長及び副委員長を置き，委員のうちから研究科長が指名する。

6　第4項の規定にかかわらず，委員長の任期は研究科長の任期の終期を超えることはできないものとする。

7　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

8　委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代行する。

9　委員会は，次に掲げる要件を満たさなければ，議事を開き，議決をすることができない。

(1)　5人以上の委員が出席していること。

(2)　男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上含まれていること。

(3)　第1項第1号から第3号までに掲げる委員がそれぞれ1人以上出席していること。

(4)　医学研究科等に配置されていない委員が2人以上出席していること。

10　双方向の意思疎通が可能であり，かつ，対面での場合と同等の審議を行うことが可能な場合には，Web会議システム等を活用した会議への出席を認めるものとする。

11　議事は，出席した委員の全員一致をもって決するよう努めなければならない。ただし，全員一致が困難な場合には，出席した委員の4分の3以上の賛成をもって決することができる。

(専門委員)

第4条　委員会に，特定の専門事項を調査検討するため，専門委員を置くことができる。

2　専門委員は，当該専門事項に係る学識経験者をもって充て，研究科長が委嘱する。

3　専門委員は，当該専門事項についての調査検討の結果を，委員会に報告しなければならない。

(専門部会)

第4条の2　委員会に，遺伝子解析研究に係る専門的事項を調査するため，神戸大学大学院医学研究科等遺伝子解析専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2　専門部会の構成員等に関する必要な事項は，別に定める。

(委員会の任務)

第5条　委員会は，研究科長又は研究責任者及び研究代表者の申請者から研究の実施の適否等について意見を求められたときは，指針に基づき，倫理的観点及び科学的観点から，医学研究科等及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い，文書又は電磁的方法により意見を述べなければならない。

2　委員長は，前項の審査を行うため，委員会を開催しなければならない。

3　委員会は，必要と認めたときは，委員会に申請者を出席させ，説明を求めることができる。

4　委員は，自己の申請に係る審査に関与することができない。

5　委員会は，審査を行うに当たっては，倫理的観点及び科学的観点から次の事項に留意するものとする。

(1)　研究の対象となる個人の人権の擁護

(2)　研究の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

(3)　研究又は研究成果の公表によって生ずる個人への不利益及び危険性

6　委員会は，特に必要と認めたときは，委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(審査の受託)

第5条の2　委員会は，神戸大学大学院保健学研究科保健学倫理委員会規程(平成21年9月30日制定)第7条第5項の規定に基づく審査を委託された場合は，当該審査を受託するものとする。

(申請手続)

第6条　指針に定める経過措置の研究について審査を申請しようとする者は，事前に審査申請書類を研究科長に提出しなければならない。

2　審査申請書類を受理した研究科長は，委員会に審査について諮問するものとする。

3　第1項以外の指針に基づく研究について審査を申請しようとする者は，事前に審査申請書類を委員長に提出しなければならない。

4　審査申請書類を受理した委員長は，委員会に審査について諮問するものとする。

（判定）

第7条　審査の判定は，原則として出席委員全員の合意を必要とし，次の各号に掲げる区分により行う。

(1)　承認

(2)　継続審査（迅速審査）

(3)　継続審査

(4)　停止

(5)　中止

(6)　不承認

2　審査の経過及び結果は，記録として保存する。

（審査結果の通知）

第8条　委員長は，第6条第2項に基づく委員会の審議結果を審査結果報告書により，研究科長に報告するものとする。

2　研究科長は，審査結果通知書により，申請者に通知するものとする。

3　委員長は，第6条第4項に基づく委員会の審議結果を審査結果報告書により，申請者に通知するものとする。

4　前2項の通知に当たっては，審査の判定が第7条第1項第2号から第6号までの場合は，理由等を付記するものとする。

（再審査）

第9条　申請者は，前条第2項により通知された審査結果に対して異議のある場合には，異議申立書にその根拠となる資料を添付の上，再審査を1回に限り研究科長に申請することができる。

2　申請者は，前条第3項により通知された審査結果に対して異議のある場合には，異議申立書にその根拠となる資料を添付の上，再審査を1回に限り委員会に申請することができる。

（緊急審査）

第10条　研究科長は，指針に定める経過措置の研究について緊急を要する審査申請があった場合は，委員会への諮問を省略し，各委員に申請資料を配付し意見を求める方法により判定することができるものとする。

2　研究科長は，前項により難い場合には，委員長と協議の上，判定することができるものとする。

3　研究科長は，委員長を通じて前2項の判定結果を各委員に資料を添えて速やかに通知するものとする。ただし，前2項の判定結果を受けた委員からの求めがあれば，研究科長は，速やかに委員会に審査について諮問しなければならない。

4　申請者に対する第1項及び第2項の判定結果の通知は，前項に規定する手続を経た後に行うものとする。

5　研究科長は，委員会が研究の変更又は中止を決定した場合には，申請者に対し，当該研究の変更又は中止を指示しなければならない。

6　申請者は，第1項以外の指針に基づく研究について緊急に研究の実施を要すると判断される場合は，委員会への諮問前に，研究科長の許可のみをもって研究を実施することができる。ただし，申請者は，許可後遅滞なく委員会の意見を聴かなければならない。

7　前項に規定する研究については，委員会が研究の変更又は中止を決定した場合には，申請者は当該研究の変更又は中止をしなければならない。

（迅速審査等）
第11条　委員会は，次に掲げるいずれかに該当する審査について，委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い，意見を述べることができる。この場合において，迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし，当該審査結果は全ての委員に報告する。
(1)　多機関共同研究であって，既に当該研究の全体について共同研究機関の倫理審査委員会の審査を受け，その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
(2)　研究計画書等の軽微な変更に関する審査
(3)　侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
(4)　軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
2　前項第2号に規定する審査は，次の各号に掲げる事項とする。
(1)　研究期間の1年以内の延長
(2)　研究分担者の追加
(3)　研究協力機関又は既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の追加
(4)　委託を受け研究業務の一部に従事する外部業者の追加
(5)　委員会で承認を得る条件が明示的かつ具体的に指示された上で継続審査となった場合であって，当該指示の内容と異ならないことが明らかである変更
(6)　多機関共同研究における共同研究機関の追加（代表研究機関の倫理審査委員会において審査の上，承認された場合に限る。）
(7)　多機関共同研究における共同研究機関の削除
(8)　多機関共同研究における他の共同研究機関の研究代表者又は研究責任者の変更（代表研究機関の倫理審査委員会において審査の上，承認された場合に限る。）
(9)　その他委員長が軽微な変更と判断したもの
3　前項の規定にかかわらず，第1項第2号に規定する審査のうち次の各号に掲げる事項については，報告事項として取り扱うことができる。
(1)　研究に関する問い合わせ先（多機関共同研究においては共同研究機関の事務局等）の担当者及び連絡先の変更
(2)　研究責任者又は研究分担者等自身について，その所属する研究機関の変更を伴わない所属部署名，職名及び氏名の変更
(3)　研究責任者又は研究代表者が所属する研究機関名及び部署名の変更
(4)　研究責任者又は研究代表者が所属する研究機関の長の変更
(5)　，説明文書等の内容に影響を及ぼさない軽微な誤植
(6)　研究分担者の削除
(7)　研究協力機関又は既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の削除
(8)　委託を受け研究業務の一部に従事する外部業者の削除
(9)　研究協力者の追加又は削除
(10)　研究機関における予定例数の変更（研究計画書の例数変更は除く）
4　迅速審査が困難と委員長又は迅速審査を担当する委員が判断した場合には，委員会における審査とすることができる。
（公表）
第12条　研究科長は，この規程及び委員名簿を厚生労働省が設置する倫理審査委員会報告システム（以下「倫理審査委員会報告システム」という。）において公表し

なければならない。
2　研究科長は，年1回以上，委員会の開催状況及び審査の概要(非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものを除く。)を倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなければならない。

(事務)

第13条　委員会の事務は，医学部事務部において行う。

(雑則)

第14条　この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会が定める。

附　則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成17年3月31日)

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附　則(平成18年4月1日)

1　この規程は，平成18年4月1日から施行する。
2　この規程施行の際現に在任する委員の任期は，改正後の第3条第3項の規定にかかわらず，平成18年3月31日までとする。

附　則(平成20年3月31日)

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月31日)

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成21年9月30日)

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附　則(平成27年3月31日)

1　この規程は，平成27年4月1日から施行する。
2　この規程施行の際現に在任する改正前の第3条第1号及び第2号の委員(以下「旧委員」という。)は，改正後の第3条第1号の規定による委員とみなし，その任期は，第3条第4項の規定にかかわらず，旧委員としての残任期間と同一の期間とする。
3　この規程施行の際現に在任する改正前の第3条第3号の委員は，改正後の第3条第2号の規定による委員とみなし，その任期は，第3条第4項の規定にかかわらず，改正前の第3条第3号の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附　則(平成28年3月31日)

1　この規程は，平成28年4月1日から施行する。
2　この規程施行の際現に継続中の研究に係る変更申請等については，改正後の第2条の規定にかかわらず，従前のとおり委員会において審議するものとする。

附　則(平成28年9月30日)

この規程は，平成28年10月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日)

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成31年2月28日)

この規程は，平成31年3月1日から施行する。

附　則(平成31年3月29日)

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和2年2月3日)

この規程は，令和2年2月3日から施行する。

附　則(令和3年10月12日)

この規程は，令和3年10月12日から施行し，改正後の神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会規程の規定は，令和3年6月30日から適用する。

附　則(令和5年10月5日)

この規程は，令和5年10月5日から施行する。

○神戸大学利益相反マネジメント規則

（平成17年11月22日制定）

改正　平成19年2月16日　平成19年3月29日　平成19年5月31日
平成20年3月28日　平成21年3月18日　平成22年3月24日
平成22年4月20日　平成22年6月22日　平成23年3月31日
平成24年3月21日　平成25年3月27日　平成25年6月25日
平成25年9月27日　平成26年3月27日　平成27年3月31日
平成27年9月30日　平成27年11月30日　平成28年3月22日
平成28年9月20日　平成29年3月31日　平成30年12月20日
平成31年2月28日　令和2年3月31日　令和3年3月30日
令和3年6月29日　令和3年9月30日　令和4年3月31日
令和4年9月30日

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学利益相反ポリシーに則り，神戸大学(以下「本学」という。)並びに本学の役員及び職員(非常勤である者を含む。以下「職員等」という。)の利益相反につながる行為を未然に防止するため，本学及び職員等の利益相反の適切な管理(以下「利益相反マネジメント」という。)に関し必要な事項を定め，もって本学における産学官民連携活動を適正かつ効率的に推進することを目的とする。

2　臨床研究その他研究等の特性に配慮すべき分野における利益相反マネジメントに関し必要な事項は，別に定める。

（用語の定義）

第2条　この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　産学官民連携活動　本学と企業等との間で行う協力研究(共同型協力研究，受託型協力研究)，技術移転(実施許諾，権利譲渡，技術指導)，職員等の兼業，研究助成金・寄附金の受入れ，施設，設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。

(2)　利益相反　産学官民連携活動によって生じる次のいずれかの状況により，本学の社会的信頼が損なわれ得る状況をいう。

イ　職員等が得る利益(兼業報酬，特許に係る収入，未公開株式の保有等)と，本学における責任が衝突・相反する状況

ロ　本学が得る利益と本学の社会的責任が相反する状況

ハ　職員等の企業等に対する職務遂行責任と本学における職務遂行責任が両立し得ない状況

(3)　企業等　企業，国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。

(4)　部局　各機構，各学部，各研究科，高等学術研究院，経済経営研究所，附属図書館，医学部附属病院，附属学校部，各学内共同教育研究推進組織，農学研究科附属食資源教育研究センター，各学内共同管理・支援組織，産官学連携本部，地域連携推進本部，DX・情報統括本部，カーボンニュートラル推進本部，ウェルビーイング推進本部，国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第18条第1項の規定により設置される室及び事務局(戦略企画室，監査室及び内部統制室を含む。)をいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条　利益相反マネジメントは，職員等が次の各号に掲げる場合に該当するときに行うものとする。

(1)　兼業活動(技術指導を含む。)に従事する場合

(2)　大学発ベンチャー企業の職務に関連し，報酬，株式保有等の経済的利益を有する場合
(3)　企業等に自らの発明等を技術移転する場合
(4)　企業等との協力研究に参加する場合
(5)　企業等から寄附金，設備又は物品等の供与を受ける場合
(6)　前各号に掲げるもののほか，職員等への便益を供与する企業等(以下「便益供与者」という。)に対し，本学の施設，設備の利用の提供，又は便益供与者から物品を購入する場合

2　前項に規定するもののほか，前項各号に掲げる場合等に関連し，本学が組織として利益を得る場合は，利益相反マネジメントを行うものとする。

(職員等の責務)

第4条　職員等は，利益相反の発生が懸念される場合は，第6条に規定する利益相反マネジメント室に相談する等，利益相反の回避に自ら努めるものとする。

2　職員等は，第6条に規定する利益相反マネジメント室の定めるところにより，利益相反に関する自己申告を1年に1回行うものとする。

3　前項に規定するもののほか，第6条に規定する利益相反マネジメント室が特に必要と認めるときは，職員等に利益相反に関する申告を行わせることができるものとする。

4　職員等は，第6条に規定する利益相反マネジメント室が行う調査等に協力するものとする。

(各部局における対応)

第5条　部局の長は，当該部局の職員等に対し，利益相反を生じさせないように指導するものとする。

(利益相反マネジメント室)

第6条　本学における利益相反に関する重要事項の審議・審査については，神戸大学の室に関する要項(令和3年6月29日制定)第11条の規定に基づき，神戸大学利益相反マネジメント室(以下「利益相反マネジメント室」という。)が行う。

第7条　削除

(調査結果に基づく処置)

第8条　利益相反マネジメント室は，利益相反に関する調査の結果，利益相反の疑義が生じることが懸念される場合は，必要に応じて当該職員等に対し事情聴取等を行い，改善を要すると認めたときは，学長に報告するものとする。

2　利益相反マネジメント室は，前項の調査の結果，利益相反の疑義が生じた場合は，更に必要な調査を行い，問題の有無及び必要な処置について学長に報告するものとする。

3　学長は，第1項又は前項の報告に基づき，必要な処置を決定し，当該職員等及び部局の長に通知するものとする。

(異議申立て)

第9条　職員等は，前条第3項の処置に対し不服がある場合は，学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし，異議申立ては，1回を限度とする。

2　学長は，異議申立てに関する書面を受理したときは，利益相反マネジメント室に再審議を指示するものとする。

3　学長の指示を受けた利益相反マネジメント室は，再度審議を行い，速やかに審議の結果を学長に報告するものとする。

4　学長は，前項の報告に基づき，異議申立てに対する処置を決定し，当該職員等及び部局の長に通知するものとする。

第10条から第14条まで　削除
（利益相反アドバイザリーボードの設置）
第15条　本学に，利益相反アドバイザリーボードを置く。
2　利益相反アドバイザリーボードは，利益相反に関する専門的事項について，学長及び利益相反マネジメント室の諮問に答える。
3　利益相反アドバイザリーボードは，学内外の専門家の中から学長が委嘱する利益相反アドバイザーによって構成する。
（利益相反相談）
第16条　利益相反マネジメント室は，職員等からの利益相反に関する相談に応じる。
（学内外への周知）
第17条　利益相反マネジメント室は，利益相反に関する意識の向上を図るため，利益相反マネジメントの理念，方法等を職員等に周知するとともに，適宜啓発活動を行うものとする。
2　利益相反マネジメント室は，定期的に本学における利益相反に対する取組状況（個人のプライバシーに係る部分を除く。）を公表するものとする。
第18条　削除
（事務）
第19条　利益相反マネジメントに関する事務は，関係部局の協力を得て，総務部人事課及び研究推進部連携推進課において行う。
（その他）
第20条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この規則は，平成17年11月22日から施行する。

附　則（平成19年2月16日）
この規則は，平成19年2月16日から施行する。

附　則（平成19年3月29日）
1　この規則は，平成19年4月1日から施行する。
2　この規則施行の際現に在任する委員会の委員のうち，文学部，国際文化学部，発達科学部，理学部，工学部，農学部及び海事科学部の委員（以下「旧委員」という。）は，それぞれ改正後の第10条第3号の規定による人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，理学研究科，工学研究科，農学研究科及び海事科学研究科の委員とみなし，その任期は，第11条第1項の規定にかかわらず，旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附　則（平成19年5月31日）
この規則は，平成19年6月1日から施行する。

附　則（平成20年3月28日）
1　この規則は，平成20年4月1日から施行する。
2　この規則施行の際現に在任する改正前の第10条第4号の規定による委員（以下「旧委員」という。）は，改正後の第10条第3号の規定による医学研究科の委員とみなし，その任期は，第11条第1項の規定にかかわらず，旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附　則(平成21年3月18日)
この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月24日)
この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成22年4月20日)
この規則は，平成22年4月20日から施行し，改正後の神戸大学利益相反マネジメント規則の規定は，平成22年4月1日から適用する。

附　則(平成22年6月22日)
この規則は，平成22年7月1日から施行する。

附　則(平成23年3月31日)
この規則は，平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月21日)
この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年3月27日)
この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成25年6月25日)
この規則は，平成25年7月1日から施行する。

附　則(平成25年9月27日)
この規則は，平成25年10月1日から施行する。

附　則(平成26年3月27日)
この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月31日)
この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年9月30日)
この規則は，平成27年10月1日から施行する。

附　則(平成27年11月30日)
この規則は，平成27年12月1日から施行する。

附　則(平成28年3月22日)
この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年9月20日)
この規則は，平成28年10月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日)
1　この規則は，平成29年4月1日から施行し，改正後の第10条の規定は，平成29年3月31日に在任する委員の後任者の選出から適用する。
2　平成29年4月1日に在任する任期の定めのある委員の任期の終期は，改正前及び改正後の第11条第1項の規定にかかわらず，平成30年3月31日とする。

附　則(平成30年12月20日)
この規則は，平成31年1月1日から施行する。

附　則(平成31年2月28日)
この規則は，平成31年3月1日から施行する。

附　則(令和2年3月31日)
この規則は，令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和3年3月30日)
この規則は，令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和3年6月29日)
この規則は，令和3年7月1日から施行する。

附　則(令和3年9月30日)
この規則は，令和3年10月1日から施行する。

附　則(令和4年3月31日)
この規則は，令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和4年9月30日)
この規則は，令和4年10月1日から施行する。

○神戸大学大学院医学研究科等臨床研究利益相反マネジメント規程

（平成18年11月13日制定）

改正　平成20年3月28日　平成21年3月31日
平成22年1月26日　平成28年3月31日
平成29年3月31日　平成31年2月28日
令和3年3月30日

（趣旨）

第1条　この規程は，神戸大学利益相反マネジメント規則（平成17年11月22日制定。以下「利益相反規則」という。）第1条第2項の規定に基づき，神戸大学大学院医学研究科等における臨床研究に係る利益相反ポリシー（平成18年11月13日制定。以下「利益相反ポリシー」という。）に則り，神戸大学大学院医学研究科，神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科，神戸大学大学院医学研究科附属動物実験施設，神戸大学大学院医学研究科附属感染症センター，神戸大学医学部及び神戸大学医学部附属病院（以下「医学研究科等」という。）における臨床研究の実施者及び関係者の利益相反（以下「利益相反」という。）につながる行為を未然に防止するため，臨床研究に係る利益相反の適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）に関し，利益相反規則に定めるもののほか，必要な事項を定め，もって医学研究科等における臨床研究の適正な推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　臨床研究　医学研究科等において，医療における疾病の予防方法，診断方法及び治療方法の改善，疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって，人を対象とするもの（個人を特定できる人由来の材料及びデータに関する研究を含む。）をいう。

(2)　臨床研究実施者　臨床研究に関わる医師，歯科医師，研究員等をいい，臨床研究協力者（臨床研究に関わる薬剤師，看護師等をいう。）を除く。

(3)　臨床研究関係者　神戸大学大学院医学研究科長（以下「医学研究科長」という。），神戸大学医学部長，神戸大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。），神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター長，神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会委員，神戸大学大学院医学研究科等遺伝子解析研究倫理審査専門部会委員，神戸大学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会委員及び神戸大学医学部附属病院医薬品及び医療機器の臨床研究審査委員会委員，神戸大学医学部附属病院介入研究倫理審査委員会委員，その他臨床研究に関し産学官民連携業務に携わる職員をいう。

(4)　利益相反　臨床研究実施者及び臨床研究関係者（以下「臨床研究実施者等」という。）が，被験者又は大学と連携を取りながら行う臨床研究によって得る利益（実施料収入，兼業報酬，未公開株式の保有等）と，社会に開かれた教育・研究を実践する教育者・研究者としての責務又は患者の希望する治療のために最善を尽くす医療関係者としての責務等が衝突・相反し，医学研究科等の社会的信頼が損なわれ得る状況をいう。

(5)　被験者　臨床研究を実施される者若しくは臨床研究を実施されることを求められた者又は臨床研究に用いようとする血液，組織等を提供する者等をいう。

(6)　経済的利益　次に掲げるものをいう。

イ　金銭的収入，株式保有等

ロ　知的財産の取得
ハ　提供を受けた設備，物品等又は役務により得られる利益
(7)　経営関与　臨床研究に関係する企業等の役員等に就任し，当該企業等の経営に関与することをいう。
(利益相反マネジメントの対象及び基準)
第3条　利益相反マネジメントの対象者は，次に掲げる者とする。
(1)　臨床研究実施者等
(2)　臨床研究実施者等の配偶者及び臨床研究実施者等と生計を一にする当該臨床研究実施者等の扶養親族
(3)　その他第5条に規定する委員会が必要と判断した者
2　利益相反マネジメントにおける開示対象は，次に掲げるものとする。
(1)　経済的利益
(2)　経営関与
3　利益相反マネジメントは，臨床研究を実施するに当たり，被験者及び社会に対し，教育者・研究者又は医療関係者としての公正性に客観的な疑念を生じさせるか否かを判断基準として行うものとする。
(臨床研究実施者等の責務)
第4条　臨床研究実施者等は，利益相反の発生が懸念される場合は，神戸大学利益相反マネジメント室に相談する等，利益相反の回避に自ら努めるものとする。
2　臨床研究実施者にあっては，神戸大学大学院医学研究科等医学倫理委員会等への臨床研究申請書提出に併せて，別に定める利益相反に係る自己申告書(以下「申告書」という。)を当該臨床研究申請書の写しとともに次条に規定する委員会に提出するものとし，臨床研究関係者にあっては，同委員会が定める時期に，申告書を同委員会に提出するものとする。
3　臨床研究実施者等は，申告書に記載した経済的利益及び経営関与の態様に変更があった場合は，直ちに申告書を次条に規定する委員会に再提出するものとする。
4　臨床研究実施者等は，次条に規定する委員会が行う調査等に協力するものとする。
(臨床研究利益相反マネジメント委員会)
第5条　利益相反に関する重要事項を調査・審議・審査するため，神戸大学大学院医学研究科に神戸大学大学院医学研究科等臨床研究利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。
(所掌事項)
第6条　委員会は，臨床研究に係る次に掲げる事項を行う。
(1)　利益相反の防止に関すること。
(2)　利益相反に係る調査及び審査に関すること。
(3)　利益相反ポリシーに関すること。
(4)　その他利益相反マネジメントに関すること。
(調査結果に基づく処置)
第7条　委員会は，前条第2号の調査の結果，利益相反の疑義が生じることが懸念される場合は，必要に応じて当該臨床研究実施者等に対し事情聴取等を行い，改善を要すると認めたときは，神戸大学利益相反マネジメント室に報告するものとする。
2　委員会は，前条第2号の調査の結果，利益相反の疑義が生じた場合は，更に必要な調査を行い，問題の有無及び必要な処置について神戸大学利益相反マネジメン

ト室に報告するものとする。
（組織）
第8条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。
(1)　医学倫理委員会委員長
(2)　介入研究倫理審査委員会委員長
(3)　遺伝子治療臨床研究審査委員会委員長
(4)　医薬品及び医療機器の臨床研究審査委員会委員長
(5)　医学研究科長が指名する教員若干人
(6)　神戸大学利益相反マネジメント室の室員のうち神戸大学利益相反マネジメント室長が指名する者若干人
(7)　その他委員会が必要と認めた者
（任期）
第9条　前条第5号及び第7号の委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。
2　前項の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（委員長）
第10条　委員会に委員長を置き，第8条第5号の委員のうち研究科長が指名した教員をもって充てる。
2　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
3　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代行する。
（議事）
第11条　委員会は，委員の過半数が出席しなければ，議事を開き，議決することができない。
2　議事は，出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
（緊急審査）
第12条　委員長は，緊急を要する審査要請があった場合は，医学研究科長及び病院長と協議し，利益相反の有無を審査することができるものとする。
2　委員長は，前項の審査結果を各委員に資料等を添えて通知するものとする。
（委員会の議事及び運営に関し必要な事項）
第13条　第6条から前条までに定めるもののほか，委員会の議事及び運営に関し必要な事項は，委員会が別に定める。
（専門委員会）
第14条　委員会に，専門の事項を調査又は審議するため，専門委員会を置くことができる。
2　専門委員会に関する事項は，委員会が別に定める。
（事務）
第15条　委員会の事務は，医学部研究支援課において行う。
（雑則）
第16条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則
この規程は，平成19年1月1日から施行する。

附　則（平成20年3月28日）
この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月31日)

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年1月26日)

この規程は，平成22年1月26日から施行する。

附　則(平成28年3月31日)

この規程は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日)

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成31年2月28日)

この規程は，平成31年3月1日から施行し，改正後の第15条の規定は，平成30年7月1日から適用する。

附　則(令和3年3月30日)

この規程は，令和3年4月1日から施行する。

神戸大学の学術研究に係る行動規範

平成18年10月26日制定
令和4年11月1日改正

学術研究は、研究者の内発的な知的好奇心を源とするものであり、その成果は、世界の平和、人類の進歩及び地球環境の保全に貢献するものである。この意味において崇高な営みである学術研究を持続的に進展させるためには、研究者に対し学術研究の自由と研究者の自治が保障される必要があるが、同時に、研究者自身による倫理的な自律が要求される。

学術研究にあっては、その基礎となる数値等のデータが公開され、追試を通じたその成果の再現可能性が確認されてはじめて、その成果の独創性を誇ることができるのであって、架空のデータに依拠することがあってはならない。また、学術研究とは、自己の所説と先行業績との差異や優位性を明らかにする行為であるから、先行業績の盗用は排斥されなければならない。更に、学術研究の成果について特許権等を取得する場合には、技術を社会に公開する代償として権利が与えられるという特許制度の趣旨に鑑て、不正な出願を行うことは許されない。

国立大学法人における学術研究は国費である運営費交付金や外部資金等によって支えられていることから、研究資金の不適正な使用は、国民の負託を裏切り、大学の社会的信用を失墜させる結果となるため、研究者には不正の誹りを招くことのない姿勢が求められる。

研究者も、そしてその研究者に学術研究の場を提供している大学も、社会の一員であり、社会に対し法的、道義的な責任を負う存在である。とりわけ、大学における学術研究は、一度その管理を過てば社会に対し深刻な被害を与えるおそれがある素材及び事象も扱っていることを、研究者は自覚しなければならない。

学術研究の過程において、研究者が他人の個人情報に触れる機会は多い。例えば、医学における臨床研究では、ヒトの病状などの個人情報を扱うこととなる。また、大学は教育機関であるから、学生の個人情報も扱うこととなる。したがって、大学において学術研究に携わる者は、個人情報の管理に万全の注意を払うことが求められる。

大学における学術研究は、多数の、そして国籍、性別、年齢等において多様な研究者の共同作業によって支えられている。研究者の業績評価等に際して、国籍、性別、年齢等による差別があってはならないし、共同作業の過程において、権限の濫用によるハラスメントもあってはならない。

国立大学の法人化以降、研究者たる教員が企業等の役員を兼ね、弁護士や弁理士等として登録するなどその活動範囲が更に広がっている。これにより、教員が利益相反の事態を招来させる危険性もある。

これらのことから今般、神戸大学において「神戸大学の学術研究に係る行動規範」を定めるものである。神戸大学において学術研究に携わるすべての者は、法令を遵守すべきことはもちろんのこと、以下に定められた行動規範の遵守についても、今まで以上に厳しい自律が要請されていることを、強く自覚すべきである。

1.学術研究における不正行為の防止
研究者は、自らの研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為（ミスコンダクト）を行わないことはもとより、研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究・教育環境の整備に努めなければならない。

2.研究成果の発表の在り方
研究者は、発表する研究データの信頼性の確保に向けて最善の努力を払うとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢としなければならない。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既発表類似データの再利用などについて、各研究分野や学術誌などにある慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

3.研究費の適正な使用
研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用に当たっては、研究助成（補助、委託）目的等を最大限に尊重するとともに、各研究費ごとに定められた助成（補助、委託）条件や使用ルール等を遵守しなければならない。

4.環境・安全への配慮、生命倫理の尊重
研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、本学規則、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けるとともに、特に、ヒトや動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重しなければならない。

5.研究成果・研究材料の共有、守秘義務の遵守、個人情報の保護
研究者は、自らの公表済みの研究成果並びに研究材料を広く研究者コミュニティーに開放し、他の研究者が必要に応じて利用できるよう努めなければならない。一方で、協力研究契約や知的財産権に係るものに関しては、所定の守秘義務を遵守するとともに、他の研究者の未発表研究成果、特に論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務を厳密に遵守しなければならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め適正な取扱いを行うものとする。

6.差別やハラスメントの排除
研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受けるものに不利益を与えるような言動をとらない。

7.利益相反の適切なマネジメント
研究者は、自らの研究行動に当たって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、情報公開を行って適切なマネジメントを行うものとする。

8.研究指導者の責務
研究指導者は、研究グループ内における研究データ・資料の適切な取扱いと管理・保存を責任をもって行うとともに、研究グループ内の研究者が各自の能力を十分に発揮できるような研究環境の整備に努め、各研究者の貢献度の客観的評価を通じて公正なグループ運営を行うものとする。また、研究グループ内の研究者全員に本行動規範の内容を周知徹底し、規範を逸脱することのないように最善の配慮を払わなければならない。

○神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則

（平成18年10月26日制定）

改正　平成19年3月29日　平成19年5月31日　平成20年3月28日
平成21年3月31日　平成22年4月1日　平成22年4月20日
平成22年6月22日　平成24年3月21日　平成25年3月27日
平成25年9月27日　平成26年3月27日　平成27年3月23日
平成27年9月30日　平成27年11月30日　平成28年3月22日
平成28年9月30日　平成29年3月31日　平成31年2月28日
令和元年9月30日　令和2年3月31日　令和3年3月30日
令和3年6月29日　令和3年9月30日　令和4年3月31日
令和4年9月30日　令和4年10月25日　令和6年3月27日

目次

第1章　総則（第1条－第3条）
第2章　不正行為防止のための体制（第4条－第10条）
第3章　調査申立て等の受付（第11条－第14条）
第4章　関係者の取扱い（第15条－第17条）
第5章　事案の調査（第18条－第24条）
第6章　不正行為等の裁定（第25条－第34条）
第7章　啓発等（第35条・第36条）
第8章　雑則（第37条－第39条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は，神戸大学の学術研究に係る行動規範（平成18年10月26日制定。以下「学術研究行動規範」という。）を受け，同規範のうち，学術研究における不正行為を防止するとともに，研究成果の発表を適切に実施するため，神戸大学（以下「本学」という。）において構成員が，学術研究活動に際し遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）及び遵守事項に違反する行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めることを目的とする。

2　本学における遵守事項及び遵守事項に違反する行為の有無に係る調査等については，研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）及びその他の関係法令等に定めるもののほか，この規則の定めるところによるものとする。

（定義）

第2条　この規則において「不正行為」とは，学術研究活動において故意又は構成員としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる，次の各号に掲げる行為をいう。

(1)　捏造　研究成果の作成又は報告の過程において，データ（実験，観測，観察又は解析により得られる数値又は情報をいう。以下同じ。）として実在しないものを使用すること。

(2)　改ざん　研究成果の作成又は報告の過程において実在するデータを改変して使用すること。

(3)　盗用　研究成果の作成又は報告の過程において先行する他人の研究成果（未公表のものを含む。）を他人のものであることを知りながら，それを示さないで使用すること。

(4)　上記各号以外の研究活動上の不適切な行為（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿，論文著作者が適正に公表さ

れない不適切なオーサーシップ等)であって，科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

2　この規則において「就業規則等」とは，国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)，国立大学法人神戸大学船員就業規則(平成16年4月1日制定)，国立大学法人神戸大学特命職員就業規則(平成18年3月28日制定)，国立大学法人神戸大学特定有期雇用医療職員就業規則(平成18年3月28日制定)，国立大学法人神戸大学再雇用職員就業規則(平成16年4月1日制定)，国立大学法人神戸大学定年前再雇用職員就業規則(令和6年3月25日制定)，国立大学法人神戸大学準正規職員就業規則(平成27年3月23日制定)，国立大学法人神戸大学非常勤職員就業規則(平成16年4月1日制定)及び国立大学法人神戸大学外国人研究員取扱規則(平成16年4月1日制定)をいう。

3　この規則において「構成員」とは，役員，就業規則等の適用を受ける者及び学生並びに本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

4　この規則において「部局」とは，各機構，各学部，各研究科，高等学術研究院，経済経営研究所，附属図書館，医学部附属病院，附属学校部，附属中等教育学校，明石地区附属学校，附属特別支援学校，各学内共同教育研究推進組織，農学研究科附属食資源教育研究センター，各学内共同管理・支援組織，産官学連携本部，地域連携推進本部，DX・情報統括本部，カーボンニュートラル推進本部，ウェルビーイング推進本部及び事務局(戦略企画室，国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)第18条第1項の規定により設置される室，監査室及び内部統制室を含む。)をいう。

(構成員の責務)

第3条　構成員は，不正行為を行ってはならず，また，他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2　構成員は，研究者倫理及び関係法令等に関する研修又は授業科目等(以下「研修等」という。)を受講しなければならない。

3　構成員は，研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに，第三者による検証可能性を担保するため，実験・観察記録ノート，実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し，開示の必要性及び相当性が認められる場合には，これを開示しなければならない。

4　構成員は，発表する研究データの信頼性を確保し，また，他の研究者の研究成果の引用にあたっては，公正かつ適切な引用を行わなければならない。

第2章　不正行為防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条　学長は，本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し，最終責任を負う者として，公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理等統括管理責任者)

第5条　本学に，研究倫理等統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)を置き，学長が指名する理事をもって充てる。

2　統括管理責任者は，学長を補佐し，本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する業務を統括する責任と権限を有し，本学の公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条　本学に，研究倫理教育責任者を置き，部局の長をもって充てる。

2　研究倫理教育責任者は，部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する業務を掌理する責任と権限を有し，部局における公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるとともに，研究倫理の向上及び不正行為の防止等のために，部局の構成員に対して研究倫理に関する教育を定期的に行うものとする。

(学術研究不正行為防止委員会)

第7条　本学に研究倫理の向上及び不正行為の防止のため，神戸大学学術研究不正行為防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第8条　防止委員会は，次に掲げる事項を行う。

(1)　構成員に対する学術研究倫理の保持及び啓発に係る研修等の企画及び実施に関すること。

(2)　不正行為の予備調査及び調査に関すること。

(3)　他機関における不正行為の防止に関する情報の収集及び分析に関すること。

(4)　その他不正行為の防止に関すること。

(組織)

第9条　防止委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1)　統括管理責任者

(2)　評議員のうち学長が指名する者2人

(3)　次に掲げる研究科等の教員のうち，学長が指名する者各1人

イ　人文学研究科，国際文化学研究科又は人間発達環境学研究科

ロ　法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，国際協力研究科又は経済経営研究所

ハ　理学研究科，工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科又は海事科学研究科

ニ　医学研究科，保健学研究科又は医学部附属病院

(4)　事務局長

(5)　学術研究行動規範について専門的知識を有する学外者1人

(6)　法律の専門的知識を有する学内者又は学外者若干人

(7)　その他学長が必要と認めた者若干人

2　委員は，学長が任命する。

3　第1項第3号，第5号及び第6号に規定する委員の任期は2年とし，委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

4　防止委員会に委員長を置き，統括管理責任者をもって充てる。

5　学長は，防止委員会が特定の調査申立てについて前条第2号に規定する事項の審議を行うに当たり，当該案件の特殊性に応じた専門的知識が必要であると認めるときは，専門的知識を有する学内者又は学外者を，任期を定めて第1項第7号に規定する委員として任命することができる。

6　防止委員会委員長は，特に必要と認めたときは，第1項第2号，第3号及び第6号に定める委員に代えて，他の教員を臨時委員に指名することができる。

(議事)

第10条　防止委員会は，委員の過半数が出席しなければ議事を開き，議決することができない。

2　議事は，出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

第3章　調査申立て等の受付

（調査申立窓口）
第11条　部局に，不正行為についての調査申立てや相談等に迅速に対応するための窓口（以下「調査申立窓口」という。）を設置する。
2　部局の調査申立窓口の責任者（以下「窓口責任者」という。）は，部局の長（事務局にあっては，学長が指名する者）をもって充てる。
3　学長は，窓口責任者の氏名及び連絡先については，明示するものとする。
（調査申立て）
第12条　不正行為の疑いがあると思料する者は，何人も，書面，ファクシミリ，電子メール，電話又は面談により，調査申立窓口又は防止委員会に対し調査申立てをすることができる。
2　調査申立ては，原則として，顕名により，不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称，不正行為の態様その他事案の内容が明示され，かつ，不正行為とする合理的理由が示されていなければならない。
3　調査申立窓口及び防止委員会は，匿名による調査申立てについて，必要と認める場合には，統括管理責任者と協議の上，これを受け付けることができる。
4　調査申立窓口及び防止委員会は，調査申立てを受け付けたときは，速やかに学長及び統括管理責任者に報告するものとする。学長は，当該調査申立てに関係する部局の長に，その内容を通知するものとする。
5　調査申立窓口及び防止委員会は，調査申立てが郵便による場合など，当該調査申立てが受け付けられたかどうかについて調査申立人が知り得ない場合には，調査申立てが匿名による場合を除き，調査申立人に受け付けた旨を通知するものとする。
6　新聞等の報道機関，研究者コミュニティ又はインターネット等により，不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称，不正行為の態様その他事案の内容が明示され，かつ，不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は，統括管理責任者は，これを匿名の場合に準じて取り扱うことができる。
（調査申立ての相談）
第13条　不正行為の疑いがあると思料する者で，調査申立ての是非や手続きについて疑問がある者（以下「相談者」という。）は，調査申立窓口又は防止委員会に対して相談することができる。
2　調査申立ての意思を明示しない相談があったときは，調査申立て窓口又は防止委員会は，その内容を確認して相当の理由があると認めたときは，相談者に対して調査申立ての意思の有無を書面で確認するものとする。
3　相談の内容が，不正行為が行われようとしている，又は不正行為が求められている等であるときは，調査申立窓口又は防止委員会は，学長及び統括管理責任者に報告するものとする。
4　前項の報告があったときは，学長又は統括管理責任者は，その内容を確認し，相当の理由があると認めたときは，その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。
（調査申立窓口等の義務）
第14条　調査申立ての受付に当たっては，統括管理責任者，調査申立窓口及び防止委員会の委員は，調査申立人の秘密の遵守及び調査の対象となる構成員（以下「調査対象者」という。）の保護を徹底しなければならない。
2　調査申立窓口及び防止委員会の委員は，調査申立てを受け付けるに際し，面談による場合は個室にて実施し，書面，ファクシミリ，電子メール，電話等による

場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど，適切な方法で実施しなければならない。
3　前2項の規定は，前条の規定による相談について準用する。

第4章　関係者の取扱い

（調査申立人等の保護）

第15条　部局の長は，第12条の規定による調査申立て又は第13条の規定による相談（以下「調査申立て等」という。）をしたことを理由とする当該調査申立人又は当該相談者（以下「調査申立人等」という。）の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために，適切な措置を講じなければならない。
2　構成員は，調査申立て等をしたことを理由として，当該調査申立人等に対して，不利益な取扱いをしてはならない。
3　学長は，調査申立人等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は，就業規則等，神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）又は神戸大学名誉教授称号授与規程（平成16年4月1日制定。以下「名誉教授称号授与規程」という。）の規定に従って，その者に対して処分を課すことができる。
4　学長は，悪意に基づく調査申立て等であることが判明しない限り，単に調査申立て等をしたことを理由に当該調査申立人等に対して不利益な措置等を行ってはならない。

（調査対象者の保護）

第16条　構成員は，相当な理由なしに，単に調査申立て等がなされたことのみをもって，当該調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
2　学長は，相当な理由なしに，調査対象者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は，就業規則等，教学規則又は名誉教授称号授与規程の規定に従って，その者に対して処分を課すことができる。
3　学長は，相応な理由なしに，単に調査申立て等がなされたことのみをもって，当該調査対象者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく調査申立て等）

第17条　何人も，悪意に基づく調査申立て等を行ってはならない。この規則において，悪意に基づく調査申立て等とは，調査対象者による不正行為に該当する事実があると思料するに足りる合理的な理由がないことを知りながら行う調査申立て等をいう。

第5章　事案の調査

（予備調査）

第18条　調査申立窓口に対して第12条第1項の規定による調査申立てがあったときは，調査申立窓口は，予備調査を実施する。また，調査申立てが防止委員会にあったときは，調査申立窓口に予備調査を実施させる。調査申立窓口は，予備調査において，調査申立人に対し，不正行為の事実があると思料する根拠の説明又は当該規定に違反する事実の存在を示す証拠の提出を求めることができる。
2　調査申立窓口は，前項の規定による説明又は証拠から，構成員につき不正行為の疑いがあると認めるときは，直ちに，防止委員会にその旨を報告しなければならない。不正行為の疑いがないと認めるときも，同様とする。
3　防止委員会は，前項の報告案件について，防止委員会の調査の適否を判断し，調査申立てを受け付けた日から起算して原則として30日以内にその結果を学長に報告する。
4　学長は，前項の報告に基づき，調査を行うか否かを決定する。

5　学長は，前項の規定に基づき調査を行うことを決定した場合は，防止委員会に当該事案に関する調査を行わせるとともに，関係省庁並びに調査対象者が学外の機関から研究費の助成を受け，又は学外の機関に対し研究費の支給を申請しているときは当該配分機関(以下「関係配分機関」という。)に，調査を行う旨を報告するものとする。
6　学長は，第4項の規定に基づき，調査を行わないことを決定した場合は，その理由を付記し調査申立人に通知する。この場合において，予備調査を実施した調査申立窓口は，関係配分機関又は調査申立人の求めがあった場合に開示することができるよう，予備調査に係る資料等を保存するものとする。
7　予備調査の公正を確保するため，調査対象者，調査申立人又はこれらの者と直接の利害関係を有する者は，予備調査に加わることができない。

(調査委員会の設置)

第19条　防止委員会は，前条第5項の規定による調査の指示があった場合は，調査委員会を設置する。
2　調査委員会の委員は，次に掲げる者とする。
(1)　防止委員会委員長又は防止委員会委員長が指名した防止委員会の委員1人
(2)　防止委員会委員長が防止委員会の議を経て指名した有識者1人
(3)　法律の専門的知識を有する学内者又は学外者1人
(4)　その他防止委員会委員長が必要と認めた者若干人
3　調査委員会に委員長を置き，前項第1号に掲げる者をもって充てる。
4　調査委員会委員の過半数は，本学に属さない外部有識者でなければならない。
5　調査委員会委員のうち，調査申立人又は調査対象者と直接の利害関係を有する者は，委員となることができない。
6　第10条の規定は，調査委員会に準用する。

(調査の通知)

第20条　防止委員会は，調査委員会を設置したときは，調査委員会委員の氏名及び配置先又は所属を調査申立人及び調査対象者に通知する。
2　前項の通知を受けた調査申立人及び調査対象者は，通知された日から起算して7日以内に，書面により，防止委員会に対して調査委員会委員について忌避することを申立てることができる。
3　防止委員会は，前項の忌避申立てがあった場合は，当該申立ての内容を審査し，その内容が妥当であると判断したときは，当該申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに，その旨を調査申立人及び調査対象者に通知する。

(証拠の保全)

第21条　調査委員会は，他の方法により事実の適正な認定に必要な資料を入手することが困難であると認めるとき又は事実の適正な認定に必要な資料が隠滅されるおそれがあると認めるときは，証拠の保全のため，次の措置を命ずることができる。
(1)　調査対象者に対し，調査対象場所を指定し，当該場所に立ち入ることを禁ずること。
(2)　調査対象者が，利害関係人として調査委員会の指定した者と連絡をとることを禁ずること。
(3)　指定された調査対象場所から，調査対象者及び調査委員会の指定する者が，調査委員会の指定する物品を持ち出すことを禁ずること。
(4)　調査対象場所を，期間を定めて閉鎖すること。

2　調査委員会は，前項各号に掲げる命令を発するに当たり，調査対象者に弁明の機会を与えることを要しない。ただし，前項第4号の命令を発する場合にあっては，当該調査対象場所を管理する部局の長の同意を得るものとし，当該部局の長は，当該部局の業務の遂行に著しい支障を生ずる場合を除き，同意を拒むことができないものとする。

（調査の実施）

第22条　調査委員会は，調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に，調査を開始するものとする。

2　調査委員会は，調査に当たり，調査対象者に弁明の機会を与えなければならない。弁明は，調査対象者の求めに応じて書面又は口頭により行うものとする。

3　調査対象者の弁明を聴取するに当たり，調査委員会は，調査申立てにおいて指摘された当該研究に係る論文，実験・観察記録ノート，実験データその他研究資料(以下「証拠資料」という。)の精査を行うものとする。

4　調査委員会は，調査対象者に対し，再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また，調査対象者から再実験等の申し出があり，調査委員会がその必要を認める場合は，それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第23条　調査対象者は，調査委員会に対する弁明において，自己の行為が不正行為に該当しないと主張するときは，自己の責任において，当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとって行われたこと，並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを，科学的根拠を示して説明しなければならない。

（構成員の調査への協力義務等）

第24条　調査対象者を除く構成員は，調査において，調査委員会から，証言又は証拠の提出等の協力を要請されたときは，当該協力の結果自らが民事上及び刑事上の責任を追及され，又は就業規則等若しくは教学規則の規定による懲戒処分等を受けるおそれがある場合を除き，これに協力しなければならない。

2　調査委員会が，その指定する調査対象場所に立ち入り，調査対象場所から適正な事実の認定に必要な機器，備品等を持ち出すとき又は調査対象者を除く構成員に証言又は証拠の提出等の協力を要請するときは，調査対象場所を管理し，又は協力を要請する構成員の配置されている又は所属する部局の長の指名する者を立ち会わせなければならない。

3　調査対象者を除く構成員は，防止委員会及び調査委員会の命令に違反し，又は防止委員会及び調査委員会による調査を妨害してはならない。

第6章　不正行為等の裁定

（裁定に要する期間）

第25条　調査委員会は，調査を開始した日から起算して原則として150日以内に調査した内容をまとめなければならない。

2　前項に掲げる期間につき，150日以内に裁定を行うことができない合理的な理由がある場合は，その理由及び裁定の予定日を付して学長に申し出て，その承認を得るものとする。

（中間報告）

第26条　学長は，調査の終了前であっても，関係省庁及び関係配分機関の求めに応じて，調査の中間報告を提出するものとする。

（不正行為の認定）

第27条　調査委員会は，調査申立人から説明を受けるとともに，調査によって得られた，物的・科学的根拠，証言，調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して，不正行為か否かの認定について，書面により裁定する。
2　調査委員会は，調査対象者による自認を唯一の根拠として，不正行為であると認定することはできない。
3　調査委員会は，調査対象者の説明及びその他の証拠によって，不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは，不正行為と認定することができる。証拠資料の不存在等，本来あるべき基本的な要素の不足により，調査対象者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも，同様とする。

(裁定)

第28条　調査委員会は，調査対象者による不正行為があったと認定する場合には，その内容及び悪質性，不正行為に関与した者とその関与の度合い，不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割，その他必要な事項の認定について，書面で裁定しなければならない。
2　調査委員会は，調査対象者による不正行為がなかったと認定する場合には，その旨について，書面で裁定しなければならない。この場合において，調査を通じて，調査申立てが悪意に基づくものであると認められるときは，併せて，その旨について，書面で裁定しなければならない。
3　調査委員会は，前項後段の裁定を行うに当たっては，調査申立人に弁明の機会を与えなければならない。
4　調査委員会は，第1項又は第2項に定める裁定を終えたときは，直ちに，防止委員会に報告しなければならない。

(学長等への報告)

第29条　防止委員会は，前条第4項の規定による同条第1項の裁定の報告があったときは，次に掲げる措置について学長に報告しなければならない。
(1)　調査対象者に対して不正行為に該当したことを理由とする就業規則等又は教学規則の規定による懲戒処分，名誉教授称号授与規程の規定による称号の取消し，神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)の規定による学位の取消し等の必要性の要否
(2)　調査対象者に対して不正行為に該当する学術研究活動の停止を命ずる内容の業務命令を発することの要否
(3)　調査対象者に関して不正行為に該当する事実があったことを関係省庁に報告することの要否
(4)　調査対象者が不正行為により作成し，又は報告した研究成果に関して，関係配分機関に対し不正行為があった旨を通知することの要否
(5)　調査対象者が不正行為により作成した研究成果が，国内若しくは国外の媒体に公表されているとき又は公表されることが予定されているときは，公表に関連する機関に対し不正行為があった旨を通知することの要否
(6)　調査対象者が不正行為により作成し，又は報告した研究成果について，本学が職務上の発明として特許その他の知的財産権の付与の手続きを行っているときは，その取下げの要否
(7)　調査対象者が不正行為により作成し，又は報告した研究成果に関して，調査対象者が学内の研究費を受けているときは，支給の差止め及び返還を命ずることの要否
(8)　調査対象者が不正行為により作成し，又は報告した研究成果が，学内において，調査対象者が研究費の受給その他調査対象者への学術研究上の便宜供与

を申請するための根拠とされているときは，申請を審査する部署に対し不正行為があった旨を通知することの要否

(9)　調査対象者が不正行為により作成し，又は報告した研究成果が，調査対象者の配置部局又は所属部局又は他部局における昇任又は採用に関する業績審査の対象とされているときは，当該部局の長に対し不正行為があった旨を通知することの要否

2　防止委員会は，前条第4項の規定による同条第2項の裁定の報告があったときは，次に掲げる措置について学長に報告しなければならない。

(1)　調査対象者による学術研究活動の円滑な再開及び調査対象者の名誉の回復のために必要な措置

(2)　調査対象者に関して不正行為に該当する事実がなかったことを関係省庁及び関係配分機関に報告することの要否

(3)　当該裁定において，構成員である調査申立人による調査申立てが悪意に基づくものと認められているときは，関係省庁及び関係配分機関に対しその旨を通知すること並びに当該調査申立人の氏名の公表，これに対する就業規則等又は教学規則の規定による懲戒処分及び刑事告発の検討の要否

(4)　当該裁定において，構成員でない調査申立人による調査申立てが悪意に基づくものと認められているときは，その所属する機関，関係省庁及び関係配分機関に対しその旨を通知すること並びに当該調査申立人に対する刑事告発の検討の要否

(学長による処置)

第30条　前条の報告において，特定の処置を採ることが必要とされているときは，学長は，速やかにその処置を行うものとする。

2　学長は，前項の処置を行ったときは，調査申立人及び調査対象者に対して，第28条の規定による裁定書の写しを添えて，当該処置の内容を通知しなければならない。同条第2項の裁定があったときは，調査対象者に対して，裁定の公表を求めることができることを，併せて通知しなければならない。

3　学長は，前項の規定により通知を行う場合は，調査申立人及び調査対象者がそれぞれ配置されている又は所属する部局の長についても，同様に通知を行うものとする。

(異議申立て)

第31条　調査申立人及び調査対象者は，第28条の規定による裁定又は前条の処置に対し不服がある場合は，通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし，異議申立ては，1回を限度とする。

2　学長は，異議申立てに関する書面を受理したときは，防止委員会に再審議を指示するものとする。

3　前項の指示を受けた防止委員会は，調査委員会に再審議を行わせるものとする。ただし，異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等，その公正性に係る場合は，学長の判断により，調査委員会に代えて，他の者に再審議させることができる。学長は，調査委員会の交代を行った場合は，その旨を調査申立人及び調査対象者に通知するものとする。

4　学長は，調査対象者から不正行為の裁定に係る異議申立てがあったときは，当該調査申立人に通知するとともに，関係省庁及び関係配分機関に対して異議申立てがあったことを報告する。

5　学長は，悪意に基づく調査申立てと裁定された調査申立人から異議申立て(以下「悪意に基づく異議申立て」という。)があったときは，調査対象者に対して異議申立てがあったことを通知するとともに，関係省庁及び関係配分機関に対して異議申立てがあったことを報告する。

(再審議)

第32条　調査委員会又は前条第3項の規定により調査委員会に代わって再審議する者(以下「再調査委員会」という。)は，前条第1項の異議申立て(悪意に基づく異議申立てを除く。)について，再審議の結果，当該事案の再調査を行うまでもなく，異議申立てを却下すべきものと決定した場合は，防止委員会に報告する。

2　再調査委員会は，前条第1項の異議申立てについて，再審議の結果，当該事案の再調査を行う旨を決定した場合には，防止委員会に報告する。

3　前2項の報告を受けた防止委員会は，速やかに審議の結果を学長に報告するものとする。

4　学長は，前項の報告を受けたときは，異議申立ての却下又は再調査の決定を行い，調査申立人及び調査対象者に当該決定又は再調査について通知するとともに，関係省庁及び配分機関に報告する。

5　再調査委員会は，再調査を開始した日から起算して原則として50日以内(悪意に基づく異議申立てである場合は，再調査を開始した日から起算して原則として30日以内)に調査の結果を覆すか否かを決定し，防止委員会に報告する。

6　前項の報告を受けた防止委員会は，速やかに審議の結果を学長に報告するものとする。

7　学長は，前項の報告に基づき，速やかに，再調査に対する処置を決定し，再調査の結果を調査申立人，調査対象者，調査申立人及び調査対象者がそれぞれ配置されている又は所属する部局の長，調査対象者以外で不正行為に関与したと裁定された者に通知するとともに,関係省庁及び関係配分機関に報告するものとする。調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は，その所属機関にも通知する。

(守秘義務)

第33条　この規則に定める業務に携わるすべての構成員は，業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。構成員でなくなった後も，同様とする。

2　学長は，調査申立人等，調査対象者，調査申立て内容，調査内容及び調査経過について，次条の規定による公開に至るまで，調査申立人等，調査対象者の意に反して外部に漏えいしないよう，これらの秘密保持を徹底しなければならない。

3　学長は，調査申立てに係る事案が外部に漏えいした場合は，調査申立人及び調査対象者の了解を得て，調査中にかかわらず，当該事案について公に説明することができる。ただし，調査申立人又は調査対象者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは，当該者の了解は不要とする。

4　学長，防止委員会委員長又はその他関係者は，調査申立人等，調査対象者，調査協力者又は関係者に通知するときは，調査申立人等，調査対象者，調査協力者又は関係者等の人権，名誉及びプライバシー等を侵害することがないよう配慮しなければならない。

(裁定の公表)

第34条　学長は，不正行為があったと裁定した場合には，速やかに当該裁定の概要を，個人情報又は知的財産の保護等公表しないことに合理的な理由がある場合を除き，公表する。

2　前項における公表内容は，不正行為に関与した者の氏名及び配置先又は所属，不正行為の内容，本学が公表時までに行った措置の内容，調査委員会委員の氏名及び配置先又は所属並びに調査の方法及び手順を含むものとする。
3　前項の規定にかかわらず，不正行為があったと裁定された論文等が，調査申立てがなされる前に取り下げられていたときは，当該不正行為に関与した者の氏名・配置先又は所属を公表しないことができる。
4　不正行為がなかったと裁定された場合には，原則として，裁定は公表しない。ただし，調査対象者が公表を求めた場合，当該事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等の故意によるものでない誤りがあった場合は，裁定を公表するものとする。
5　前項ただし書きにおける公表内容は，不正行為がなかったこと，論文等に故意によるものではない誤りがあったこと，調査対象者の氏名及び配置先又は所属，調査委員会委員の氏名及び配置先又は所属並びに調査の方法及び手順を含むものとする。
6　学長は，悪意に基づく調査申立てが行われたと裁定した場合には，調査申立人の氏名及び配置先又は所属，悪意に基づく調査申立てと裁定した理由，調査委員会委員の氏名及び配置先又は所属並びに調査の方法及び手順を公表する。

第7章　啓発等

(啓発及び再発防止のための活動)

第35条　統括管理責任者は，研究倫理教育責任者と協力して，構成員に対し，この規則の概要について周知させるため，定期的な啓発活動を実施しなければならない。
2　不正行為があったと裁定されたときは，防止委員会は，再発防止のための体制の整備を検討し，個人情報及び知的財産の保護に支障を生じない範囲において，部局と協力して，構成員に対し，違反行為の概要を周知させ，同種の事件の再発を防止するよう啓発しなければならない。

(関係諸機関との連携等)

第36条　防止委員会は，必要に応じて，同様の任務に従事する学外の機関との間で，学術研究行動規範の維持向上のため必要な連絡及び協議を行うことができる。

第8章　雑則

(退職者等への準用)

第37条　過去，本学に構成員として所属していた者について，第12条第1項に規定する調査申立てがあった場合は，その性質に反しない限りにおいて，この規則を準用する。この場合において，第2条中「構成員」とあるのは，「過去，構成員として所属していた者」と，第24条第2項,第30条第3項及び第32条第7項中「配置されている又は所属する部局の長」とあるのは，「本学において最後に配置されていた又は所属していた部局の長」と読み替えるものとする。
2　防止委員会は，過去，本学に構成員として所属していた者につき，その在職中に不正行為に該当した事実の有無について学外の機関から調査を求められた場合又は当該機関が実施する調査への協力を求められた場合において，必要と認めるときは，調査し，又は当該機関の調査に協力することができる。この場合において，第19条から第25条までの規定は，その性質に反しない限りにおいて，本項の定める調査又は調査への協力について準用する。
3　前項の規定に定める調査への協力を実施したときは，その旨を学長に報告するものとする。

（事務）
第38条　防止委員会及び調査委員会の事務は，研究推進部研究推進課において行う。
（雑則）
第39条　この規則に定めるもののほか，不正行為の防止に関する事項並びに防止委員会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は，防止委員会において別に定める。

附　則
この規則は，平成18年10月26日から施行する。

附　則（平成19年3月29日）
1　この規則は，平成19年4月1日から施行する。
2　この規則施行の際現に在任する改正前の神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則第6条第1項第3号イ及びハの規定による委員（以下「旧委員」という。）は，それぞれ改正後の神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則第6条第1項第3号イ及びハの規定による委員とみなし，その任期は，同条第3項の規定にかかわらず，旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附　則（平成19年5月31日）
この規則は，平成19年6月1日から施行する。

附　則（平成20年3月28日）
1　この規則は，平成20年4月1日から施行する。
2　この規則施行の際現に在任する改正前の第6条第1項第3号ニの規定による委員（以下「旧委員」という。）は，改正後の第6条第1項第3号ニの規定による委員とみなし，その任期は，同条第3項の規定にかかわらず，旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附　則（平成21年3月31日）
この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成22年4月1日）
この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附　則（平成22年4月20日）
この規則は，平成22年4月20日から施行し，改正後の神戸大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規則の規定は，平成22年4月1日から適用する。

附　則（平成22年6月22日）
この規則は，平成22年7月1日から施行する。

附　則（平成24年3月21日）
この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成25年3月27日）
この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成25年9月27日)
この規則は，平成25年10月1日から施行する。

附　則(平成26年3月27日)
この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月23日)
この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年9月30日)
この規則は，平成27年10月1日から施行する。

附　則(平成27年11月30日)
この規則は，平成27年12月1日から施行する。

附　則(平成28年3月22日)
この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年9月30日)
この規則は，平成28年10月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日)
この規則は，平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成31年2月28日)
この規則は，平成31年3月1日から施行する。

附　則(令和元年9月30日)
この規則は，令和元年10月1日から施行する。

附　則(令和2年3月31日)
この規則は，令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和3年3月30日)
1　この規則は，令和3年4月1日から施行する。
2　この規則施行の際現に在任する第9条第1項第3号，第5号及び第6号に規定する委員の任期は，同条第3項の規定にかかわらず，令和4年3月31日までとする。

附　則(令和3年6月29日)
この規則は，令和3年7月1日から施行する。

附　則(令和3年9月30日)
この規則は，令和3年10月1日から施行する。

附　則(令和4年3月31日)
この規則は，令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和4年9月30日)
この規則は，令和4年10月1日から施行する。

附　則(令和4年10月25日)

この規則は，令和4年11月1日から施行する。

附　則(令和6年3月27日)

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

○国立大学法人神戸大学職員就業規則

（平成16年4月1日制定）

改正　平成16年11月18日　平成18年1月24日
平成18年3月28日　平成19年3月20日
平成20年3月18日　平成21年3月31日
平成22年3月23日　平成25年3月27日
平成25年11月26日　平成26年3月26日
平成26年11月28日　平成27年3月23日
平成28年3月22日　平成28年9月21日
平成29年3月21日　平成29年9月26日
平成29年9月29日　平成31年3月29日
令和元年11月26日　令和2年3月24日
令和3年3月30日　令和5年3月28日
令和6年3月25日

目次

第1章　総則（第1条－第3条）
第2章　採用（第4条－第9条）
第3章　服務（第10条－第21条）
第4章　労働時間，休日，休暇等（第22条－第29条の3）
第5章　給与（第30条）
第6章　昇任，降任及び評価
第1節　昇任及び降任（第31条－第32条の2）
第2節　評価（第33条）
第7章　人事
第1節　異動（第34条－第36条）
第2節　出張（第37条）
第3節　研修（第38条）
第4節　休職及び復職（第39条－第42条）
第8章　安全，衛生及び災害補償
第1節　安全及び衛生（第43条－第49条）
第2節　災害補償（第50条・第51条）
第9章　女性（第52条－第55条）
第10章　福利厚生（第56条）
第11章　賞罰（第57条－第64条）
第12章　退職，解雇及び退職手当
第1節　退職及び解雇（第65条－第72条）
第2節　退職手当（第73条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この就業規則（以下「規則」という。）は，国立大学法人神戸大学（以下「大学」という。）の教育研究機関としての特性及び社会的役割をふまえて，大学に勤務する職員の労働条件，服務規律その他の就業に関して必要な事項を定める。

2　この規則に定めのない事項については，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第2条　この規則は，大学に勤務する職員に適用する。ただし，準正規職員，非常勤職員，船員法（昭和22年法律第100号）に規定する船員，第67条又は附則第6項の

規定により再雇用する職員，クロスアポイントメント制の適用を受ける職員並びに特命職員及び特定有期雇用医療職員を除く。

2　前項ただし書に該当する職員の就業等に関する事項については，別に定める。

(規則の遵守)

第3条　大学及び職員は，この規則を遵守し，その誠実な履行に努めなければならない。

第2章　採用

(採用)

第4条　職員の採用は，試験又は選考による。

2　職員の採用手続等について必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員採用，降任，解雇等に関する規程(以下「採用等規程」という。)の定めるところによる。

(提出書類)

第5条　職員に採用された者は，採用等規程に定める書類を速やかに提出しなければならない。

2　提出した書類の記載事項に変更があった場合は，その都度速やかに届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第6条　大学は，職員との労働契約の締結に際し，次に掲げる労働条件を明示する。

(1)　労働契約の契約期間に関する事項

(2)　有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)

(3)　就業の場所及び従事する業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)

(4)　始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日休暇並びに労働者を2組以上に分けて働かせる場合における就業時転換に関する事項

(5)　給与の決定，計算及び支払いの方法，給与の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項

(6)　退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(7)　退職手当に関する事項

(8)　期末・勤勉手当に関する事項

(9)　雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

(10)　安全・衛生に関する事項

(11)　研修に関する事項

(12)　災害補償に関する事項

(13)　賞罰に関する事項

(14)　休職に関する事項

2　前項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については，これを記載した文書を交付するものとする。

3　第1項の労働契約の期間内に職員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の適用を受ける期間の定めのない労働契約の締結の申込み(以下「労働契約法第18条第1項の無期転換申込み」という。)をすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては，第1項に定めるもののほか，労働契約法第18条第1項の無期転換申込みに関する事項及び当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち第1項各号に掲げる事項とする。この場合に

おいて，第1項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については，これを記載した書面を交付するものとする。

(赴任)

第7条　職員は，採用後直ちに赴任しなければならない。ただし，住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり，大学の承認を得たときは，この限りでない。

(試用期間)

第8条　職員として採用された者については，採用の日から6月間を試用期間とする。ただし，附属小学校，附属中等教育学校及び附属特別支援学校の教諭については，その期間を1年間とする。

2　大学が必要と認めた場合は，試用期間を6月以内の期間で延長することがある。

3　試用期間中に職員として必要な適格性を欠くと認められた者は，解雇する。

4　第68条から第70条までの規定は，前項の規定に基づいて解雇する場合に，これを適用する。

5　試用期間は，勤続年数に通算する。

(試用期間を設けない特例)

第9条　大学は，特に適格性の判断を必要としないと認められる職員については，試用期間を設けない。

2　前項の規定に基づき試用期間を設けない職員の範囲については，採用等規程の定めるところによる。

第3章　服務

(一般原則)

第10条　職員は，職務上の責任を自覚し，誠実かつ公正に職務を遂行するとともに，大学の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第11条　職員は，勤務中，その職務に専念しなければならない。

(職場規律)

第12条　職員は，上司の業務上の命令，指示に従い，職場の秩序を保持し，互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(遵守事項)

第13条　職員は，次の事項を守らなければならない。

(1)　職務の内外を問わず，大学の信用を傷つけ，その利益を害し，又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(2)　職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3)　許可なく，前号の秘密を利用して競業的行為を行わないこと。

(4)　その職務や地位を私的目的のために用いないこと。

(5)　大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で，喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。

(6)　所定の場所以外で喫煙しないこと。

(7)　大学の設備，物品等を私的に利用しないこと。

(8)　許可なく，学内で業務外の放送，宣伝，集会並びに文書図画の配布，回覧及び掲示をしないこと。

(9)　許可なく，学内で営利を目的とする金品の貸借をし，物品等の売買を行わないこと。

(10)　その他前各号に準じる行為をしないこと。

(公職の候補者への立候補)

第14条　職員は，国会議員，地方公共団体の長，地方公共団体の議会の議員その他の公職(以下この条及び次条において「公職」という。)に立候補するときは，あらかじめその旨を届け出なければならない。
2　前項に定めるもののほか，公職の候補者への立候補については別に定めるところによる。
(公民権行使の保障)
第14条の2　大学は，職員が労働時間中に，選挙権その他公民としての権利を行使し，又は公の職務を執行するために，次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求したときは，これを保障する。ただし，権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは，請求された時刻を変更することがある。
(1)　職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか，最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使するとき。
(2)　職員が裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会，裁判所，地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するとき。
(3)　公職への立候補に伴い公職選挙法に定める選挙運動の期間(立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで)に選挙運動を行うとき。
2　前項第3号の規定により，勤務を行わない期間については，給与を支給しない。
3　前2項に定めるもののほか，公民権行使の保障については別に定めるところによる。
(入構禁止又は退去)
第15条　大学は，職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，学内への入構を禁止し，又は学外への退去を命じることがある。
(1)　職場の風紀秩序を乱し，又はそのおそれのある場合
(2)　火器，凶器等の危険物を所持している場合
(3)　公衆衛生上有害と認められる場合
(4)　その他前各号に準じる就業に不都合と認められる場合
2　前項の規定により入構を禁止したとき，又は所定の終業時刻の前に退去を命じたときは，そのとき以降は欠勤とし，給与を減額する。
(自宅待機)
第16条　大学は，職員を就業させることが不適当と認める場合においては，自宅待機を命じることがある。この場合，給与の減額は行わない。
(職員の倫理)
第17条　職員の倫理について，遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員倫理規程の定めるところによる。
(ハラスメントの禁止)
第18条　職員は，相手の意に反する言動等を行うことにより，相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え，就労，就学，教育及び研究のための環境を悪化させてはならない。
2　ハラスメント(性暴力を含む。以下同じ。)の防止及び禁止に関する事項は，国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。
(兼業の制限)
第19条　職員は，大学の許可を受けなければ，兼業を行ってはならない。

2　職員の兼業について必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員兼業規程の定めるところによる。

（損害賠償）

第20条　大学は，職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合においては，その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

（知的財産の取扱い）

第21条　知的財産について必要な事項は，国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程の定めるところによる。

第4章　労働時間，休日，休暇等

（所定労働時間）

第22条　1日の所定労働時間は8時間とし，休憩時間は45分間とする。

（始業及び終業の時刻等）

第23条　始業時刻，終業時刻及び休憩時間は，次のとおりとする。

(1)　始業時刻　午前8時30分

(2)　終業時刻　午後5時15分

(3)　休憩時間　午後0時15分から午後1時まで

2　業務上の必要がある場合及び育児又は介護を行う職員から申請があった場合には，前項の規定にかかわらず，1日の労働時間が8時間を超えない範囲内で始業時刻，終業時刻及び休憩時間を変更することがある。

3　休憩時間は，これを一斉に付与する。ただし，業務の性質上，一斉付与が適当でない部署においては，労使協定の定めにより交替で休憩時間を付与する。

（交替制）

第24条　大学は，業務上の必要がある場合には，交替制の勤務をとることがある。この場合の始業時刻，終業時刻及び休憩時間は国立大学法人神戸大学職員の労働時間，休日，休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)の定めるところによる。

（休日）

第25条　休日は次のとおりとする。ただし，第28条第2項の規定による育児短時間勤務をする職員については，必要に応じ，当該育児短時間勤務の内容に従い，これらの日に加えて，月曜日から金曜日までの5日間において，休日を設けることができる。

(1)　日曜日

(2)　土曜日

(3)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(4)　12月29日から翌年1月3日までの日(前3号に定める休日を除く。)

(5)　その他大学が指定する日

2　業務の都合により大学が必要と認めた場合は，あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

3　労基法第35条の規定による休日（以下「法定休日」という。）は，第1項第1号の休日とする。ただし，前条並びに労働時間等規程第4条，第5条及び第6条の規定の適用を受ける職員の法定休日は，別に定める。

（休暇の種類）

第26条　休暇は，年次有給休暇，病気休暇及び特別休暇とする。

（労働時間，休日，休暇等）

第27条　前5条に定めるもののほか，労働時間，休日，休暇等について必要な事項は労働時間等規程の定めるところによる。

（育児休業等）
第28条　満3歳に満たない子の養育を必要とする職員は，その申し出により，育児休業を取得することができる。
2　満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は，その申し出により，その職を占めたまま職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。
3　前項のほか，満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は，その申し出により，1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下「育児時間」という。）ができる。
4　育児休業及び育児短時間勤務並びに育児時間の対象者，期間及び取得手続等については，国立大学法人神戸大学職員の育児休業等に関する規程の定めるところによる。
（介護休業等）
第29条　家族に介護を必要とする者がいる職員は，その申し出により，介護休業，介護部分休業又は介護時間（以下「介護休業等」という。）を取得することができる。
2　介護休業等の対象者，期間及び取得手続等については，国立大学法人神戸大学職員の介護休業等に関する規程の定めるところによる。
（自己啓発等休業）
第29条の2　職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発及び国際協力の機会を得ることを目的として，自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）を申請した場合において，業務の遂行に支障がないと認めるときは，自己啓発等休業を取得することができる。
2　自己啓発等休業の対象者，期間及び取得手続等については，国立大学法人神戸大学職員の自己啓発等休業に関する規程の定めるところによる。
（配偶者同行休業）
第29条の3　職員が外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と，当該住所又は居所において生活を共にするための休業（以下「配偶者同行休業」という。）を申請した場合において，業務の遂行に支障がないと認めるときは，配偶者同行休業を取得することができる。
2　配偶者同行休業の対象者，期間及び取得手続等については，国立大学法人神戸大学職員の配偶者同行休業に関する規程の定めるところによる。

第5章　給与

（給与）
第30条　職員の給与について必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。），国立大学法人神戸大学年俸制適用職員給与規程，国立大学法人神戸大学年俸制適用教員（退職手当支給型）給与規程及び国立大学法人神戸大学政策研究職員年俸制給与規程の定めるところによる。
2　大学教員（教授，准教授，専任講師，助教，助手，特任教授，特任准教授，特任講師及び特任助教をいう。以下同じ。）については，国立大学法人神戸大学年俸制適用教員（退職手当支給型）給与規程を適用する。ただし，法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）により派遣される者については適用しない。

第6章　昇任，降任及び評価

第1節　昇任及び降任

（昇任）
第31条　職員の昇任は，選考による。
2　昇任について必要な事項は，採用等規程の定めるところによる。
（降任）
第32条　大学は，職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，降任させることがある。
(1)　勤務成績が不良なとき
(2)　心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えないとき
(3)　職員として必要な適格性を欠くとき
(4)　職員が降任を申し出たとき
2　大学教員を降任させる場合は，学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。
3　前項の通知を受けた教員は，降任がその意に反する場合は，教育研究評議会(以下「評議会」という。)に審査を求めることができる。
4　大学教員以外の職員は，降任の決定がその意に反する場合は，学長に不服申し立てを行うことができる。
5　降任についてその他の必要な事項は，採用等規程の定めるところによる。
（管理監督職等勤務上限年齢制による降任）
第32条の2　大学は，前条に定めるもののほか，職員給与規程に定める管理又は監督の地位にある職(以下「管理監督職」という。)及び管理監督職に準ずる職(以下これらの職を「管理監督職等」という。)を占める職員(大学教員を除く。以下この条において同じ。)で管理監督職等勤務上限年齢(以下「役職定年」という。)に達している職員について，当該役職定年に達した日以後における最初の4月1日に，管理監督職を占める職員にあっては管理監督職以外の職へ，管理監督職に準ずる職を占める職員にあっては管理監督職等以外の職への降任又は配置換(以下「降任等」という。)をするものとする。
2　前項に定めるもののほか，降任等について必要な事項は，採用等規程の定めるところによる。
第2節　評価
（勤務評定）
第33条　大学は，職員の勤務成績について，評定を実施する。
2　大学教員の勤務評定について必要な事項は，国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程の定めるところによる。
3　事務系職員(事務職員及び技術職員(施設系技術職員に限る。)をいう。)の勤務評定について必要な事項は，国立大学法人神戸大学事務系職員人事評価実施規程の定めるところによる。
第7章　人事
第1節　異動
（配置換・出向）
第34条　大学は，業務上の都合により配置換又は出向(以下この条において「異動」という。)を命じることがある。
2　異動を命じられた職員は，正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
3　大学教員を異動させる場合は，学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

4　前項の通知を受けた教員は，異動がその意に反する場合は，評議会に審査を求めることができる。
5　異動を命じられた職員は，保管中の備品，書類その他すべての物品を返還するとともに，後任者に対する業務の引継ぎを完了し，所属長にその旨を報告しなければならない。
6　異動を命じられた場合は，第7条の規定を準用する。
7　出向中は休職とする。
8　出向についてその他の必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員出向規程の定めるところによる。
（転籍）
第35条　大学は，業務上の都合により，職員の同意を得た上で，転籍を命じることがある。
（兼務）
第36条　大学は，業務上の都合により，兼務を命じることがある。
2　兼務について必要な事項は，採用等規程の定めるところによる。
第2節　出張
（出張）
第37条　大学は，業務上必要があると認められる場合には，出張を命じる。
2　職員は，出張を終えたときは，速やかに上司に報告しなければならない。
第3節　研修
（研修）
第38条　大学は，業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため，職員に研修を命じることができる。
2　研修について必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員研修規程の定めるところによる。
第4節　休職及び復職
（休職）
第39条　大学は，職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，休職にする。
(1)　私傷病により，病気休暇の期間が引き続き90日を超え，なお療養を要する場合
(2)　刑事事件に関し起訴され，職務の正常な遂行に支障を来す場合
(3)　水難，火災その他の災害により，生死不明又は所在不明となった場合
(4)　第34条第7項の場合
(5)　前各号に掲げるもののほか，休職にすることが適当と認められる場合
2　試用期間中の職員には，前項の規定を適用しない。
（休職の期間）
第40条　前条第1項第1号及び第3号の事由による休職の期間は，大学が必要に応じ，いずれも3年を超えない範囲内において定める。この場合において，休職の期間が3年に満たないときは，休職を開始した日から3年を超えない範囲でこれを延長することができる。
2　前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は，その事件が裁判所に係属する間とする。ただし，その係属期間が2年を超えるときは，2年とする。
（復職）
第41条　大学は，休職の期間が満了した場合又は休職期間が満了するまでに休職事由が消滅した場合においては，復職を命じる。ただし，第39条第1項第1号の休職

については，職員が休職期間の満了までに復職を願い出て，医師及び大学が休職事由が消滅したと認めた場合に限り，復職を命じる。
2　前項の復職においては，原則として原職に復帰させる。ただし，心身の条件その他を考慮し，他の職務に就かせることがある。
(休職に関し必要な事項)
第42条　前3条に定めるもののほか，休職についてその他の必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員休職規程の定めるところによる。

第8章　安全，衛生及び災害補償

第1節　安全及び衛生

(安全及び衛生の確保に関する措置)
第43条　大学は，労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令に基づき，職員の健康増進と危険防止のために必要な安全及び衛生の確保に関する措置を講じるものとする。
2　職員は，大学の講じる前項の措置に協力しなければならない。
(安全及び衛生教育)
第44条　職員は，大学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。
(非常災害時の措置)
第45条　職員は，火災その他非常災害の発生を発見し，又はその発生のおそれがあることを知った場合においては，緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して，その指示に従い，被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。
(安全及び衛生に関する遵守事項)
第46条　職員は，次の事項を守らなくてはならない。
(1)　常に職場の整理，整頓，清潔に努め，災害防止と衛生の向上に努めること。
(2)　許可なく，安全衛生装置，消火設備，衛生設備その他危険防止のための設備を移動させたり，関連施設に立ち入らないこと。
(3)　安全及び衛生について，上司の命令，指示を守り，これを実行すること。
(健康診断)
第47条　大学は，毎年定期に，職員の健康診断を行わなければならない。
2　前項に定める場合のほか，必要に応じて，全部又は一部の職員に対し，臨時に健康診断を行うことがある。
3　職員は，前2項の健康診断を受けなければならない。ただし，医師による健康診断を受け，その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは，この限りでない。
4　大学は，健康診断の結果に基づいて必要と認める場合においては，職員に就業の禁止，労働時間の制限等，当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
5　職員は，正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。
(就業の禁止)
第48条　大学は，職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，その就業を禁止する。
(1)　病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
(2)　心臓，腎臓，肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかった者
(3)　前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2　大学は，前項の規定により，就業を禁止しようとするときは，あらかじめ，産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

（安全及び衛生に関し必要な事項）

第49条　この節に定めるもののほか，職員の安全衛生管理についてその他の必要な事項は，国立大学法人神戸大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

第2節　災害補償

（業務上の災害）

第50条　職員の業務上の災害については，労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の定めるところにより，同法の各補償給付を受けるものとする。

2　前項に定めるもののほか，大学が行う補償については別に定めるところによる。

（通勤途上の災害）

第51条　職員の通勤途上における災害については，労災保険法に定めるところにより，同法の各給付を受けるものとする。

2　前項に定めるもののほか，大学が行う給付については別に定めるところによる。

第9章　女性

（妊産婦である職員の就業制限等）

第52条　大学は，妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員（以下「妊産婦である職員」という。）を，妊娠，出産，哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

2　妊産婦である職員が請求した場合には，午後10時から午前5時までの間における勤務，又は所定労働時間外の勤務をさせないものとする。

（妊産婦である職員の健康診査）

第53条　大学は，妊産婦である職員が請求した場合には，その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認する。

（妊産婦である職員の業務軽減等）

第54条　大学は，妊産婦である職員が請求した場合には，その者の業務を軽減し，又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2　妊娠中の職員が請求した場合において，その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは，当該職員が適宜休息し，又は補食するために必要な時間，勤務をしないことを承認することができる。

3　妊娠中の職員が請求した場合において，その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは，所定の労働時間の初め又は終わりにおいて，1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

（生理日の就業が著しく困難な職員に対する措置）

第55条　大学は，生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合においては，その者を生理日に勤務させないものとする。

第10章　福利厚生

（宿舎の利用）

第56条　職員の宿舎の利用については，国立大学法人神戸大学宿舎管理規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

第11章　賞罰

（表彰）
第57条　大学は，職員が大学の業務に関し，特に功労があって他の模範とするに足りると認めるときは，表彰する。
2　表彰に関し必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員表彰規程の定めるところによる。
（懲戒）
第58条　大学は，職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，懲戒処分を行う。
(1)　業務上の命令，指示に従わない場合
(2)　正当な理由なく，しばしば欠勤，遅刻，早退するなど勤務を怠った場合
(3)　窃盗，横領，傷害等の刑法犯に該当する行為及び飲酒運転等の道路交通法に違反する行為があった場合
(4)　許可なく兼業を行った場合
(5)　大学の名誉又は信用を傷つけた場合
(6)　素行不良で学内の秩序又は風紀を乱した場合
(7)　経歴を詐称した場合
(8)　故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合
(9)　ハラスメントと認められる行為があった場合
(10)　その他この規則に違反した場合，又は前各号に準じる不都合な行為があった場合
2　大学教員の懲戒処分については，評議会の審査を経て行うものとする。ただし，学域長，基盤域長又は部局長（以下「部局長等」という。）を兼務する者が，部局長等の職務に関連して懲戒処分を受ける場合には，この限りでない。
3　大学教員以外の職員の懲戒処分については，国立大学法人神戸大学職員懲戒規程(以下「懲戒規程」という。)第8条に規定する神戸大学職員懲戒委員会の審査を経て行うものとする。
（懲戒処分の種類等）
第59条　職員の懲戒処分は，その程度に応じ，以下の区分に従って行う。
(1)　譴責　始末書を提出させて，将来を戒める。
(2)　減給　始末書を提出させるほか，給与を減額する。ただし，減給は，1回の額が平均給与の1日分の半額を超え，総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えないものとする。
(3)　停職　6月以内を限度として出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しない。
(4)　諭旨解雇　退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は，懲戒解雇する。
(5)　懲戒解雇　予告期間を設けないで即時に解雇する。この場合，第73条に規定する退職手当は支給しない。
2　懲戒処分を行う場合においては，処分を行うまでの間，職員の出勤を停止し，自宅待機を命じることがある。この場合，給与の減額は行わない。
3　第69条の規定は，第1項第4号及び第5号に基づき懲戒解雇を行う場合において，これを準用する。
（審査の事由の告知）
第60条　懲戒処分の審査を行う場合においては，事前に職員に審査の事由を記載した文書を交付する。
（弁明の請求）

第61条　職員は，前条に規定する文書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に弁明の請求を行うことができる。

（懲戒に関し必要な事項）

第62条　前4条に定めるもののほか，懲戒の手続等について必要な事項は，懲戒規程の定めるところによる。

（訓告等）

第63条　大学は，第59条に規定する懲戒処分を行わない場合においても，服務を厳正にし，規律を保持するために必要と認められる場合においては，職員に対し，訓告又は厳重注意を行うことがある。

（損害賠償と懲戒処分等）

第64条　職員は，第59条又は前条の規定に基づき懲戒処分等を受けた場合においても，第20条の規定に基づく損害賠償を免れないものとする。

第12章　退職，解雇及び退職手当

第1節　退職及び解雇

（退職）

第65条　職員は，次の各号のいずれかに該当する場合においては，退職とする。

(1)　定年に達したとき

(2)　退職を願い出て，大学から承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき

(3)　大学が退職を勧奨し，承諾したとき。

(4)　削除

(5)　職員が，国立大学法人神戸大学職員の早期退職募集に関する規程の定めるところにより，大学の認定を受け，退職すべき期日に至ったとき。

(6)　労働契約の契約期間が満了したとき

(7)　第39条第1項第1号の規定による休職が3年を経過し，なお，休職事由が消滅しないとき

(8)　第39条第1項第2号の規定による休職が2年を経過し，なお，休職事由が消滅しないとき

(9)　国務大臣，国会議員，地方公共団体の長，地方公共団体の議会の議員，その他の公職に就任するとき

(10)　死亡したとき

2　前項第2号，第3号及び第5号の規定により退職する場合において，退職するまでは，従来の職務に従事しなければならない。

（定年及び雇用の上限年齢）

第66条　職員の定年は，次の各号に定めるとおりとする。

(1)　大学教員　満65歳

(2)　前号以外の職員　満65歳

2　定年による退職日は，定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3　期間の定めのある労働契約により採用された職員の雇用の上限年齢については，第1項の規定を準用し，雇用の上限年齢を超えて労働契約を締結又は更新することはできない。

（定年前再雇用）

第67条　大学は，満60歳に達した日以後における最初の3月31日以後に退職（第65条第1項第2号の規定による退職に限る。）した職員（大学教員及び期間の定めのある労働契約により採用された職員を除く。）を，人事評価その他の勤務実績等に基づく選考により，短時間勤務の職（当該職員の1週間当たりの所定労働時間が，常

勤職員の1週間当たりの所定労働時間よりも短い職員をいう。)に再雇用することができる。

(解雇)

第68条　大学は，職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，解雇することができる。

(1)　勤務成績が著しく不良なとき

(2)　心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えないとき

(3)　職員として必要な適格性を欠くとき

(4)　組織の再編，統合又は縮小等の事由により，職員の雇用を継続することが困難となったとき

(5)　その他前各号に準じる重大な事由があるとき

2　大学教員を解雇する場合は，学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。

3　前項の通知を受けた教員は，解雇がその意に反する場合は，評議会に審査を求めることができる。

4　大学教員以外の職員は，解雇の決定がその意に反する場合は，学長に不服申し立てを行うことができる。

5　解雇についてその他の必要な事項は，採用等規程の定めるところによる。

(解雇の制限)

第69条　大学は，前条第1項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する期間においては解雇を行わない。ただし，第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず，労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては，この限りでない。

(1)　業務上負傷し，又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2)　産前産後の職員が，労働時間等規程第24条第8号及び第9号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第70条　大学は，第68条の規定により職員を解雇する場合においては，少なくとも30日前に本人に予告しなければならない。30日前に予告しない場合においては30日分の，労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)を支払わなければならない。ただし，天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては，この限りでない。

2　前項の予告の日数は，1日について平均賃金を支払った場合においては，その日数を短縮することができる。

3　第1項の規定は，試用期間中の職員を14日以内に解雇する場合においては，適用しない。

(退職時及び退職後の責務)

第71条　退職した者又は解雇された者は，後任者に対し速やかに業務の引継を行い，その旨を所属長に報告しなければならない。

2　退職した者又は解雇された者は，保管中の備品，書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。

3　退職した者又は解雇された者は，在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（退職証明書）
第72条　大学は，退職した者又は解雇された者が，退職証明書の交付を請求したときは，遅滞なくこれを交付する。
2　大学は，職員が第70条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までにおいて，当該解雇の理由について証明書を請求したときは，遅滞なくこれを交付する。ただし，職員が解雇の予告がされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合においては，当該退職の日以後，これを交付することを要しない。

第2節　退職手当

（退職手当）
第73条　職員の退職手当について必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員退職手当規程の定めるところによる。

附　則

1　この規則は，平成16年4月1日から施行する。
2　第33条第2項及び第3項に規定する者以外の職員の勤務評定については，なお従前の例による。
3　削除
4　この規則施行の際現に休職中である者は，この規則の規定により休職しているものとみなす。ただし，国家公務員法第79条第2号の規定により休職中である者の休職期間については，第40条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。
5　令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間における職員（大学教員を除く。）への第66条第1項の適用については，次の表の左欄に掲げる期間に応じ，同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。

期間	年齢
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

6　大学は，この規則の一部を改正する規則（令和6年3月25日制定）による改正前の第66条の規定により定年退職する者及び令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に改正後の第66条の規定により定年退職となる者であって，再雇用を希望し，解雇又は退職の事由に該当しない者については，高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき，満65歳に達する日以後における最初の3月31日まで再雇用する。

附　則（平成16年11月18日）
この規則は，平成17年4月1日から施行する。

附　則（平成18年1月24日）
この規則は，平成18年1月24日から施行する。

附　則（平成18年3月28日）
この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成19年3月20日）
この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年3月18日)

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成21年3月31日)

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成22年3月23日)

1　この規則は，平成22年4月1日から施行する。

2　第66条第1項第1号の規定にかかわらず，生年月日が次の表の左欄に掲げる期間に含まれる大学教員の定年は，同表の右欄に掲げるとおりとする。

生年月日が含まれる期間	定年
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの期間	満64歳

3　生年月日が前項の表の左欄に掲げる期間より前である大学教員の定年は，なお従前の例による。

附　則(平成25年3月27日)

この規則は，平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成25年11月26日)

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月26日)

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成26年11月28日)

この規則は平成27年1月1日から施行する。

附　則(平成27年3月23日)

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月22日)

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年9月21日)

この規則は，平成28年10月1日から施行する。

附　則(平成29年3月21日)

1　この規則は，平成29年4月1日から施行する。

2　改正後の第29条第1項の規定は，平成29年1月1日から適用する。

附　則(平成29年9月26日)

この規則は，平成29年10月1日から施行する。

附　則(平成29年9月29日)

この規則は，平成29年10月1日から施行する。

附　則(平成31年3月29日)

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和元年11月26日)

この規則は，令和2年1月1日から施行する。

附　則(令和2年3月24日)

1　この規則は，令和2年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際現に在職する大学教員(学長が定める者を除く。）及び令和2年3月31日までに公募等により国立大学法人神戸大学職員給与規程の適用が承認された者については，改正後の第30条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(令和3年3月30日)

この規則は，令和3年10月1日から施行する。

附　則(令和5年3月28日)

この規則は，令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和6年3月25日)

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

○国立大学法人神戸大学特命職員就業規則

（平成18年3月28日制定）

改正　平成19年3月20日　平成20年3月18日
平成21年4月14日　平成22年3月23日
平成24年6月26日　平成24年11月30日
平成25年1月29日　平成25年3月27日
平成26年3月26日　平成27年3月23日
平成28年3月22日　平成28年9月21日
平成29年3月21日　平成30年1月23日
平成31年3月29日　令和元年9月3日
令和2年3月24日　令和3年3月30日
令和4年2月22日　令和4年3月29日
令和4年9月30日　令和4年11月29日
令和5年3月28日　令和6年3月25日

目次

第1章　総則（第1条－第3条）
第2章　採用（第4条－第8条）
第3章　服務（第9条－第20条）
第4章　労働時間，休日，休暇等（第21条－第27条）
第5章　給与
第1節　総則（第28条－第36条）
第2節　基本年俸（第37条・第38条）
第3節　諸手当（第39条－第43条の4）
第4節　給与の特例等（第44条－第49条）
第5節　雑則（第50条）
第6章　人事
第1節　出張（第51条）
第2節　研修（第52条）
第3節　評価（第52条の2）
第4節　休職及び復職（第53条－第56条）
第7章　安全，衛生及び災害補償
第1節　安全及び衛生（第57条－第63条）
第2節　災害補償（第64条・第65条）
第8章　女性（第66条－第69条）
第9章　福利厚生（第70条）
第10章　賞罰（第71条－第78条）
第11章　退職，解雇及び退職手当
第1節　退職及び解雇（第79条－第84条）
第2節　退職手当（第85条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この就業規則（以下「規則」という。）は，国立大学法人神戸大学（以下「大学」という。）に期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）により雇用する特命職員の労働条件，服務規律その他の就業に関して必要な事項を定める。

2　この規則に定めのない事項については，労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

3　前2項の規定にかかわらず，クロスアポイントメント制の適用を受ける特命職員の就業等に関する事項については，別に定める。

(定義)

第2条　この規則において「特命職員」とは，国内外の特に優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し，寄附金等の経費により，年俸により雇用される者(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の規定に基づき，期間の定めのない労働契約へ転換したもの(以下「無期雇用特命職員」という。)を含む。)で，次の各号に掲げるものをいう。

(1)　特命教員　特命教授，特命准教授，特命講師，特命助教及び特命助手をいう。

(2)　特命政策研究職員　特命首席政策研究職員，特命上席政策研究職員，特命主任政策研究職員及び特命政策研究職員をいう。

(3)　特命専門職　特命専門員，特命専門職員，特命技術員その他別に定める職名をいう。

(4)　特命教諭

2　特命職員の職務内容については，別表第1に定めるとおりとする。

(規則の遵守)

第3条　大学及び特命職員は，この規則を遵守し，その誠実な履行に努めなければならない。

第2章　採用

(採用方法及び有期労働契約の契約期間)

第4条　特命職員の採用は，選考によるものとし，その選考は，学域会議，教員人事委員会，政策研究支援部人事委員会又は事務局長(以下「学域会議等」という。)の議又は判定に基づき学長が行うものとする。

2　特命職員(無期雇用特命職員を除く。以下この条において同じ。)の有期労働契約の契約期間は，原則として3年を限度とする。ただし，特に大学が必要と認めるものについては，5年を限度として契約期間を定めることができる。

3　前項の規定にかかわらず，大学が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第15条の2第1項の規定の適用を受けると認める者の有期労働契約の契約期間は，10年を限度として定めることができる。

4　前2項に規定する有期労働契約の契約期間には，過去に大学との間で締結された有期労働契約の契約期間(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2第2項に規定する期間を除く。)を含むものとする。

5　国立大学法人神戸大学職員就業規則第66条の規定により定年退職した大学教員が，定年後に引き続いて特命教員として雇用される場合は，第2項の規定にかかわらず，有期労働契約の契約期間は，10年を限度とする。

6　前各項の規定は，職務の特殊性その他のやむを得ない事情があると大学が認めた場合には，適用しないことがある。

(採用前の提出書類)

第5条　特命職員として採用される者は，採用前に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)　履歴書

(2)　卒業(修了)証明書

(3)　免許等資格に関する証明書(写)

(4)　その他大学が必要と認める書類

2　提出した書類の記載事項に変更があった場合は，その都度速やかに届け出なければならない。
3　提出書類に虚偽，経歴の詐称又は記載すべき重要事項に漏れがあるときは，採用を取り消すことがある。
(採用後の提出書類)
第6条　特命職員に採用された者は，次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。
(1)　源泉徴収票(前職のある者で甲欄適用者に限る。)
(2)　給与所得者の扶養控除等申告書
(3)　年金手帳(写)，雇用保険被保険者証(写)(所持者のみ)
(4)　その他大学が必要と認める書類
(労働条件の明示)
第7条　大学は，特命職員との労働契約の締結に際し，次に掲げる労働条件を明示する。
(1)　有期労働契約の契約期間に関する事項(通算契約期間に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)
(2)　就業の場所及び従事する業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)
(3)　始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日休暇並びに労働者を2組以上に分けて働かせる場合における就業時転換に関する事項
(4)　昇給に関する事項
(5)　給与の決定，計算及び支払いの方法並びに給与の締切及び支払いの時期に関する事項
(6)　退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
(7)　退職手当に関する事項
(8)　期末・勤勉手当に関する事項
(9)　雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
(10)　安全・衛生に関する事項
(11)　研修に関する事項
(12)　災害補償に関する事項
(13)　賞罰に関する事項
(14)　休職に関する事項
2　前項第1号から第9号までに掲げる事項については，これを記載した文書を交付するものとする。
3　第1項の労働契約の期間内に特命職員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の適用を受ける期間の定めのない労働契約の締結の申込み(以下「労働契約法第18条第1項の無期転換申込み」という。)をすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては，第1項に定めるもののほか，労働契約法第18条第1項の無期転換申込みに関する事項及び当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち第1項各号に掲げる事項とする。この場合において，第1項第1号から第9号までに掲げる事項については，これを記載した書面を交付するものとする。
(赴任)
第8条　特命職員は，採用後直ちに赴任しなければならない。ただし，住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり，大学の承認を得たときは，この限りでない。

第3章　服務

（一般原則）

第9条　特命職員は，職務上の責任を自覚し，誠実かつ公正に職務を遂行するとともに，大学の秩序の維持に努めなければならない。

（職務専念義務）

第10条　特命職員は，勤務中，その職務に専念しなければならない。

（職場規律）

第11条　特命職員は，上司の業務上の命令，指示に従い，職場の秩序を保持し，互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

（遵守事項）

第12条　特命職員は，次の事項を守らなければならない。

(1)　職務の内外を問わず，大学の信用を傷つけ，その利益を害し，又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(2)　職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3)　許可なく，前号の秘密を利用して競業的行為を行わないこと。

(4)　その職務や地位を私的目的のために用いないこと。

(5)　大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で，喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。

(6)　所定の場所以外で喫煙しないこと。

(7)　大学の設備，物品等を私的に利用しないこと。

(8)　許可なく，学内で業務外の放送，宣伝，集会並びに文書図画の配布，回覧及び掲示をしないこと。

(9)　許可なく，学内で営利を目的とする金品の貸借をし，物品等の売買を行わないこと。

(10)　その他前各号に準じる行為をしないこと。

（公職の候補者への立候補）

第13条　特命職員は，国会議員，地方公共団体の長，地方公共団体の議会の議員その他の公職(以下この条及び次条において「公職」という。)に立候補するときは，あらかじめその旨を届出なければならない。

2　前項に定めるもののほか，公職の候補者への立候補については別に定めるところによる。

（公民権行使の保障）

第13条の2　大学は，特命職員が労働時間中に，選挙権その他公民としての権利を行使し，又は公の職務を執行するために，次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求したときは，これを保障する。ただし，権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは，請求された時刻を変更することがある。

(1)　特命職員が公職選挙法(昭和25年法律第100号)に規定する選挙権のほか，最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使するとき。

(2)　特命職員が裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会，裁判所，地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するとき。

(3)　公職への立候補に伴い公職選挙法に定める選挙運動の期間(立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで)に選挙運動を行うとき。

2　前項第3号の規定により，勤務を行わない期間は，給与を支給しない。

3　前2項に定めるもののほか，公民権行使の保障については別に定めるところによる。

（入構禁止又は退去）
第14条　大学は，特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，学内への入構を禁止し，又は学外への退去を命じることがある。
(1)　職場の風紀秩序を乱し，又はそのおそれのある場合
(2)　火器，凶器等の危険物を所持している場合
(3)　公衆衛生上有害と認められる場合
(4)　その他前各号に準じる就業に不都合と認められる場合
2　前項の規定により入構を禁止したとき，又は所定の終業時刻の前に退去を命じたときは，そのとき以降は欠勤とし，給与を減額する。
（自宅待機）
第15条　大学は，特命職員を就業させることが不適当と認める場合においては，自宅待機を命じることがある。この場合，給与の減額は行わない。
（特命職員の倫理）
第16条　特命職員の倫理について，遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員倫理規程を準用する。
（ハラスメントの禁止）
第17条　特命職員は，相手の意に反する言動等を行うことにより，相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え，就労，就学，教育及び研究のための環境を悪化させてはならない。
2　ハラスメント(性暴力を含む。以下同じ。)の防止及び禁止に関する事項は，国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。
（兼業の制限）
第18条　特命職員は，大学の許可を受けなければ，兼業を行ってはならない。
2　兼業について必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員兼業規程を準用する。
（損害賠償）
第19条　大学は，特命職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合においては，その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。
（知的財産の取扱い）
第20条　知的財産について必要な事項は，国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程を準用する。

第4章　労働時間，休日，休暇等

（所定労働時間）
第21条　1日の所定労働時間は8時間とし，休憩時間は45分間とする。
（始業及び終業の時刻等）
第22条　始業時刻，終業時刻及び休憩時間は，次のとおりとする。
(1)　始業時刻　午前8時30分
(2)　終業時刻　午後5時15分
(3)　休憩時間　午後0時15分から午後1時まで
2　業務上の必要がある場合及び育児又は介護を行う特命職員から申請があった場合には，前項の規定にかかわらず，1日の労働時間が8時間を超えない範囲内で始業時刻，終業時刻及び休憩時間を変更することがある。
3　休憩時間は，これを一斉に付与する。ただし，業務の性質上，一斉付与が適当でない部署においては，労使協定の定めにより交替で休憩時間を付与する。
（休日）

第23条　休日は次のとおりとする。ただし，第26条第2項の規定による育児短時間勤務をする特命職員については，必要に応じ，当該育児短時間勤務の内容に従い，これらの日に加えて，月曜日から金曜日までの5日間において，休日を設けることができる。

(1)　日曜日

(2)　土曜日

(3)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。)に定める休日

(4)　12月29日から翌年1月3日までの日(前3号に定める休日を除く。)

(5)　その他大学が指定する日

2　業務の都合により大学が必要と認めた場合は，あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。

3　労基法第35条の規定による休日(以下「法定休日」という。)は，第1項第1号の休日とする。ただし，国立大学法人神戸大学職員の労働時間，休日，休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)第4条，第5条及び第6条の規定の適用を受ける特命職員の法定休日は，別に定める 。

(休暇の種類)

第24条　休暇は，年次有給休暇，病気休暇及び特別休暇とする。

(労働時間，休日，休暇等)

第25条　前4条に定めるもののほか，労働時間，休日，休暇等について必要な事項は，労働時間等規程を準用する。

(育児休業等)

第26条　満3歳に満たない子の養育を必要とする特命職員は，その申し出により，育児休業を取得することができる。

2　満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする特命職員は，その申し出により，その職を占めたまま特命職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。

3　前項のほか，満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする特命職員は，その申し出により，1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下「育児時間」という。)ができる。

4　育児休業及び育児短時間勤務並びに育児時間の対象者，期間及び取得手続等については，国立大学法人神戸大学職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業規程」という。)の定めるところによる。

(介護休業等)

第27条　家族に介護を必要とする者がいる特命職員は，その申し出により，介護休業，介護部分休業又は介護時間(以下「介護休業等」という。)を取得することができる。

2　介護休業等の対象者，期間及び取得手続等については，国立大学法人神戸大学職員の介護休業等に関する規程(以下「介護休業規程」という。)の定めるところによる。

第5章　給与

第1節　総則

(給与の種類)

第28条　特命職員の給与は，基本年俸及び諸手当とする。

2　諸手当の種類は，通勤手当，特定調整手当，特殊勤務手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当，宿日直手当及び研究代表者等特別手当とする。

(給与の支給日等)

第29条　基本年俸は，その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として，毎月17日に支給する。ただし，その日が日曜日に当たるときは前々日，その日が土曜日に当たるときは前日，その日が休日に当たるときは翌日とする。
2　基本給は毎月末を締切日とし，各月の末日までに，欠勤等の事由により，前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に差額が生じた場合には，原則として，翌月の基本給において，これを精算する。ただし，やむを得ない事由がある場合には，その精算時期を遅らせることがある。
3　通勤手当及び特定調整手当は，基本給の支給日に，その他の手当は，当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし，事務処理上やむを得ない事情がある場合には，翌月又は翌々月に支給することがある。
4　研究代表者等特別手当は，12月10日に支給する。ただし，その日が日曜日に当たるときは前々日，その日が土曜日に当たるときは前日とする。
(給与の支払)
第30条　特命職員の給与は，通貨で直接特命職員にその全額を支払うものとする。ただし，特命職員が希望した場合は，その者の預金又は貯金への振込みの方法により給与を支払うものとする。
2　次に掲げるものは，給与から控除するものとする。
(1)　源泉所得税
(2)　住民税
(3)　共済組合の掛金
(4)　雇用保険の保険料の被保険者負担分
(5)　職員の代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの
(6)　その他法令に別段の定めがあるもの
(日割計算等)
第31条　月の途中で特命職員となった者には，その日から基本給を支給する。
2　特命職員が退職(死亡を除く。第32条において同じ。)し，又は解雇された場合には，その日までの基本給を支給する。
3　特命職員が死亡により退職した場合には，その月までの基本給を支給する。
4　第1項又は第2項の規定により，基本給を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その基本給の額は，その月の現日数から第23条に規定する休日等を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
5　前4項の規定は，特定調整手当の支給について準用する。
(給与の即時払)
第32条　特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合に，特命職員又は権利者の請求があったときは，第29条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし，給与を受ける権利に係争があるときには，この限りでない。
(1)　退職し，又は解雇されたとき。
(2)　死亡したとき。
(給与の非常時払)
第33条　特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合で，かつ，特命職員から請求があったときは，第29条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を日割計算により速やかに支払う。
(1)　特命職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚，出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

(2)　特命職員又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
(3)　特命職員又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
(4)　その他特に必要と認めたとき。
(勤務1時間当たりの給与額の算出)
第34条　第40条から第42条まで及び第48条に規定する勤務1時間当たりの給与額は，基本給及び特定調整手当の月額の合計額を1月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。
(端数計算)
第35条　前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において，その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
(端数の処理)
第36条　この規程により計算した各給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。
第2節　基本年俸
(基本年俸の号俸及び額)
第37条　基本年俸の号俸及び額は，別表第2(基本年俸表)に定めるとおりとする。
(基本年俸の決定)
第38条　新たに特命職員となった者の基本年俸の額は，学域会議等がその者の職務に係る経験，能力等を考慮して決定した号数（特命教員にあっては4号俸以上の号数）の額とする。
2　基本年俸の額は，事業年度単位で定めるものとし，事業年度の途中においては，その額を増減しない。
第3節　諸手当
(通勤手当)
第39条　特命職員には，国立大学法人神戸大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第32条の規定の例に準じて通勤手当を支給する。
(特殊勤務手当)
第39条の2　著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で，給与上特別の考慮を必要とし，かつ，その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する特命職員には，その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
2　特殊勤務手当の種類，支給される特命職員の範囲，支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は，細則で定める。
(超過勤務手当)
第40条　労働時間等規程第11条及び第13条の規定により所定の労働日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた特命職員には，所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して，勤務1時間につき，第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は，100分の150)を超過勤務手当として支給する。
2　労働時間等規程第11条及び第13条の規定により，法定休日以外の休日（法定休日以外の休日に係る労働時間等規程第8条に規定する休日を含む。）及び労働時間等規程第9条に規定する代休日に業務上の必要により勤務することを命ぜられ

た特命職員には，勤務を命ぜられた全時間に対して，勤務1時間につき，第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は，100分の160）を超過勤務手当として支給する。

3　労働時間等規程第8条の規定により，休日をあらかじめ当該週の労働日に振り替えた場合は，当該休日に業務上の必要により所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた特命職員には，所定労働時間を超えて勤務した時間に対して，勤務1時間につき，第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は，100分の160）を超過勤務手当として支給する。

4　前3項の規定にかかわらず，所定労働時間を超えて勤務した時間が1月について60時間を超えた特命職員には，その60時間を超えて勤務した全時間に対して，勤務1時間につき，第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は，100分の175）を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

第41条　労働時間等規程第11条及び第13条の規定により，法定休日（法定休日に係る労働時間等規程第8条に規定する休日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命ぜられた特命職員には，勤務を命ぜられた全時間に対して，勤務1時間につき，第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は，100分の160)を休日給として支給する。

2　前項の規定は，労働時間等規程第4条及び第5条の規定を適用される特命職員にあっては，これらの規定により休日と指定した日について適用するものとする。

（夜勤手当）

第42条　労働時間等規程第12条の規定により所定労働時間が深夜に割り振られた特命職員には，その間に勤務した全時間に対して，勤務1時間につき，第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)。

（宿日直手当）

第43条　特命職員には，給与規程第38条の規定の例に準じて宿日直手当を支給する。

（特定調整手当）

第43条の2　特定調整手当は，次の各号に掲げる特命職員に支給する。

(1)　附属幼稚園に勤務する特命教諭

(2)　医学部附属病院に勤務する特命専門職のうち，保健師助産師看護師法(昭和23年7月30日法律第203号)に定める看護師免許又は助産師免許を有し，その業務に従事する者

2　特定調整手当の月額は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員　その者の基本給の100分の3に相当する額

(2)　前項第2号に掲げる職員　10,000円

（研究代表者等特別手当）

第43条の3　特命職員には，給与規程第41条の規定の例に準じて研究代表者等特別手当を支給する。

（看護職員処遇改善一時金）

第43条の4　第43条の2第1項第2号に掲げる特命職員には，給与規程第44条の4の規定の例に準じて看護職員処遇改善一時金を支給することができる。

第4節　給与の特例等

（業務災害又は通勤災害を受けた場合の給与）

第44条　特命職員が業務上負傷し，若しくは疾病にかかり，又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第49条において同じ。）により負傷し，若しくは疾病にかかり，労働時間等規程第22条に規定する病気休暇により勤務しないことが認められているときは，その病気休暇の期間中，給与の全額（労災保険法第14条による休業補償給付又は休業給付を受ける額（休業特別支給金を含む。）に相当する額を除く額）を支給する。

（休職者の給与）

第45条　特命職員が心身の故障により，第53条第1号の規定による休職にされたときは，その休職の期間中，基本給及び特定調整手当の100分の80を支給することができる。

2　特命職員が刑事事件に関し起訴され，第53条第2号の規定による休職にされたときは，その休職の期間中，基本給及び特定調整手当の100分の60以内を支給することができる。

3　特命職員が第53条第3号の規定に該当し休職にされたときは，その休職の期間中，基本給及び特定調整手当の100分の70以内を支給することができる。

4　休職にされた特命職員には，他の規程に別段の定めがない限り，前3項に定める給与を除く外，他のいかなる給与も支給しない。

（育児休業者等の給与）

第46条　育児休業規程により育児休業又は育児時間を取得して勤務しない特命職員の給与については，次の各号に定めるとおりとする。

(1)　育児休業をしている期間については，給与を支給しない。

(2)　特命職員が育児時間を取得して勤務しない場合には，第48条の規定により減額して給与を支給する。

2　育児短時間勤務をしている特命職員の基本年俸の額は，給与規程第22条の2及び第22条の3の規定の例に準じて，基本年俸の額に，その者の勤務の形態の区分に応じた算出率を乗じて得た額とする。

（介護休業者等の給与）

第47条　介護休業規程により介護休業等を取得して勤務しない場合には，次条の規定により減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第48条　特命職員が勤務しないときは，第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし，第24条に規定する休暇，第62条に規定する就業禁止又は労働時間等規程第16条の規定によりその勤務しないことが認められている場合並びに第13条の2第1項第1号及び第2号に規定する公民権を行使する場合は，減額しない。

2　規則その他規程により勤務しないことが認められている場合であっても，特に給与を減額する旨規定されているときは，前項ただし書の規定にかかわらず，同項本文の定めるところにより減額して支給する。

（俸給の半減）

第49条　前条第1項ただし書の規定にかかわらず，特命職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。）に係る療養のため，又は第61条に規定する疾病に係る就業禁止の措置により，当該療養のための労働時間等規程第22条に規定す

る病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは，その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき，基本給及び特定調整手当の半額を減ずる。

第5節　雑則

（雑則）

第50条　この規則に定めるもののほか，特命職員の給与に関し必要な事項は，別に定める。

第6章　人事

第1節　出張

（出張）

第51条　大学は，業務上必要があると認められる場合には，出張を命じる。

2　特命職員は，出張を終えたときは，速やかに上司に報告しなければならない。

第2節　研修

（研修）

第52条　大学は，業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため，特命職員に研修を命じることができる。

2　研修について必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員研修規程を準用する。

第3節　評価

（勤務評定）

第52条の2　大学は，特命職員（特命政策研究職員並びに国立大学法人神戸大学職員の採用，降任，解雇等に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「採用等規程」という。）別表に規定する事務職員及び技術職員（施設系技術職員に限る。）のうち，係長相当職以上の職を兼務している特命職員に限る。）の勤務成績について，評定を実施する。

2　前項の特命職員の勤務評定について必要な事項は，国立大学法人神戸大学事務系職員人事評価実施規程（平成27年3月23日制定）の定めるところによる。

第4節　休職及び復職

（休職）

第53条　大学は，特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，休職にする。

(1)　私傷病により，病気休暇の期間が引き続き90日を超え，なお療養を要する場合

(2)　刑事事件に関し起訴され，職務の正常な遂行に支障を来す場合

(3)　水難，火災その他の災害により，生死不明又は所在不明となった場合

（休職の期間）

第54条　前条第1号及び第3号に掲げる事由による休職の期間は，大学が必要に応じ，1年を超えない範囲内において定める。この場合において，休職の期間が1年に満たないときは，休職を開始した日から1年を超えない範囲でこれを延長することができる。

2　前条第2号に掲げる事由による休職の期間は，その事件が裁判所に係属する間とする。ただし，その係属期間が1年を超えるときは，1年とする。

（休職中の身分等）

第55条　休職中は，特命職員としての身分を保有するが，職務には従事しない。

2　休職中の特命職員は，休職にされた時占めていた職を保有するものとする。

（復職）

第56条　大学は，休職の期間が満了した場合又は休職期間が満了するまでに休職事由が消滅した場合においては，復職を命じる。ただし，第53条第1号の休職については，特命職員が休職期間の満了までに復職を願い出て，医師及び大学が休職事由が消滅したと認めた場合に限り，復職を命じる。

2　前項の復職においては，原則として原職に復帰させる。ただし，心身の条件その他を考慮し，他の職務に就かせることがある。

第7章　安全，衛生及び災害補償

第1節　安全及び衛生

（安全及び衛生の確保に関する措置）

第57条　大学は，労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令に基づき，特命職員の健康増進と危険防止のために必要な安全及び衛生の確保に関する措置を講じるものとする。

2　特命職員は，大学の講じる前項の措置に協力しなければならない。

（安全及び衛生教育）

第58条　特命職員は，大学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

（非常災害時の措置）

第59条　特命職員は，火災その他非常災害の発生を発見し，又はその発生のおそれがあることを知った場合においては，緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して，その指示に従い，被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。

（安全及び衛生に関する遵守事項）

第60条　特命職員は，次の事項を守らなくてはならない。

(1)　常に職場の整理，整頓，清潔に努め，災害防止と衛生の向上に努めること。

(2)　許可なく，安全衛生装置，消火設備，衛生設備その他危険防止のための設備を移動させたり，関連施設に立ち入らないこと。

(3)　安全及び衛生について，上司の命令，指示を守り，これを実行すること。

（健康診断）

第61条　大学は，毎年定期に，特命職員の健康診断を行わなければならない。

2　前項に定める場合のほか，必要に応じて，全部又は一部の特命職員に対し，臨時に健康診断を行うことがある。

3　特命職員は，前2項の健康診断を受けなければならない。ただし，医師による健康診断を受け，その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは，この限りでない。

4　大学は，健康診断の結果に基づいて必要と認める場合においては，特命職員に就業の禁止，労働時間の制限等，当該特命職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

5　特命職員は，正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。

（就業の禁止）

第62条　大学は，特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，その就業を禁止する。

(1)　病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2)　心臓，腎臓，肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかった者

(3)　前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2　大学は，前項の規定により，就業を禁止しようとするときは，あらかじめ，産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

（安全及び衛生に関し必要な事項）

第63条　この節に定めるもののほか，特命職員の安全衛生管理についてその他の必要な事項は，国立大学法人神戸大学安全衛生管理規程を準用する。

第2節　災害補償

（業務上の災害）

第64条　特命職員の業務上の災害については，労基法及び労災保険法の定めるところにより，同法の各補償給付を受けるものとする。

2　前項に定めるもののほか，大学が行う補償については別に定めるところによる。

（通勤途上の災害）

第65条　特命職員の通勤途上における災害については，労災保険法に定めるところにより，同法の各給付を受けるものとする。

2　前項に定めるもののほか，大学が行う給付については別に定めるところによる。

第8章　女性

（妊産婦である特命職員の就業制限等）

第66条　大学は，妊娠中の特命職員及び産後1年を経過しない特命職員（以下「妊産婦である特命職員」という。）を，妊娠，出産，哺育等に有害な業務に就かせないものとする。

2　妊産婦である特命職員が請求した場合には，午後10時から午前5時までの間における勤務，又は所定労働時間外の勤務をさせないものとする。

（妊産婦である特命職員の健康診査）

第67条　大学は，妊産婦である特命職員が請求した場合には，その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認する。

（妊産婦である特命職員の業務軽減等）

第68条　大学は，妊産婦である特命職員が請求した場合には，その者の業務を軽減し，又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

2　妊娠中の特命職員が請求した場合において，その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは，当該特命職員が適宜休息し，又は補食するために必要な時間，勤務をしないことを承認することができる。

3　妊娠中の特命職員が請求した場合において，その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは，所定の労働時間の初め又は終わりにおいて，1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

（生理日の就業が著しく困難な特命職員に対する措置）

第69条　大学は，生理日の就業が著しく困難な特命職員が請求した場合においては，その者を生理日に勤務させないものとする。

第9章　福利厚生

（宿舎の利用）

第70条　特命職員の宿舎の利用については，国立大学法人神戸大学宿舎管理規程（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

第10章　賞罰

（表彰）

第71条　大学は，特命職員が大学の業務に関し，特に功労があって他の模範とするに足りると認めるときは，表彰する。
2　表彰に関し必要な事項は，国立大学法人神戸大学職員表彰規程を準用する。
（懲戒）
第72条　大学は，特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては，懲戒処分を行う。
(1)　業務上の命令，指示に従わない場合
(2)　正当な理由なく，しばしば欠勤，遅刻，早退するなど勤務を怠った場合
(3)　窃盗，横領，傷害等の刑法犯に該当する行為及び飲酒運転等の道路交通法に違反する行為があった場合
(4)　許可なく兼業を行った場合
(5)　大学の名誉又は信用を傷つけた場合
(6)　素行不良で学内の秩序又は風紀を乱した場合
(7)　経歴を詐称した場合
(8)　故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合
(9)　ハラスメントと認められる行為があった場合
(10)　その他この規則に違反した場合，又は前各号に準じる不都合な行為があった場合
2　特命職員の懲戒処分については，国立大学法人神戸大学職員懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）を準用する。この場合において，規定中「大学教員」とあるのは「特命教員」と，「教員以外の職員」とあるのは「特命政策研究職員，特命専門職又は特命教諭」と読み替えるものとする。
（懲戒処分の種類等）
第73条　特命職員の懲戒処分は，その程度に応じ，以下の区分に従って行う。
(1)　譴責　始末書を提出させて，将来を戒める。
(2)　減給　始末書を提出させるほか，給与を減額する。ただし，減給は，1回の額が平均給与の1日分の半額を超え，総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えないものとする。
(3)　停職　6月以内を限度として出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しない。
(4)　諭旨解雇　退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は，懲戒解雇する。
(5)　懲戒解雇　予告期間を設けないで即時に解雇する。
2　懲戒処分を行う場合においては，処分を行うまでの間，特命職員の出勤を停止し，自宅待機を命じることがある。この場合，給与の減額は行わない。
3　第81条の規定は，第1項第4号及び第5号に基づき懲戒解雇を行う場合において，これを準用する。
（審査の事由の告知）
第74条　懲戒処分の審査を行う場合においては，事前に特命職員に審査の事由を記載した文書を交付する。
（弁明の請求）
第75条　特命職員は，前条に規定する文書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に弁明の請求を行うことができる。
（懲戒に関し必要な事項）
第76条　前4条に定めるもののほか，懲戒の手続等について必要な事項は，懲戒規程を準用する。

（訓告等）
第77条　大学は，第72条に規定する懲戒処分を行わない場合においても，服務を厳正にし，規律を保持するために必要と認められる場合においては，特命職員に対し，訓告又は厳重注意を行うことがある。
（損害賠償と懲戒処分等）
第78条　特命職員は，第72条又は前条の規定に基づき懲戒処分等を受けた場合においても，第19条の規定に基づく損害賠償を免れないものとする。

第11章　退職，解雇及び退職手当

第1節　退職及び解雇

（退職）
第79条　特命職員は，次の各号のいずれかに該当する場合においては，退職とする。
(1)　退職を願い出て，大学から承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき
(2)　労働契約を更新する場合を除き，有期労働契約の契約期間が満了したとき（無期雇用特命職員を除く。）
(3)　第53条第1号の規定による休職が1年を経過し，なお，休職事由が消滅しないとき
(4)　第53条第2号の規定による休職が1年を経過し，なお，休職事由が消滅しないとき
(5)　国務大臣，国会議員，地方公共団体の長，地方公共団体の議会の議員，その他の公職に就任するとき
(6)　死亡したとき
(7)　定年に達したとき(無期雇用特命職員に限る。)
2　前項第1号の規定により退職する場合において，退職するまでは，従来の職務に従事しなければならない。
（雇用の上限年齢及び定年）
第79条の2　特命職員(第4条第5項の規定の適用を受ける者を除く。)の雇用の上限年齢は，満65歳とする。
2　特命職員の年齢が，前項に定める年齢に達した日以後における最初の3月31日を超えて労働契約を締結又は更新することはできない。ただし，大学が特に必要と認めた場合は，この限りではない。
3　無期雇用特命職員の定年については，第1項の規定を準用する。
（解雇）
第80条　大学は，特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合は，解雇することができる。
(1)　勤務成績が著しく不良なとき
(2)　心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えないとき
(3)　特命職員として必要な適格性を欠くとき
(4)　組織の再編，統合又は縮小等の事由により，特命職員の雇用を継続することが困難となったとき
(5)　その他前各号に準じる重大な事由があるとき
2　特命職員は，解雇の決定がその意に反する場合は，学長に不服申し立てを行うことができる。
3　第1項第1号から同項第4号までに掲げる解雇の基準については，採用等規程第13条の規定を準用する。

（解雇の制限）
第81条　大学は，前条第1項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する期間においては解雇を行わない。ただし，第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず，労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては，この限りでない。
(1)　業務上負傷し，又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
(2)　産前産後の特命職員が，労働時間等規程第24条第8号及び第9号の規定により休業する期間及びその後30日間
（解雇予告）
第82条　大学は，第80条の規定により特命職員を解雇する場合においては，少なくとも30日前に本人に予告しなければならない。30日前に予告しない場合においては30日分の，労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)を支払わなければならない。ただし，天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は特命職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては，この限りでない。
2　前項の予告の日数は，1日について平均賃金を支払った場合においては，その日数を短縮することができる。
（退職時及び退職後の責務）
第83条　退職した者又は解雇された者は，後任者に対し速やかに業務の引継を行い，その旨を所属長に報告しなければならない。
2　退職した者又は解雇された者は，保管中の備品，書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。
3　退職した者又は解雇された者は，在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（退職証明書）
第84条　大学は，退職した者又は解雇された者が，退職証明書の交付を請求したときは，遅滞なくこれを交付する。
2　大学は，特命職員が第82条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までにおいて，当該解雇の理由について証明書を請求したときは，遅滞なくこれを交付する。ただし，特命職員が解雇の予告がされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合においては，当該退職の日以後，これを交付することを要しない。

第2節　退職手当

（退職手当）
第85条　特命職員には退職手当は支給しない。

附　則

1　この規則は，平成18年4月1日から施行する。
（給与の臨時特例）
2　平成24年7月1日から平成24年11月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては，職員に対する基本給の支給に当たっては，基本給から，基本給に100分の3.5を乗じて得た額を減ずる。
3　第29条の規定にかかわらず，平成24年度の基本年俸は，当該職員に適用される基本年俸から，特例期間の各月の基本給に100分の3.5を乗じて得た額の合計額を減じた額をもって，基本年俸とする。

4　特例期間においては，第44条及び第45条に規定する給与の支給に当たっては，当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ，当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　第44条の規定により支給する基本給　第2項に定める額

(2)　第45条第1項　第2項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3)　第45条第2項及び第3項　第2項に定める額に，当該各項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

5　特例期間においては，第40条から第42条まで及び第48条に規定する勤務1時間当たりの給与額は，第34条の規定にかかわらず，同条の規定により算出した額から，基本給を1月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に100分の3.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

6　令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間における特命政策研究職員，特命専門職及び特命教諭への第79条の2第1項の適用については，次の表の左欄に掲げる期間に応じ，同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。

期間	年齢
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

7　大学は，この規則の一部を改正する規則(令和6年3月25日制定)による改正前の第79条の2の規定により定年退職する無期雇用特命職員(特命教員以外の特命職員に限る。以下同じ。)及び令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に改正後の第79条の2の規定により定年退職となる無期雇用特命職員であって，再雇用職員(定年退職者を有期労働契約により再雇用する特命教員を除く特命職員をいう。以下同じ。)として就労を希望する者のうち，解雇又は退職の事由に該当しない者については，満65歳に達する日以後における最初の3月31日まで再雇用する。

8　大学は，令和6年4月1日から令和14年3月31日までの間，再雇用職員として就労を希望する次の各号に掲げる者については，前項の規定を準用し，再雇用することがある。

(1)　定年退職時に国立大学法人神戸大学職員就業規則，国立大学法人神戸大学船員就業規則又は国立大学法人神戸大学準正規職員就業規則の適用を受けていた者で，再雇用する年度の前年度に定年退職した者

(2)　国立大学法人神戸大学定年前再雇用職員就業規則の適用を受けていた者で，再雇用する年度の前年度末日に有期労働契約の契約期間の満了により退職した者

(3)　大学から国立大学法人等課長等の課長候補者としての推薦を受け国立大学法人等の課長等に転出した者で，他の機関で定年退職した者

(4)　前3号に規定する者以外の者で，その者の知識及び経験等を考慮し，業務の能率的運営を確保するため特に必要があると本学が認める者

9　再雇用職員の有期労働契約の契約期間は，事業年度を超えない範囲内で更新することができる。

10　前項の規定により，有期労働契約の契約期間を更新する場合には，あらかじめ再雇用職員の同意を得るものとする。

附　則(平成19年3月20日)

1　この規則は，平成19年4月1日から施行する。

2　この規則による改正前の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づき任期を定めて雇用された特命助教授又は特命助手で，改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則(以下「新規則」という。)施行の際引き続き特命准教授又は特命助教として在職することとなる者については，新規則の規定により雇用されたものとみなし，その雇用期間は，新規則の規定にかかわらず，旧規則の規定により定められた雇用期間とする。

附　則(平成20年3月18日)

1　この規則は，平成20年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

2　平成20年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において，この規則による改正前の基本年俸表の適用を受けていた特命職員(雇用期間の終期が同日となる者を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は，切替日の前日においてその者が受けていた基本年俸の額(以下「旧基本年俸の額」という。)と同じ額の号俸とする。この場合において，旧基本年俸の額と同じ額の号俸がないときは，附則別表の基本年俸の額欄に定める同じ額の号俸とする。ただし，第38条第1項の規定に準じて新号俸を決定する場合は，この限りでない。

附則別表

暫定基本年俸表

号俸	基本年俸の額
10	1,104万円
9	1,032万円
8	1,020万円
7	924万円
6	816万円
5	744万円
4	732万円
3	564万円
2	480万円
1	456万円

備考　この表の適用を受ける特命職員のうち，医師法(昭和23年法律第201号)に定める医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に定める歯科医師免許証を有する者の基本年俸の額は，この表の額に60万円をそれぞれ加算した額とする。

附　則(平成21年4月14日)

この規則は，平成21年4月14日から施行し，改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則の規定は，平成21年4月1日から適用する。

附　則(平成22年3月23日)

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成24年6月26日)

この規則は，平成24年7月1日から施行する。

附　則(平成24年11月30日)

この規則は，平成24年12月1日から施行する。

附　則(平成25年1月29日)

この規則は，平成25年2月1日から施行する。

附　則(平成25年3月27日)

1　この規則は，平成25年4月1日から施行する。

2　平成25年3月31日に特命職員として在職する者で，この規則施行の際引き続き特命職員として在職する者の有期労働契約の期限，更新及び通算については，改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則第4条及び第79条の2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において，この規則による改正前の基本年俸表の適用を受けていた特命職員(有期労働契約の契約期間の終期が同日となる者を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は，切替日の前日においてその者が受けていた基本年俸の額と同じ額の号俸とする。ただし，第38条第1項の規定に準じて新号俸を決定する場合は，この限りでない。

附　則(平成26年3月26日)

1　この規則は平成26年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則第49条の規定の適用については，同条中「負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。)に係る療養のため，又は第61条に規定する疾病に係る就業禁止の措置」とあるのは「施行日前からの結核性疾患」と，「90日」とあるのは「1年」とする。

附　則(平成27年3月23日)

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月22日)

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年9月21日)

この規則は，平成28年10月1日から施行する。

附　則(平成29年3月21日)

1　この規則は，平成29年4月1日から施行する。

2　改正後の第27条第1項及び第47条の規定は，平成29年1月1日から適用する。

附　則(平成30年1月23日)

この規則は，平成30年1月23日から施行する。

附　則(平成31年3月29日)

1　この規則は，平成31年4月1日から施行する。

2　平成31年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において，この規則による改正前の基本年俸表の適用を受けていた特命職員(有期労働契約の契約期間の終期

が同日となる者を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は，切替日の前日においてその者が受けていた基本年俸の額と同じ額の号俸とする。ただし，第38条第1項の規定に準じて新号俸を決定する場合は，この限りでない。

附　則(令和元年9月3日)

この規則は，令和元年9月3日から施行し，改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則の規定は，平成31年1月17日から適用する。

附　則(令和2年3月24日)

1　この規則は，令和2年4月1日から施行する。

2　令和2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において，この規則による改正前の基本年俸表の適用を受けていた特命職員(有期労働契約の契約期間の終期が同日となる者を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は，切替日の前日においてその者が受けていた基本年俸の額と同じ額の号俸とする。ただし，第38条第1項の規定に準じて新号俸を決定する場合は，この限りでない。

附　則(令和3年3月30日)

この規則は，令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和4年2月22日)

1　この規則は，令和4年3月1日から施行する。

2　改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は，令和4年2月1日から適用する。

3　前項の規定は，この規則の施行日の前日までの間に退職した職員については，適用しない。

4　改正後の規則の規定を適用する場合においては，改正前の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は，改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附　則(令和4年3月29日)

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

附　則(令和4年9月30日)

この規則は，令和4年10月1日から施行する。

附　則(令和4年11月29日)

1　この規則は，令和4年12月1日から施行する。

2　改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は，令和4年10月1日から適用する。

3　前項の規定は，この規則の施行日の前日までの間に退職した職員については，適用しない。

(給与の内払)

4　改正後の規則の規定を適用する場合においては，改正前の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は，改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附　則(令和5年3月28日)

この規則は，令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和6年3月25日)

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

職種	職名	職務内容
特命教員	特命教授，特命准教授，特命講師及び特命助教	大学が定める特定の事項について教育・研究に従事する。
	特命助手	配置された組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
特命政策研究職員	特命首席政策研究職員	極めて高度な専門知識，経験等に基づく調査，研究，情報の分析等を行うことにより，政策の企画及び立案等の業務に従事し，当該部署の長を助けるとともに当該部署の業務を整理する。
	特命上席政策研究職員	特に高度な専門知識，経験等に基づく調査，研究，情報の分析等を行うことにより，政策の企画及び立案等の業務に従事し，当該部署の長を助ける。
	特命主任政策研究職員	高度な専門知識，経験等に基づき政策的，専門的業務に従事する。
	特命政策研究職員	教育研究の円滑な実施を支援するために必要な政策的，専門的業務に従事する。
特命専門職	特命専門員，特命専門職員その他別に定める職名	国立大学法人神戸大学事務組織規則に規定する事務組織等において，高度の専門的な知識又は優れた見識を一定の期間活用して行うことが特に必要と認められる業務に従事する。
	特命技術員	専門的な知識又は技能を一定の期間活用して行うことが特に必要と認められる業務に従事する。
特命教諭	特命教諭	生徒，児童及び幼児の教育，養護又は栄養の指導及び管理に従事する。

別表第2(第37条関係)

基本年俸表

号俸	基本年俸の額
95	2,232万円
94	2,088万円
93	1,944万円
92	1,812万円
91	1,656万円
90	1,536万円
89	1,428万円
88	1,284万円
87	1,224万円
86	1,164万円
85	1,140万円
84	1,116万円
83	1,098万円
82	1,080万円
81	1,071万円

80	1,062万円
79	1,053万円
78	1,044万円
77	1,035万円
76	1,026万円
75	1,017万円
74	1,008万円
73	999万円
72	990万円
71	981万円
70	972万円
69	963万円
68	954万円
67	945万円
66	936万円
65	927万円
64	918万円
63	909万円
62	900万円
61	891万円
60	882万円
59	873万円
58	864万円
57	855万円
56	846万円
55	837万円
54	828万円
53	819万円
52	810万円
51	801万円
50	792万円
49	783万円
48	774万円
47	765万円
46	756万円
45	747万円
44	738万円
43	729万円
42	720万円
41	711万円
40	702万円
39	693万円
38	684万円
37	675万円
36	666万円
35	657万円
34	648万円

33	639万円
32	630万円
31	621万円
30	612万円
29	603万円
28	594万円
27	585万円
26	576万円
25	567万円
24	558万円
23	549万円
22	540万円
21	531万円
20	522万円
19	513万円
18	504万円
17	495万円
16	486万円
15	477万円
14	468万円
13	459万円
12	450万円
11	441万円
10	432万円
9	423万円
8	414万円
7	405万円
6	396万円
5	387万円
4	378万円
3	369万円
2	360万円
1	351万円

備考　この表の適用を受ける特命職員のうち，給与規程第28条第1項に規定する教育職俸給表（一）の適用を受ける職員に相当する者の基本年俸の額は，この表の額に60万円をそれぞれ加算した額とする。